

平成30年第4回定例会

(12月6日招集)

山都町議会会議録

平成30年12月第4回山都町議会定例会会議録目次

○12月6日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	2
・議長の報告	
日程第4 提案理由説明	2
日程第5 報告第11号 平成28年度山都町一般会計継続費精算報告書について	4
日程第6 議案第62号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について	4
日程第7 議案第63号 工事請負契約の締結について	5
日程第8 議案第64号 工事請負変更契約の締結について	10
散会	13

○12月11日（第2号）

出席議員	14
欠席議員	14
説明のため出席した者の職氏名	14
職務のため出席した事務局職員	15
開議	15
日程第1 一般質問	15
10番 藤原秀幸議員	15
9番 吉川美加議員	29
2番 西田由未子議員	43
6番 藤川多美議員	56
散会	69

○12月12日（第3号）

出席議員	70
欠席議員	70
説明のため出席した者の職氏名	70

職務のため出席した事務局職員	71
開議	71
日程第1 一般質問	71
4番 矢仁田秀典議員	71
日程第2 議案第65号 山都町特別会計条例の一部改正について	86
日程第3 議案第66号 山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	87
日程第4 議案第67号 山都町職員等の旅費に関する条例及び山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について	88
日程第5 議案第68号 山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	90
日程第6 議案第69号 山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	92
日程第7 議案第70号 平成30年度山都町一般会計補正予算（第4号）について	97
日程第8 議案第71号 平成30年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について	108
日程第9 議案第72号 平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について	109
日程第10 議案第73号 清和物産館の指定管理者の指定について	111
日程第11 議案第74号 通潤橋史料館及び虹の通潤館の指定管理者の指定について	114
日程第12 議案第75号 清和高原天文台の指定管理者の指定について	119
日程第13 議案第76号 清和文楽館の指定管理者の指定について	125
散会	127

○12月13日（第4号）

出席議員	128
欠席議員	128
説明のため出席した者の職氏名	128
職務のため出席した事務局職員	129
開議	129
日程第1 議案第77号 そよ風パークの指定管理者の指定について	129
日程第2 議案第78号 服掛松キャンプ場の指定管理者の指定について	134
日程第3 議案第79号 国民宿舎通潤山荘の指定管理者の指定について	141
日程第4 選挙第1号 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	154
日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	155
日程第6 委員会報告 請願及び陳情等付託報告について	156
日程第7 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について	159

12月6日（木曜日）

平成30年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 平成30年12月6日午前10時0分招集
2. 平成30年12月6日午前10時0分開会
3. 平成30年12月6日午前10時44分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 提案理由説明
 - 日程第5 報告第11号 平成28年度山都町一般会計継続費精算報告書について
 - 日程第6 議案第62号 熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について
 - 日程第7 議案第63号 工事請負契約の締結について
 - 日程第8 議案第64号 工事請負変更契約の締結について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 栢 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副 町 長	岡本 哲夫
教 育 長	井手 文雄	総 務 課 長	荒木 敏久
清和支所長	渡辺 八千代	蘇陽支所長	橋本 由紀夫
会 計 課 長	藤島 精吾	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田中 耕治	健康ほけん課長	山本 祐一
福 祉 課 長	坂口 広範	環境水道課長	増田 公憲
農林振興課長	山本 敏朗	建 設 課 長	佐藤 三己
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	玉目 秀二

学校教育課長	渡 邊 尚 子	生涯学習課長	工 藤 宏 二
そよう病院事務長	小屋迫 厚 文	監 査 委 員	志 賀 美 枝 子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒 方 功 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） ただいまから平成30年第4回山都町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（工藤文範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番、矢仁田秀典君、5番、興侶誠君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（工藤文範君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から12月14日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月14日までの9日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（工藤文範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、お手元に配付しているとおりです。

本日までに受理した請願は、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。

次に、本日までに受理した陳情等は、陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。その他はお手元に配付しています。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 提案理由説明

○議長（工藤文範君） 日程第4、提案理由の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。

平成30年第4回定例会を招集しましたところ、御参集賜り、まことにありがとうございます。
初めに、9月定例会以降の町政等につきまして御報告を申し上げます。

台風の襲来は各地に大きな被害を与え、中でも関西空港の被害は甚大であり、空港機能の脆弱さを露呈しました。また、北海道地震に伴う道内全域の停電は、電気事業者の安定した電力供給に大きな課題を突きつけました。一日も早い防災基盤の強化が望まれます。

幸いに山都町におきましては大きな被害もなく、天候に恵まれ、トマトを初めとした夏秋野菜の生育も順調で、販売のほうも大変好調であると聞いております。九州における主要産地として、今後も町経済の牽引者として期待をしておるところであります。

ところで、町が出資しております有限会社虹の通潤館における不祥事につきましては、町民の皆様にご多大なる御心配と御迷惑をおかけしております。出資者としての責任を痛感しますとともに、組織管理体制の再構築と法令遵守の徹底を指導し、一日も早い信頼回復を図ってまいりたいと思います。

また、スポーツ面では、全国障害者スポーツ大会で県代表として、飯星かすみさんが砲丸投げとソフトボール投げの2種目で優勝をされました。特にソフトボール投げは大会新記録という輝かしいものでありました。

また、インドネシア2018アジアパラリンピックで、山都町役場職員であります藤嶋大輔君が走り幅跳びで日本記録を更新し、5位入賞を果たしました。2020年東京パラリンピックの出場に期待をしたいと思います。

10月には、第6回町内・集落内福祉全国サミットを開催いたしました。地域福祉にかかわる方々に全国各地からお集まりをいただきました。超高齢化社会の到来が予測される中、今後の地域福祉のあり方や地域福祉の担い手の確保など、課題解決に向けた熱心な議論や優良事例の発表など、大変有意義な大会でありました。この大会を契機に、山都町における地域福祉の輪がさらに広がることを期待します。

さて、11月に入りまして、山都町にとりまして念願の高速道路開通という大きなニュースが飛び込んでまいりました。長きにわたり、関係市町村を初め、政界、多くの方々の熱心な地道な要望活動が実を結んだ結果となりました。関係者の皆様方の御尽力に深く敬意を表したいと思えます。

数年後の矢部インター開通を見据えたまちづくりも待ったなしとなりました。官民一体となった取り組みの実現に向けて邁進してまいります。また、矢部・蘇陽間の整備計画から事業化への格上げにつきましても、熊本県側の取り組みとして、関係各自治体と一層連携を深めながら取り組んでまいります。

熊本地震と豪雨災害から復旧復興につきましては、引き続き町政の重要課題として、国や県の関係機関への働きかけを行うとともに、地元企業の皆さんと一丸となって取り組んでまいりますので、町民の皆様のご御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、今定例会に提案しております議案について御説明いたします。

今回の定例会に提出する議案は21件で、報告1件、条例5件、補正予算3件、その他12件です。

報告第11号は、平成28年度山都町一般会計継続費の精算報告です。
議案第62号は、町が加入しています一部事務組合規定の変更です。
議案第63号と第64号は、工事請負契約に関するものです。
議案第65号から第69号は、それぞれ必要な条例の一部を改正するものです。
議案第70号から第72号は、平成30年度における一般会計と特別会計の補正予算に関するもので
す。

議案第73号から第79号は、町が管理します7施設の指定管理者の指定に関するものです。

諮問第1号につきましては、人権擁護委員の推薦に関するものです。

以上、提案理由について説明を行いました。

詳細につきましては、各担当課から説明をさせますので、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げますと終わりとさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第5 報告第11号 平成28年度山都町一般会計継続費精算報告書について

○議長（工藤文範君） 日程第5、報告第11号「平成28年度山都町一般会計継続費精算報告書について」報告を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） おはようございます。それでは、報告第11号、平成28年度山都町一般会計継続費精算報告書について説明いたします。

次のページをお開きください。

7款土木費2項道路橋梁費。事業名は大矢野原演習場周辺民生安定事業でございます。上鶴線、水の田尾下鶴線の道路改良工事でございます。

本件につきましては、28年度から29年度に事業を設定したものでございますが、29年度までに完了に至らず、本年度、平成30年度に事故繰越をいたしまして、この二つの路線とも9月末日に竣工いたしましたので、今回報告を行うものでございます。

全体計画といたしましては、全体で3億1,010万円。実績といたしましては3億315万5,755円。最後の差額でございますが、694万4,245円につきましては不用額というところでございます。

平成30年12月6日提出、山都町長。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 報告第11号の報告が終わりました。よって、報告第11号「平成28年度山都町一般会計継続費精算報告書について」は報告済みとします。

日程第6 議案第62号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

○議長（工藤文範君） 日程第6、議案第62号「熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、議案第62号、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を次のとおり変更する。平成30年12月6日提出、山都町長。

熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」を「くまもと県北病院機構設立組合」に改める。

附則。この規則は、地方自治法第286条第1項の規定により、熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約に関する改正後の熊本県市町村総合事務組合同規約の規定は、平成30年10月1日から適用する。

提案理由でございます。熊本県市町村総合事務組合同規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 議案第62号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号「熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について」は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第63号 工事請負契約の締結について

○議長（工藤文範君） 日程第7、議案第63号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） おはようございます。それでは、議案第63号について説明させていただきます。

工事請負契約の締結について。次の工事について、請負契約を締結することとする。平成30年12月6日提出、山都町長、梅田穰。

工事番号。道ト補第30-1号。

工事名。御所トンネル補修工事。

工事場所。山都町御所地内。

契約金額。5,799万6,000円。

契約の相手方。熊本県八代市鏡町有佐226番地、株式会社土井組、代表取締役、土井建。

入札の方法。指名競争入札です。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。

今回のトンネル補修工事は、平成25年度に道路法が改正され、道路構造物の中で橋梁、それからトンネルの5カ年ごとの定期点検と、その診断結果によつての補修が義務化されたところですが、本町では15のトンネルを管理しておりますが、平成26、27年度の2カ年で点検のほうは完了しております。

点検は4段階評価で診断しますが、要補修の判定を受けたのが5トンネルありまして、この補修工事を平成33年度までに完了する計画で進めていくことにしております。今回はその中で最も延長の長い御所トンネルから着手するものです。

財源は社会資本整備事業交付金を活用し、補助率は63.8%です。

主な工事概要ですけれども、工事番号、工事名、工事場所は先ほど申し上げたとおりです。

入札年月日。平成30年11月28日。

工事概要。施工対象、御所トンネル施工延長312.2メートル。総幅員5.5メートル。有効高7.7メートル。面積4711.2平米。

主な工種です。空洞対策工、ひび割れ対策工、剥落防止対策工、漏水対策工、取替工、監査路目地充填工。数量については記載のとおりです。

落札事業者。商号、株式会社土井組。代表者、土井建。住所、熊本県八代市鏡町有佐226番地です。

次のページをお願いします。

公共工事請負仮契約書。工事番号、工事名、工事場所については先ほど述べたとおりです。

工期。平成30年12月10日から平成31年3月29日まで。

請負代金。5,799万6,000円。契約保証金579万9,600円。

上記の工事について、発注者山都町と受注者株式会社土井組は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約として効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約のあかしとして本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年11月28日。発注者、山都町。代表者、山都町長、梅田穰。受注者、商号または名称、

株式会社土井組。代表者、代表取締役、土井建。

次のページをお願いします。

開札調書になります。県内業者10社を指名しております。3社が辞退しております。4番、株式会社土井組が落札しております。落札金額は5,370万円です。

次のページをお願いします。

工事箇所の位置図です。町道、冷水後迫線の御所地内になります。

次のページをお願いいたします。

拡大した位置図になります。阿蘇公園線にタッチする後迫の終点側の後迫地区になります。

次のページをお願いいたします。

トンネルの坑口の両入り口の写真になります。

次のページをお願いいたします。

工事の内容ですけれども、対策工の詳細図です。右にフローチャートがありますけれども、空洞対策工と漏水対策工の図面になります。

空洞対策工は、この絵にありますように、トンネルの上部に発生した空隙部分を特殊なモルタルで充填するという工法になります。

それから、次の漏水対策工は、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、水抜き工を、標準断面の右側の詳細の図面にありますけれども、右側のほうに水抜き工を設置し、そこから有効に水抜きをするという工法でございます。

次のページをお願いします。

次がフローチャートでいう3番、4番のひび割れ対策工と漏水対策工です。

ひび割れ対策工ですけれども、上段がひび割れ対策工です。ひび割れ部にシール材を注入するものでございます。

それから、下の絵が漏水対策工です。これもひび割れ部にポリウレタン樹脂を注入するという工法になります。

次のページをお願いいたします。

これも漏水対策工と剥落対応型導水樋工の詳細になります。全体的に、経年により発生した空洞、それからひび割れ部を特殊な資材で充填していくというような工事内容になります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第63号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 説明の中で、15箇所のトンネルが危険だということで、要補修が5トンネルあると言われました。優先順位としてここを選ばれたという理由の中に、言葉尻を捉えるようで申しわけないですけど、長いのでおっしゃったと思います。トンネルの距離が。もちろん長ければ危険も、長いということで危険が多いというのもわかりますけれども、小さなトンネルでも、山都町の山の中で危険なところもあるんじゃないかなって、済みません、想像です。

要補修が5トンネルある中で、ここを一番にされた理由をもう少し詳しく教えてもらっていいですか。

○議長（工藤文範君） 建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） お答えします。まず五つのトンネルが要補修という判断をしたわけですが、その中でまず、全体的な施設の長寿命化の考え方として、橋梁のほうをまず優先的に今やっています。トンネルのほうは5トンネルですが、その中で一番、今回は延長の長い、それから予算の枠の中でどうしてもやらなければならないという事情があります。あと、危険度でも、特に延長が長いことで空壁の部分も多いということから、このトンネルからまず先にやろうという判断で、今回このトンネルを優先的にやるということでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 甲斐です。いつも契約のときに言っているんですけど、まず5,000万で3月29日までの工期ということで、当初から繰り越しであるということを明示してもらわなければいけない内容じゃないかなと思っております。そういう形で、もし繰り越しをしたときに、いつまでの工期に実際なるのか。それが1点。

もう1点は、概要についてでございます。エアモルタルを注入するわけですが、実際、空洞工が事業量一式というふうになっております。実際、空洞の中の大きさというのはどのようにして把握しておられるのか。それからまた、その量も、エアモルタルを注入するわけですが、その数量的なことを確認する方法というのはどういうふうに考えておられるのか。その2点を聞きたいとおもいます。

○議長（工藤文範君） 建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） お答えします。工期については、まず3月を工期として設定しておりますけれども、標準工期としましては6カ月になります。時期が来たときに、国の承認を得て、工期の延長を考えているところです。

それから、空洞部分の確認ということだったですかね。調査の方法は、軽微な工法としては目視、あと、打音による確認の方法がありますが、今回の調査はトンネル覆工レーダー調査といわれるもので、特殊な機械で、トンネルの内部から、聴診器みたいな感じでずっと当てていきながら空壁部分を確認していくというような工法で調査をしております。

空洞部分を確認した箇所数で79カ所、それから、エアモルタルのボリュームで140立米を現時点では調査の段階では確認しております。施工の段階で、大きくこれは多分ふえたり減ったりする可能性はあると思いますけれども、それは出来高によって変更していくということになると思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） ありがとうございます。エアモルタル注入というのは、なかなか管理っていうのは難しい状態でございます。そこあたりを担当者の方には、うまく現場のほうで確認

を常時させるようお願いしたいと思います。目に見えないやつをさせるものは、でき上がったものをまた確認することもなかなか厳しい形でございますので、中が空洞のところを確実にエアモルタルで中を充填するということに対して、現場の監督者のほうに指導をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 工事に対しての異論はございませんけど、たくさんのトンネルが山都町にはありますが、その中から問題があるところにこれをされると思いますけれども、トンネルは一番初めのはいつごろつくられたんですかね。年数はどのくらいたつとるかなと思って。そこらあたりを見ると、非常に山都町もたくさんのトンネルがありますから、随分そこらあたりをずっとしていかんやんような時期に来とるんじゃないかなろうかという思いがありましたもんですから、どのくらいたつとるんですかね、これは。

○議長（工藤文範君） 建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） 今回施工します御所トンネルは43年経過しております。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 工事そのものの契約については私も異論はないんですけども、先ほどお尋ねしたことで、素人目に見て、ああ、立派なトンネルだなと。この写真を見れば、でも、優先順位はいろいろ考えられてされているというのは言われたんですけども、いろんな小さなトンネルでも、ここ大丈夫かしらと思って通らなくちゃいけないようなところもたくさんある中でここになるというのは、予算の関係があるので仕方がないと思うんですけども、今も言われたように43年もたっているんで、しなくてはいけないというのは、それに異論があるわけじゃありません。でも、そのほかの、これは命にかかわることなので、トンネル崩落事故があつてからの道路法の改正を受けてのことだと思いますので、これからもより綿密な危険度の確認とかしていつていただきたいなというふうに思います。

よければ、そのほか、あと4トンネルがどこなのか教えていただけますか。

○議長（工藤文範君） 建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） ちょっときょう準備をしております。後でお答えさせていただきます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第64号 工事請負変更契約の締結について

○議長（工藤文範君） 日程第8、議案第64号「工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） それでは、議案第64号について説明させていただきます。

工事請負変更契約の締結について。

次の工事について、請負契約のうち、請負代金額4,676万4,000円を5,120万6,216円に変更することとする。

工事番号。山建高第1号。

工事名。九州横断自動車道延岡線北中島ICランプ舗装工事。

工事場所。山都町北中島地内。

当初契約額。4,676万4,000円。

契約相手方。熊本県上益城郡山都町杉木465-1。大栄企業株式会社、代表取締役、込山憲太郎。

入札の方法。指名競争入札。

変更契約額。5,120万6,216円。

平成30年12月6日提出、山都町長、梅田穰。

提案理由。本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

本工事の当初契約は本年6月に5,000万以下の請負額で契約をしていたものですが、工事内容の変更により5,000万を超えることになったため、今回提案させていただくものです。

2枚目の資料をお願いします。

工事請負変更契約概要。

1番から3番までは先ほど説明させていただいたとおりです。

工事期間。平成30年6月6日から平成30年12月10日。

当初契約額。4,676万4,000円。

変更契約額。5,120万6,216円。増額444万2,216円です。

当初契約日が平成30年6月5日。

当初の工事概要です。オンランプ延長327メートル、幅員5.5メートル、オフランプ延長309メートル、幅員5.5メートル。

工事内容については記載のとおりです。

工事変更内容。下層路盤工厚さTイコール20センチ。当初設計では15センチとしておりました。面積が4,054平米です。それから、舗装工、排水性トップコート、これが235平米を今度追加するものでございます。

主な変更内容で、下層路盤工を層厚20センチ、当初設計では15センチとしていましたが、前工事の竣工から約1年が経過しておりまして、その間、工事車両の往来や雨水の影響で路盤が荒れておりましたので、施工厚を今回20センチに変更するものです。それから、オフランプの一部区間約60メートルに舗装の耐久性を高めるために排水性トップコートを施工するものです。これは国交省のほうから助言を受けて追加するものでございます。この2点が主な変更内容です。

契約相手方。大栄企業株式会社、代表取締役、込山憲太郎。

次のページをお願いします。

公共工事請負変更仮契約書。

工事番号、工事名、工事場所については先ほど説明したとおりでございます。

変更契約事項。請負額で444万2,216円の増となります。

工事内容については別冊のとおりです。

平成30年6月5日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。なお、議会の議決を得られたとき本契約としての効力を生ずるものとする。

本変更契約のあかしとして本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年11月28日。発注者、山都町。代表者、山都町長、梅田穰。受注者、大栄企業株式会社、代表取締役、込山憲太郎。

次のページが位置図になります。12月16日に開通します九央道の山都町中島西インターのオン・オフのランプ工事になります。

次のページをお願いいたします。

下がオンランプで乗り口ですね、延長が327メートル。上がおり口でオフランプ延長309メートルです。赤字が変更数量になります。

次のページをお願いいたします。

トップコートとここにあります。234.5平米。延長で57.8メートル。これは先ほど説明しましたとおり、耐久性を高めるために舗装の上にコーティングをするものでございます。

次のページをお願いいたします。

オンランプの標準断面図です。一番下の赤書きで、下層路盤工再生クラッシュラン、当初設計は15センチであったものが20センチに変更した図面です。

次のページがオフランプで、同じく下層路盤工を15センチから20センチに変更しております。

以上です。お願いします。

○議長（工藤文範君） 議案第64号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 6番藤川です。変更契約ということでございますが、もうあさってはイベントがございます。工事はもう終了していると思いますが、工事がある前に本当は変更契約して、これいいかということで議会在認めて初めて工事に移るんじゃないかと思いましたが、手順としてはこれでいいのかをお尋ねいたします。

○議長（工藤文範君） 建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） お答えします。今回の工事、工期を12月10日に設定しております。最初にこの工事を発注したのが6月だったんですけれども、国交省のほうの開通の発表がかなり手前側といいますか、今月に発表ということが10月に入って正式に発表されたところなんですけれども、その中で実際の現場のほうとしてはそれに合わせてやらなければならないという今回は事情がありました。

本来であれば、議員おっしゃるように、もっと手前側で変更をして、議会の承認を得て施工すべきところではあったんですけれども、今回はそういった事情があったということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 国交省のほうからの指導と、また、開通の時期が早まったりということで、そのことに関しては何も異議はございません。もちろんそういうことで早まって、こういうふうになったということは承知をしておりますけれども、では、その時点で臨時議会でも開いてすべきではなかったかと思えます。

例えば、きょう、じゃあそういうことで皆さんが納得いかないということで否決をしたら、このお金が業者に払えないことになると思います。町長、いかがでございますか。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今、御指摘のとおりだと思います。私たちが今、指摘をされるまで変更の議案というようなことで、そこまで認識をしない中できょう提出した部分であります。冒頭、初めにお断りをしながら提出をすればよかったわけでございますが、今、事情につきましては御理解いただいておりますが、出し方としては不適切ではなかったかなという思いであります。

それと同時に、先ほど10月と言いましたが、もう11月になってからでございます。11月にも臨時会も開いていただいておりますので、その前にわかっておれば、そのときでも提案ができたのではなかったかなという思いはありますが、このような、早まったのはよかったわけでございますが、このような提出の仕方になったということは申しわけなく思っております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） それでは最後に、副町長にお尋ねをいたします。

こういうことは、県庁マンとしても長きにわたって経験をされておられましたので、こういっ

たルールで議会でこういうふうにして決めていいのかということですね。もう工事も終わってしまいましたと。変更内容にもしかして異議があったら、これは通らないわけなんですよ。してしまってからということに、非常に何というか、議会軽視でないかなということもあります。ですので、経験者として何かございましたらお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） 本件については藤川議員御指摘のとおりであると思います。また、今、町長が答弁したとおり、議案の出し方としては不適切だったと考えております。今後このようなことがないように、しっかり注意してやっていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号「工事請負変更契約の締結について」は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

一般質問の通告届け出は、本日午後2時までにお願ひします。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時44分

12 月 11 日（火曜日）

平成30年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 平成30年12月6日午前10時0分招集
2. 平成30年12月11日午前10時0分開議
3. 平成30年12月11日午後3時16分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第6日)(第2号)

日程第1 一般質問

- 10番 藤原秀幸議員
- 9番 吉川美加議員
- 2番 西田由未子議員
- 6番 藤川多美議員

7. 本日の出席議員は次のとおりである(13名)

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 眞原 誠 | 2番 西田 由未子 | 3番 中村 五彦 |
| 4番 矢仁田 秀典 | 5番 興 梶 誠 | 6番 藤川 多美 |
| 7番 甲斐 重昭 | 8番 飯開 政俊 | 9番 吉川 美加 |
| 10番 藤原 秀幸 | 11番 後藤 壽廣 | 12番 藤川 憲治 |
| 13番 藤澤 和生 | | |

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(1名)

- 14番 工藤 文範

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|----------|--------|---------|--------|
| 町 長 | 梅田 穰 | 副町長 | 岡本 哲夫 |
| 教 育 長 | 井手 文雄 | 総務課長 | 荒木 敏久 |
| 清和支所長 | 渡辺 八千代 | 蘇陽支所長 | 橋本 由紀夫 |
| 会計課長 | 藤島 精吾 | 企画政策課長 | 藤原 千春 |
| 税務住民課長 | 田中 耕治 | 健康ほけん課長 | 山本 祐一 |
| 福祉課長 | 坂口 広範 | 環境水道課長 | 増田 公憲 |
| 農林振興課長 | 山本 敏朗 | 建設課長 | 佐藤 三己 |
| 山の都創造課長 | 藤原 章吉 | 地籍調査課長 | 玉目 秀二 |
| 学校教育課長 | 渡邊 尚子 | 生涯学習課長 | 工藤 宏二 |
| そよう病院事務長 | 小屋迫 厚文 | | |

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○副議長（藤澤和生君） おはようございます。

本日、工藤議長が欠席のため、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長の職務をとらせていただきます。皆様方の御協力をお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○副議長（藤澤和生君） 日程第1、一般質問を行います。

5人の方から質問の通告がっておりますので、本日4人、明日一人としたいと思います。順番に発言を許します。

10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 皆さん、おはようございます。今、副議長が申されましたように、工藤議長が体調不良ということで入院されていらっしゃいます。私にも情報が入りまして、病状は特別重篤でもなく、昨夜は携帯にも出られたようでございます。精密検査を受けられるようでございますが、その結果もよく、一日も早く復帰されることを心より願うばかりでございます。

さて、私の一般質問でございますが、1年ぶりでございます、大変緊張をいたしております。本年も残すところ、あと20日ほどになりました。災害列島の我が国では本年も、全国的に見ますと大きな災害が幾つも発生をいたしております。しかし、山都町では、年明けからの寒波、大雪、酷暑とも言うべき夏の暑さはありませんでしたが、台風もそれ、大きな災害は発生をいたしていません。このように穏やかに残りの日々が過ぎることを願うばかりでございます。

一方、行政の課題、問題は山積をいたしております。執行部と議会が力を合わせ、行政運営に当たっていかねばならないと思っているところでもございます。

それでは、質問席のほうから質問をさせていただきます。

○副議長（藤澤和生君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） まず、防災・減災についてということで質問をさせていただきます。

熊本地震、その後の豪雨災害からほぼ2年半が経過をいたしました。農災を中心に復旧も終わっていないような現状を考えますと、その被害の大きさを改めて痛感しているところでもございます。発災当初、行政としての対応についての検証は今後していかなければならないと当時の総務課長も申されたと思っておりますが、そのような検証はされていらっしゃるのでしょうか。

総務課長、お願いします。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） おはようございます。それでは、藤原議員の御質問にお答えしたいと思っております。

28年の災害から2年8カ月が経過しようとしておりますが、お尋ねにありました災害後の検証ということでございますが、具体的に申しますと、一つのポイントとしましては、やはり自助、共助、公助の関係性がはっきりしたことかなと思います。

それから、行政機関との連携につきましては、社会福祉協議会との連携が非常に重要な部分を占めているかなと思います。具体的に申しますと、災害時の支援ですとか、あるいは全国各地から来られるボランティアの調整など等がございます。それから、災害時の留守宅におきます防犯活動ということで、警察初め消防団の巡回ということもありますし、また、大規模災害になりますと、デマ、風評等がSNS等を使いまして広く拡散されますので、そういった正しい情報の把握という部分も非常に大事なことかなというふうに考えております。

○副議長（藤澤和生君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 質問の趣旨は、今申されましたことは一般的なことで、非常にわかるわけでございますが、本当に一つ一つの行政関係の機関だったり、そういった検証をずっと、何名かでされていたかどうか、検証が本当に実際できていたかどうかということをお尋ねしたわけですが、どうでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。毎年、防災計画等にも記載する部分につきましては、各関係機関によりまして、この熊本地震等を反省あるいは検証を踏まえたところでの計画整備ということで行っておりますので、定期的に行っているという状況でございます。

○副議長（藤澤和生君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 私は検証については、これはぜひもう少し細部にわたるまで。何が必要かというようなことを前段の答弁のときに申されましたけれども、行政のみならず、申されました社会福祉協議会なり、消防だったり、消防団だったり、それから、自主防災組織がどうだったのかと、そういった本当に細部にわたるまでのしっかりした検証をする必要があるのではないかと思うわけですが、その点いかがでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） まさに議員御指摘のとおりだと思います。十分な、まだ検証ができていないかどうかにつきましては、状況を把握しながら適切に対応していきたいと思っております。

○副議長（藤澤和生君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） ぜひともそのような形でやっていただきたいと思っております。

それから、次ですが、私が思いますに、熊本地震については、そういった地震については100年単位の災害であろうというふうに思うわけでございます。しかしながら、公共施設を中心に、個人の住宅も含めまして、耐震化については今後とも図っていただきたいと思うわけですが、まず山都町において考えなければならないのは大雨に対する備えであろうと思うわけでございます。地球温暖化の影響で、時間雨量で100ミリを超えるような大雨は近年頻繁に起こっておりますし、毎年のように災害も発生しております。がけ崩れ、土石流等の災害は、山都町の地勢・地形を考えた場合、本当に容易に予測できることだと思っております。

そこで、避難場所、防災マップ等の見直しはというようなことも以前申されたというふうに記憶をいたしております。合併後に防災マップが各家庭に配布されておりました。配布された年度は、ちょっと私もわかりませんが、それには主に県が指定した土石流の災害危険箇所、それから、地すべり等の危険箇所、そういったのが記載をされ、避難場所等もそのマップの中には掲載されていたわけですが、これらの見直しについてはどのようになっていますでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。まず、避難場所につきましてですが、地震被害等を考慮いたしまして、指定緊急避難所は66カ所から61カ所へ、それから、長期にわたる避難ということになりますと、指定避難所としましては32カ所から14カ所への見直しを行っているというところでございます。基本的には、平時から地域住民で利用されている施設を非常時にも活用するものという考えでございます。

それから、防災マップにつきましては平成20年に発行しております。本町では土砂災害警戒区域が1,435カ所の指定がなされております。熊本県のほうにおきまして、平成29年度に基礎調査及び区域の指定作業が終了いたしましたので、本年度において防災マップを作成中でございます。

○副議長（藤澤和生君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 防災マップを作成中というようなことで、でき上がりをちゃんと、それももう少ししっかり検証していただいて、また各家庭に配布というようなことで御理解してよろしいのでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 年度内には完成させて配布をするということですが、それから、避難場所の考え方の一つとして、最近の地域では、集落内で最も安全で安心できる個人の住宅等があれば、地域ぐるみでの活用を考えている地区もあるようでございます。

以上でございます。

○副議長（藤澤和生君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） このマップの見直しは私も必ず必要だと思っておりました。例えば26年の名ケ川の土石流災害についても、あそこは以前のマップを見ますと、危険溪流という指定はあっておりませんでした。そういったことで、ぜひとも新しい形の見直しをしていただきたいと思っております。今、作成中というようなことで、大変期待をいたしております。

それでは次に、避難準備であったり、指示、勧告とか、いろんな用語がございますが、その発令の基準というようなことでお尋ねをいたします。どのような手順で、防災無線であったり、携帯エリアメールで、またはテレビ等のテロップでの告知というようなことになるのでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 避難に関する基準ということで、三つございますので、それぞれで御説明を申し上げたいと思います。

まず第一に、「避難準備・高齢者等避難開始」ということで、避難が困難になる夜間とか、あ

るいは早朝につきましては、気象台から警報が発令されるという可能性が大きい場合に発令しております。空振り覚悟でこの準備情報については発令をしておりますので、住民の皆様には御理解と御準備をお願いをしたいと思います。

それから、「避難勧告」でございます。大雨警報の発令中に土砂災害警戒警報や記録的短時間大雨情報、また、河川の水位の上昇による住宅地への浸水があるという情報が得られましたときには、避難勧告を発令するものでございます。

「避難指示」につきましては、土砂災害警報発令中に、さらに記録的短時間大雨情報が発表されなど、甚大な被害が発生するおそれがある場合に発表しております。

山都町におきましては、まず「避難準備・高齢者等避難開始」についての情報を発信しまして、住民の皆さんに周知をしているというところでございます。

○副議長（藤澤和生君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 今の準備勧告、警告ですかね、そういったことで、その基準等も今の課長の説明でわかったわけでございますが、本年7月あたりの大雨のときとか、9月の台風接近の折とかで、そういった避難準備であったり、勧告のあれが出ているというふうに思っておりますが、それと、実際にそういった勧告だったり準備だったりの中で、ちょうど私も防災無線を聞いておりましたが、避難場所として防災無線で流れたのは、千寿苑だったり、清和、蘇陽の支所であったというふうに思いますが、どれぐらいの方が避難をされたのかなというふうに思うわけでございます。お答えいただきたいと思います。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 今、議員のほうからございましたとおり、まずは避難準備情報のときには矢部保健センターの千寿苑、それから、清和、蘇陽の各支所を開きますということで流します。

ただ、住民の方におきましては、地域の避難しやすい場所に避難される方もおられますので、その三つの避難所と、それからあと3カ所程度の避難があっているようでございます。これは大雨あるいは台風によって差がございますが、大まかに30名前後の方が避難をされているような状況で、夕方から来られて翌朝には帰ってこられるような状況というところでございます。

○副議長（藤澤和生君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） はい、わかりました。その勧告の区域の問題ですね。山都町全域というような言葉は、かなり多いという記憶をいたしておりますけれども、山都町西部とかいえば旧矢部地区というようなことございましょうし、東部といえば清和・蘇陽というふうに私は理解をしておりますが、これは住民の方に本当に周知ができているのかなというような気はいたしております。この点はいかがでしょうか。

それとまた、考えてみますと、地形的に見ても、本町の場合は西部のほうから南部にかけてが非常にそういった土石流の災害は多いわけでございますので、もう少しきめ細やかな区域の発令ができないものかなという気もいたしますが、その点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。気象警報につきましては、熊本、それから、上益城とかいう区域がございまして、今ありましたとおり、山都町は東部と西部というふうにくくりがございまして。全国的な、気象台が発表する分につきましては、それ以上の細分化は難しいと思いますが、今ございましたとおり、例えば防災無線等で具体的な地域を挙げながら皆さんに広報することは可能であるかなと思いますので、気象台が発表します雨量情報とかも入手できますので、今後、例えば10キロ四方ですとか、5キロ四方ですとか、そういう区域ごとの雨量予想も出ておりますので、それを予測しながら発表するのが必要かなというふうに思います。

もちろん気象警報におきましては住民の皆さんの行動も十分必要でございますが、過去の経験則が役に立たないような状況があるかなというふうに思いますので、住民の皆さんにおきましては、限りある命でございますので、自分の命はみずから守るという基本的な避難行動に結びつけていただきたいなと思います。

以上です。

○副議長（藤澤和生君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 大体そのようなことでやっていただきたいと思うわけでございますが、まだ課長、ございますので、済みません。

今、答弁の中で、気象台とかいうような言葉が出ました。本当に気象台の予報も大事でございますが、今現在、民間の気象予報会社もあるわけでございます。民間の気象会社においては、レーダーの解析等については、かなり予報会社のほうが細やかで的確に当たるというような報道もされております。そういった点を考慮するのはいかがでしょうか。簡単でございますので、簡単に、総務課長。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） いろんな情報につきましては各方面から収集しまして、適切に対応していきたいと思っております。

○副議長（藤澤和生君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 今後、検討していただきたいと思っております。

それから、災害対策基本法の中で町村地域防災計画、山都町には山都町防災会議を経て町が策定した地域防災計画はあるのでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。山都町におけます地域防災計画ということで、毎年、梅雨時期に入ります前の6月に会議を開きながら、毎年見直しを行っているところでございます。大震災、それから、土砂災害編ということで、大きく分けますとその二つで計画を立てているところでございます。

○副議長（藤澤和生君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 防災計画はあるということでございますが、これは私自身の不手際かもしれませんが、こういった計画かは私もちょっと知らないような状況でございます。やはり、

毎年更新されるのであれば、せめて告知・周知ができるようなことでやっていただきたいと思います。

それから、防災に関する、いろいろ質問してまいりましたが、防災・減災については、私はやはり自主防災組織の充実・拡充が不可欠だと思っております。私の地元、朝日自治振興区にも実は自主防災組織はございません。総会の席上、私も何度も申して、本年中には設立というようなことになるようでございますが、そこで、山都町の自主防災の組織率、これ、以前にもお尋ねをいたしました、どれぐらいになっていますでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 現在では、自治振興区の住民に比して申しますと、カバー率におきましては74%というところでございます。

○副議長（藤澤和生君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 74%の組織率ということで、もちろん人口比があって、その自治振興区単位でいえば多少数字のずれはあるのかもしれませんが、74%は町全体でカバーができていたということでございますが、その自主防災組織の中で地域防災計画等が立案作成されて、そしてさらには、実際に防災訓練を行われている組織はどれぐらいあるのでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。正確な数はつかんでおりませんが、情報としましては、自治振興区単位での避難マニュアルというのは3地区ほど作成してあるという情報をつかんでおります。

以上です。

○副議長（藤澤和生君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 3カ所というように、これはカバー率で先ほどおっしゃいましたのでわかりませんが、かなりカバー率からすれば、3カ所ということになれば下がるのではないかとと思うわけでございます。

これはまず、自主防災組織の設立を呼びかけられた当初、町全体の組織率の数字が先行して、形式的でいいからというような形で、そういった設立の呼びかけがあったというふう聞いております。そのようなことでは本当に形骸化した組織であって、一丁事あるときに何の機能も果たせない組織になるというふう思うわけでございます。

ちょっと調べましたところ、東日本大震災後に地区防災計画というようなことで、一定区域の住民みずから話し合いの中で地区の防災計画を策定し、その計画を町の防災会議に提案をし、町は、その地区から上がってきた防災計画を町の防災計画の中に盛り込むというような道筋が示されているようでございますが、本町としては、このような制度に関してどのようにお考えでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 先ほど説明しました3地区における避難マニュアルというのも、非常に防災計画上あるいは減災計画上、大事な計画でございますので、現在におきましての調査

をしながら、活用できる分につきましてはそれぞれ活用したいと思いますし、議員がおっしゃいましたとおり、山都町は広うございますし、地理的条件もさまざまでございますので、やはり画一的な防災計画であってはならないというふうに理解をしております。

以上でございます。

○副議長（藤澤和生君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） そういった自主防災組織の育成にも非常に重要な役割を果たされます、今は防災無線のほうで流れております防災士の問題ですね。本町の役場職員にもおられるかと思いますが、役場職員なり、また、町内の方でどれぐらいの、今現在、防災士の資格をお持ちの方がいらっしゃるのでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 現在把握しているのは5名ということでございます。

○副議長（藤澤和生君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 私ども議員も、実は防災士ぐらいの資格は取らなければならないかなというような思いはいたしておりますけれども、ぜひともそういった人材の育成にも努めていただきたいと思っております。

そういった自主防災組織のいろんな防災計画、そして、防災活動の中から、私は地域コミュニティの維持、それから防犯、福祉活動、そういったことの充実につながっていくというふうに思っております。町民・住民の共助の意識の醸成のためにも、ぜひとも行政のほうから自主防災組織の、本当に成熟度の高い育成に努めていただきたいと思っております。この点、どのようにお考えでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 議員が御指摘されましたとおり、数ではありませんということではまさしく同感なところでございますので、内容を充実させた自主防災組織とありますし、それから、議員おっしゃいましたとおり、いろんな福祉活動なり何なりという地域のコミュニティ活動ということで、一つ、避難に対する弱者を考えてみたりとか、あるいは危険箇所を考えてみたりという部分につきましては、その地域づくりの一つの場面も想定できるわけでございますので、自主防災組織の強化も含めてでございますが、そのきっかけとして地域づくりの強化にも発展すれば幸いというふうに考えております。

○副議長（藤澤和生君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 今、総務課長の答弁を聞いて安心をしたわけでございます。ぜひともそういった形で自主防災組織の育成には努めていただきたいと思っております。

次に、職員の綱紀肅正になっておりますが、投票区、区長報酬の見直しについてという質問を先にさせていただきます。

投票区のことですが、まず、見直しの一義的といいますか、最大の理由は何なのでしょう。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、投票区の見直しという御質問でございますので、お答

えをしたいと思います。

山都町、合併いたしましたして、投票区につきましては、旧町村単位での投票区をそのまま引き継いでいるような状況でございます。投票区間の差異も解消されないまま現状に至っております。有権者の減少ですとか、あるいは、投票立会人、管理者の確保、それから、事務を担当する職員等の削減というところもでございます。事務担当者の配慮にも支障を来すことというふうになりました。そういった背景の中から、今回、投票区の見直しというところが出てきたところでございます。

○副議長（藤澤和生君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 一義的とさっき私は申しましたが、複合的な要素というふうに理解してよろしいのでしょうか。

それから、経費の削減というようなことが一つの、私は眼目にあるんじゃないかなというふうに思うわけでございますが、投票区を統合することによって、幾らぐらいの経費の削減ができるのでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 投票区を経費の削減ということでございますが、今現在、53カ所につきまして大体18カ所に再編したいというところでございます。

節減の項目としましては、人件費の部分、それから賃借料部分、投票所の借り上げ経費ですとか、あるいは車両の借り上げ経費、その他、ポスターの掲示、それから、投票所における経費等がございます。町長選挙の例で申しますと、約400万円程度の節減につながるという試算をしております。

○副議長（藤澤和生君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 削減額は400万ぐらいというようなどがわかりました。

それで、投票区の再編について、恐らく選挙管理委員会でも十分議論をされたと思いますが、どのような、選挙管理委員会の中で意見が出ていたのでしょうか。また、来年度よりの実施を考えられているようですが、実施までのスケジュールはどのようにされるのでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。選挙管理委員の会議の中での状況ということでございますが、まずは投票区間の不均衡の解消というのは先ほど申し上げたとおりでございますが、やはり投票区の再編になりますと、投票率の低下を危惧されるという部分が最大ということでございますので、その支援につきまして、他の自治体の事例の情報収集あたりを行ってまいりました。それから、移動の手段の考え方ですとか、あるいは移動式の期日前投票所設営等、幾つかあるようでございますので、その支援につきましては具体的にこれから決めていくということになります。

それから、議員の皆さんにおかれましては、住民の皆さんに御不便をかけるという分は十分承知のところでございますけれども、今後の、有権者も減少する中での投票所の維持という分につきましても、住民の皆さんに対して御理解をいただくところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、年内に投票区の見直しにつきましてはの決定の報告を各町内において、3カ所において行う予定ということでございます。

それから、投票区の再編に伴いまして事務システム等の改修も必要になりますし、それから、看板設置等の数の精査等々の事務的な準備を進めていくということで、投票区につきましては、来年4月に実施されます統一地方選挙から行っていきたいと考えているところでございます。

○副議長（藤澤和生君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 今申されました中で、いろんな行政のほうのいろんな手続ですかね、そういったことがあるというようなことでございますし、4月から実施というようなことでございますが、今の答弁の中にも申されましたが、9月の政策審議会の中で期日前投票の移動投票所等も開設するというようなことをおっしゃって、たしか資料の中にあったというふうに思っております。それを含めたところの対応策については、投票率を下げないための対応策といえますか、どのようなことをお考えでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） まず、支援の一つにつきましては、いわゆる再編されました投票所から新たな投票所までの移動手段の確保というのを第一に考えているところでございます。八代市で実施をされておりますので、旧坂本村あるいは泉村での事例がございますので、それを検証していきたいと思っております。

議員からもありました移動式の期日前投票所の分につきましては、県の選管とも運用の仕方、あるいは制度的に十分なのかということについては、もうしばらく検証する必要があるかなというところでございます。

○副議長（藤澤和生君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 検証の必要などころもあるようでございますが、私が思いますに、町長選挙であったり、私どもの町議会選挙であれば、ある程度の投票率は確保できるのではないかなというふうに思っております。そういった身近な選挙につきましてははですね。しかし、国政選挙になりますと、本当に投票率を非常に心配をいたしております。投票権といえますか、参政権については、国民の本当に大きな権利でもございますので、統合によってその権利が損なわれることのないように、今、申されました対応策も含めたところの対応をとっていただきたいと思っております。

それでは次の、区長に対します質問に入らせていただきますが、通告書には文書配布の手当のように書いておりますが、区長さんには一戸当たり幾らというような額を出されているかと思っておりますが、どのような名目で出していらっしゃるのでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、区長部の交付金ということで御説明を申し上げたいと思っております。

大きく分けまして、共有割、それから、世帯割という二つで交付しております。共有割におきましては、文書配布世帯数に応じて6段階に分けまして、世帯数によって基本額5万円から15万

円をそれぞれ交付すると。それから、世帯割ということで、町で御依頼いたします行政文書の配布等々の算定ということで、世帯割で、今現在は一世帯当たり4,000円というところでございます。

○副議長（藤澤和生君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 区長会のほうに説明をされているのは、今おっしゃいました共有割の部分の削減でしょうか。それとも、文書配布のといえますか、1世帯4,000円のでしょうか。それとも、あわせたとの減額を提示されているのでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 現在、区長部会でお示しをしてるのは、世帯割の減額ということで御提案をさせていただいているところでございます。

○副議長（藤澤和生君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） それを、9月の定例会でも3番議員の質問があったと思いますけれども、半額というようなこと言われているようでございますが、これは数年前にも、区長を非常勤公務員から外すことによって一律3万円の手当をなくして、たしかそれがあったというふうに思っておりますが、そして今回、またこういった形で半額にするというようなことになれば、本当に区長さん方のポテンシャルを下げることになると思っておりますが、やはり月に2回の文書配布が1回になったということで、半額ということでございますでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。単純な計算というところで、2回から1回というところをお示したところでございますが、説明する中で、今、議員御指摘がありましたとおり、行政からの文書も含めまして、いろんな文書も来るよということで、広報ばかりではないという御意見もありましたので、現在提案しております部分の見直しにつきましても検討をしているところでございます。

○副議長（藤澤和生君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） わかりました。区長部は本当に住民自治の末端に位置する組織だというふうに思っております。その長である区長を中心に町道の維持管理も行われていますし、高齢化に伴い、なり手もないという集落もございます。職員が配布したり、メール便等での配布になれば、これは実際、今の支給額よりもかなりの高額になると思っておりますので、今、検討中というようなことございますが、ぜひ現状維持をしていただきたいというふうにお願いをしまして、次の質問に移ります。

次のことで、ちょっと順序が逆になりましたが、綱紀の肅正ということでの質問ですが、ことしに入りまして、次々と新聞紙上をにぎわわせるような町職員の不祥事が続いております。それ以外でも、農業委員会であったり、税務課等でもちょっとしたミスが出ているようでございますが、再発防止が最も大事なことだと思っております。どのような対応策をとられたのでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 職員の綱紀肅正という御質問でございますので、お答えをしたい

と思います。

住民全体の奉仕者としての職責を果たすべき町職員の不祥事が発生したということで、住民の皆様への信頼を失う結果ということになったところでございます。職員一同、危機感を再共有しまして、信頼回復に向けまして取り組んでいるところでございます。

幾つか具体例を申し上げたいと思いますが、まず、ハラスメントの相談窓口ということで、人事給与係が通常の相談窓口でございますが、より充実させるために、その他職員5名を加えました。それから、なかなか内部での相談窓口という部分につきましては、個人的にかかわるというところもございますので、外部相談員といたしまして、特定社会保険労務士1名の方に外部相談ということで依頼をしているところでございます。それから、職員研修の実施ということで、もちろんメンタルヘルスも含めまして、ハラスメントの防止というための職員研修も実施してまいりました。それから、メンタル面の相談窓口ということで、臨床心理士1名の方をお願いを申し上げまして相談窓口を開設しておりますし、職員の心の健康相談室ということで、月1回、本庁、各支所を回るような定期的な相談時間も設けているところでございます。それから、朝礼の実施でございます。本庁、各支所を月ごとに町長と私のほうで巡回しながら、町の情勢なり、あるいは状況なりという報告をしながら、職員の綱紀粛正にも努めているところでございます。それから、やはり日ごろの係内あるいは課内の活発なコミュニケーションによる相互連携も必要かなというところでございますので、課長会議等におきましても、そういった活発な職員の親睦等を深めることも必要ということで、会議等でも啓発をしているところでございます。

○副議長（藤澤和生君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 対応策はちゃんととられているようでございます。私も300名を超える職員の皆さんの大部分は本当に真面目に町民・住民のためというような気持ちも持ちながら、一生懸命業務に取り組まれていることは十分承知をいたしております。

しかしながら、このような不祥事が続きますと、町民の行政に対する信頼は損なわれてしまいます。議会に対してもそうであろうというふうに思っております。

そこで、信頼回復には、まずは「隗より始めよ」という言葉もでございます。挨拶や電話や窓口での対応の基本的なところから始めて、先ほど申されました対応策をとりながら、再発防止に努めていただきたいと思います。

ここで町長、一言ございましたらお願いいたします。

○副議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 藤原議員からありましたように、不祥事につきましては本当に申しわけなくという思いであります。

そうした中、今、総務課長のほうから取り組み状況等については説明をいたしましたが、基本的にはやはり職員一人一人の自覚が1番ではないかなという思いであります。やはり職員教育をもう少し徹底をしていきたいという思いであります。いろんな教育の場も設けながらと思っておりますが、なかなか私の見る限り、参加も少ないんじゃないかなという思いであります。それと同時に、自分の所属長がもう少し部下の把握をしておけば防げる部分じゃないかなという思いで

おります。朝の挨拶とかありましたが、朝出勤してくる部下職員の顔色であったり、服装であったりを点検をする上司がおれば、このようなことはないんじゃないかなという思いでおります。

また、今回の幾つかの不祥事につきましても、かばい合う精神がずっと生きとったんじゃないかなという思いもあります。聞けば、もうあの人は5年前、10年前、何回かいろんな事故を起こしておるといふ職員が多いような気がします。これについてはやはり、なかなか表に出さない中で処理をしてきた弊害が今出てきておるんじゃないかなという思いでおります。これが氷山の一角でないことを願っておるわけですが、先ほどありましたように、これだけの多くの職員を抱えておる我が職場でありますので、まずはここにあります、後ろに控えておる幹部職員を含め、綱紀を正しながら、部下職員が頼りになるトップにならなくてはならないという思いでおります。まずは我々が襟を正しながら仕事を進めて、職員教育も進めてまいりたいと思います。

○副議長（藤澤和生君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 開会日のホームページの問題、また、先日の総務委員会でも同様の指摘があったと聞いております。本当に緊張感を持って行政運営に当たっていただきますことをお願いを申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。

小中学校の部活動の社会体育移行についてということで質問をさせていただきます。来年度から実施というようなことですが、現在までどのような手順とか準備状況はというようなことで質問項目を上げておりますので、教育委員会のほうから説明をお願いしたいと思います。

○副議長（藤澤和生君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 部活動の社会体育移行につきましては、平成27年3月に熊本県がまとめました児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針のもと、本町におきましても小学校の運動部活動について平成30年度末を目標に社会体育へ移行するために、平成27年10月にPTA会長へ説明会を開催し、またその後、運動部活動に関する調査、意見交換会などを経まして、平成29年度に小学校運動部活動社会体育移行に関する検討委員会を設置して討議を重ねてきております。その経過の中で、生涯学習課で児童の社会体育活動に関する方針を定め、社会体育活動に移行するための活動方針や目標、教育委員会の役割、支援体制を明確にし、検討委員会に示しながら、移行に向けた準備を行ってきているところでございます。

○副議長（藤澤和生君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） わかりました。でも、ちょっと聞くところによりますと、保護者に対する説明はこの前で2回ぐらいしかなかったと。もちろん保護者は年々変わっていかれますので、以前あっても、その方がいらっしゃらないというような場合もあるかなと思っております。そういったことで、その点もちょっと心配をいたしております。

現在、少年関係のクラブは、社会体育でされているのは、矢部地区を中心に野球、剣道ぐらいかなと思っているわけですが、そういった中で、他の種目といたしますか、今、特に男子に人気のサッカーであったり、女子児童向けでは、剣道以外には社会体育のクラブはないわけですが、そういったことで、クラブといたしますか、生徒たちの意向調査とか、そういったこ

ともしなければならないと思うわけですが、意向調査はされているのでしょうか。

それから、練習場所とか指導者の確保、これもこういった移行事務は教育委員会の一つの仕事だろうと思うわけですが、その点はいかがでございませうでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 学校教育課長、渡邊尚子君。

○学校教育課長（渡邊尚子君） 今の御質問ですね、種目のほうから御質問がございましたので、ちょっとそちらのほうを御紹介したいと思いますけれども、山都町には、現在、17のジュニアスポーツ団体がありまして、そちらのほうを把握しております。広報やまとの7月号から連載で、その活動内容の紹介を行っております。今、議員のほうからお話になられた中では、剣道、野球ということで御紹介していただいたと思いますけれども、そのほかに、野球のほうも1カ所ではなくて2カ所ほどあっております。陸上もあっております。あと、卓球、バスケット、バドミントン、バレーボールといった形でされておまして、合気道ですかね、そういったものもあっております。

女子のほうの部活ということでは、それが女子ということで限定されるわけではありませんけれども、ダンスなどのクラブの登録もあっているところです。

意向調査ということなんですが、子供さん自身への意向調査ということで私どものほうではやっているところではありませんけれども、先ほど教育長のほうからお伝えしました検討委員会を29年10月から現在まで3回ほど重ねる中で、学校長とPTA会長に出席していただいております。そちらの内容については学校のほうに落としながら子供さんに情報を提供しているところがございます。

以上です。

○副議長（藤澤和生君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） ちょっと私の勉強不足の点もございませうが、17の団体と。言われてみれば幾つか気づいたわけですが、そういったことだと思います。

私は社会体育移行の中で1番の問題点は、スポーツの機会といいますか、今までは、例えば学校単位でのバスケットボールであったり、サッカーであったりというようなことで、部活動というようなことでされているわけですが、それがなくなれば、そういったスポーツクラブにスポーツをしたい人は行くわけですが、清和・蘇陽地区の子供たちの中で1番のネックは送迎であろうと思っております。迎えに関しては保護者の責任でいいのですが、放課後、学校から練習場所までのコミュニティーバスの運行は考えられないのでしょうか。

この質問につきましては、企画政策課長のほうに、コミュニティーバス事業の見直しも今考えられているようではございますが、その点、考慮の項目に入っておりますでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） ただいまコミュニティーバス等の改変ということで、地域交通網形成計画の策定で活性化協議会の皆様の御意見をお聞きしながらしているところです。

今言われたように、社会体育に移行する場合の子供さんの会場までの移動方法、そのことについては、一応議題というか、御意見としていただいているところでございます。この内容につき

ましては、例えば既存のバスに乗れるようにするとか、新たに部活の送迎用ということに関しましてはいろんな課題がありますので、そこら辺の課題を整理しながら、また、関係各課、協議会の中で図っていきたいと考えております。

○副議長（藤澤和生君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） わかりました。言葉ではスムーズな移行というようなことを言いたいわけですが、初めですので、必ずしもスムーズにはいかないというようなことがあるかと思いますが、教育委員会、それから、いろんな組織と保護者の皆さん方と相談をしながら、本当に安心してスポーツが楽しめる、そして、よりよい社会体育活動ができますように御努力をいただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

もう時間もございませんが、人口減少というようなことで、問題というようなことで質問を上げております。これは余りにもくくりが大き過ぎまして、簡単にはいかないわけですが、現在、1万5,094人、10月31日現在というようなことでございますが、項目の中で、まずお尋ねだけをしていきたいと思います。

29年度の社会減、自然減、その数字をお答えいただきたいという御質問でございます。これは担当は企画政策課のほうですかね。よろしく申し上げます。

○副議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 平成29年の人口の状況についてお答えいたします。熊本県の推計人口調査の資料によるものでございます。自然の増減が出生者79人、死亡者351人で、272人の自然減となっております。社会増減は転入者367人、転出者495人で、128人の減となっております。合わせますと、年間400人の減という状況でございます。

○副議長（藤澤和生君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） はい、わかりました。この数字を見ますと、これちょっと以前、社人研ですか、社会保障・人口問題研究所の予測数値よりも減が少ないというような感覚を持っております。

しかしながら、町計画の中では、2024年ですかね、1万3,000の人口は維持したいというようなことでございますが、こういった三百四、五十人の減ですかね、合わせますと。そういったことになると、これは大変厳しいというふうに考えておりますが、見通しについては、ちょっと企画課長のほう、どのようにお考えでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 将来の見通しについてでございます。これも推計人口によるものでありますけれども、2020年は1万3,930人、2040年には8,712人まで減少すると推測されているところです。30年10月1日現在の推計人口が1万3,991人です。こうしたことからすると、2020年の推計人口1万3,932人に近い数値になっておりますので、約毎年2.8%とか2.7%の率で減少しているという状況でございますので、減少率は予測より少し早く進んでいるのではないかと考えております。

○副議長（藤澤和生君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） もう時間もございませんので、いろいろ町長のほうにも質問をしたかったわけですが、人口減少問題については減少の抑制策をまず考えなければならないわけですが、日本全国的に人口減少社会でございます。人が減ることは当たり前というようなことを当然認識しながら、減少後の地域コミュニティーの維持、山都町の運営も、減少を前提として考えていかなければならないと思っております。執行部でもなお一層の減少抑制策の取り組みをお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○副議長（藤澤和生君） これをもって、10番、藤原秀幸君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時09分

○副議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 皆さん、おはようございます。9番、吉川でございます。

師走に入り、皆様何かとお忙しい中、また、きょうは足元のお悪い中、傍聴にお越しいただきありがとうございます。9月の定例会の後、山都町の至るところで秋祭りや収穫祭が繰り広げられました。私、個人的には10月に両親がそれぞれに体調を崩しまして入院した結果、そういったイベントへの参加がかなわなかったので大変残念だったんですが、各地を盛り上げていただいた地域の皆さんに、この場をおかりしまして感謝を申し上げます。

また一方、国のほうでは、外国人労働者を受け入れやすくする入管法ですとか、水道事業に外国の企業が参入できるようにする水道法の改正など、大事な法案が次々と、十分な審議の時間も得られないままに決まっていっているというふうな非常に危機的な状況だというふうに感じております。私たち、永田町から遠く離れたところに住んではおりますけれども、そういう法律とか法案とかが改正になれば、もちろん私たちの生活にも直接的な影響が出てくるのではないかと思っています。本町にも農業実習生の皆さん、大事な戦力として働いていらっしゃる事実もあります。そして、きれいでおいしい水を誇りに思っている私たちに、外国の資本によってそれが管理されるかもしれない、そういった心配もあるわけなんです。

消費税増税に至っては、緩和策としてポイント還元などということを申しておりますが、ここで日常を送る私たちにどれだけの恩恵があるのでしょうか。大変な近未来を突きつけられた、そんな感じがしております。

話題を転換しますが、先月、熊本市内の護国神社で開かれました菓子祭りに清和文楽が出張公演しましたので、私も応援かたがた参加をしました。その行ったついでにとっては何ですが、清和の物産館の出店テントの呼び込みの手伝い、販売の手伝いなどもさせていただきました。そ

ここで、清和文楽ファンの方がたくさんいらっしゃることを再認識し、また、野菜を買ってくださる皆さんの様子から、山都町の有機野菜の知名度が浸透しているということを実感いたしました。文楽をごらんになったお客様は、清和まで遠くて見に行くことができなかつたけれども、きょうは近くで見られて感激しましたとおっしゃいました。次の日曜日に開通する中島西インターチェンジですが、今後の高速道路の延伸を促進し、清和にも立ち寄っていただけるよう、清和インターチェンジの設置も考えていただきたいと思いますと思っております。

本日は、先日行われました防災訓練の振り返り、自治振興区の区長制度見直しから2年、そして通潤橋修復に係る問題等をちょっと順番を入れかえながら質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（藤澤和生君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） きょうはちょっと風邪がみでして、声が聞き苦しいと思うんですが、よろしくお願いいたします。

まず、先ほど1番に質問された藤原議員の質問事項と関連がございますので、防災訓練と、それから自治振興区のことについて先に質問させていただき、その後、通潤橋についてたつぷりと伺っていきたいと思っております。

まず、防災訓練の振り返りですが、11月4日に山都町総合防災訓練が実施されました。私はこれを聞いたときに、この計画、住民参加型の訓練であればいいなと思っていたわけで、そこに期待もしていたわけなんですけど、しかし、この日程、11月4日ですが、ほとんどの住民が参加できなかったんじゃないかと思っております。なぜなら、町内各地で福祉祭りや文化祭などの行事がめじろ押しであったという、そういう日でした。収穫期が終わり、秋のイベントが盛りだくさんなのは毎年のことなんですけれども、この日程がどのようにつくられ、無理がなかったのか、振り返りをよろしくお願いいたします。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、お答えをいたします。今回の総合防災訓練の日程ということでございますが、山都町におきましては、御承知のとおり、11月にあります秋の全国火災予防運動の期間中に消防団の非常呼集訓練等を行っております。自治振興区ですとか、あるいは地域の大きな行事になりますと、この消防団訓練日というのは年間計画の中にも盛り込まれているというところを判断しまして、行事の重複が最小限にとどまるのではないかという考えのもと、実施したところでございます。

○副議長（藤澤和生君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 例年、119ということで11月9日にそういったものが行われていることは承知をしておりましたけれども、この際、先ほど藤原議員のほうからもありましたように、自主防災の意識を高めていくためにも、もうちょっと住民が大いに参加できる日程を次回、来年以降考えていただけたら幸いかなと思っております。

また、当日の訓練、日程表に沿って順調にいきましたでしょうか。そこをお伺いいたします。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。当日は午前9時に防災行政無線で周知をいたしまして、関係者の参集を図ったところでございます。

訓練の日程の状況ということでございますが、訓練終了後の分団長会議等でも、地域によってさまざまな状況の報告があったところでございます。初めて行うところでございますので、十分な周知がなかった点、あるいは多少の戸惑いもあったかなというふうに思いますが、大きな混乱はなかったと把握をしております。

○副議長（藤澤和生君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） この計画書によると、今のような順次9時スタートで11時の訓練終了まで事細かに書いてございます。その中で、タブレットを使った、その内容としましては、分団長、それから地区の方々、それから土砂災害警戒区域の方々にしていく周知、ビラを配ったり、そして団員への指示、そして実証実験というところで、アプリによる被害報告訓練及び避難訓練、情報伝達訓練、タブレット版というふうに書いてあるんですけども、これは分団長にお渡しになったものなのか、その地区の区長さんとか会長さんにお渡しになったものなのか。そして、それがどのような機能を持ったアプリだったのかをお伺いいたします。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えをしたいと思います。まず、タブレットにつきましては、消防の分団長に全て配ったところでございます。

それから、タブレットの効果でございますが、通信環境が良好な場合としての回答ということで御理解をいただきたいと思っております。タブレットで現場写真を撮りまして、それが位置情報とともに伝達されますので、電話のみでの情報提供に比べますと、被害の程度なり、どうしても電話口になりますと個人差がございますが、やはり見た目そのものが送られてくるという部分がございますので、やはり現場確認に向かう時間短縮ですとか、あるいは被害の規模に応じた対応、あるいは今後の準備についての予測が立ちやすいという便利な部分もあるかなと思っております。

それから、他者への情報提供といいますか、それを經由してまた違う機関にも、特に今回の場合には、町道もございまして、住民の生活道路としては国道、県道もございまして、そういった場合にも国県の機関にも經由して情報が提供できるということで、非常に便利な防災のアプリケーションだったということで理解をしておりますし、今、本格的には菊池市のほうで導入がなされているところでございます。

○副議長（藤澤和生君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 承知しました。今のアプリは非常に役に立つものだと思っております。以前、この議会でも申し上げたことがあるかもしれないんですが、地震の後に、私が住んでいる井無田地区では、その当時の福祉委員さんが頑張ってタブレット版のようなものをつくられて、それを区長あるいは組長が持ち、今まさに荒木課長がおっしゃったように、言葉ではわからない、写真がばちっと共有できるところがすぐれているものだというふうに思っております。

それで、これは予算的な課題はあろうかと思いますが、今、菊池市が導入したというふうにおっしゃいましたけれども、我が町でもぜひこれは推進していただきたいと。役場職員のみならず、

本当に今おっしゃった消防団、そして地域の会長、区長さん、そういった方、そして私たち議員が情報を、こういう便利なアプリを、これ、決して難しいものではないですね。皆さんがラインとか、いろんなそういった民間のもの、無料アプリを使ってらっしゃると思うんですけども、そういったもので一斉に皆さんで情報が共有できるということは非常にメリットがあるということですので、今後の防災・減災に役立てていけるように、前向きに本町でも導入を検討していただきたいというふうに思っております。

また、今回の防災訓練なんですけど、多くの町民を参加させることはなかなか難しかったんじゃないかと私は思っているんですけども、今回の取り組みが、先ほど藤原議員のほうからもありましたように、自主防災組織の底上げができるようなきっかけとなり得たというふうに思っておりますか。いかがでしょう。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 今後の地域での防災訓練の意識づけということでございますが、藤原議員のときも申しましたが、やはり自助・共助の観点からしますと、継続した取り組みが必要かなと思います。山都町内、地理的な条件がそれぞれ異なりますので、画一的な総合的な訓練はなかなか実施できない状況でございますが、災害の想定といたしまして、土砂災害、浸水災害、風雪害など、発生頻度や危険性の高いものを地域で考えていただいて、それを訓練の一部として役立てていただきたいと思っておりますし、住民の皆様には、訓練といいますとなかなか参加がしにくうございますが、地域での行事の中に、例えば炊き出しの部分というものを少し行事の中に、防災訓練的なもののメニューを加えていただくことによっても住民の皆さんの理解も高くなっていくかなと思いますので、今後とも継続は力なりということで、訓練等の重なり、それから、防災意識の高揚に期待をしたいというところでございます。

○副議長（藤澤和生君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 今おっしゃるとおりに自主防災組織、先ほど、現時点で74%まで伸びているということがございましたけれども、今のようなことをきっかけに、もちろんおっしゃるように地域地域でいろんな条件が違いますので、それをその地域が取り組みやすいような促しとか、全体会を、自治振興区の会長を集めたり、区長たちを集めたりして会議をなさる折々に、たびたびに申し上げていただきたいと思っております。

この防災訓練も、私、最初に担当の係に、これ、全員参加型になるんでしょうかというふうなことを聞いたときに、そう一足飛びにはできませんというふうなお返事だったんです。でも、できませんじゃなくて、先ほどの交通網の形成にしても何にしてもなんですけど、役場はいろんな回り道が多いような気もしています。なるだけこういう防災なんて、本当またいつ起こるかわからない。また来年になれば台風も来れば水害もあるだろうという中で、早目早目に段取りをしていただけるような手だて、呼びかけを進めていただきたいと思ひまして、防災については終わりたいと思ひます。

このまま引き続き、次に通潤橋じゃなくて、自治振興区のほうの課題に移りたいと思ひますが、きょうのように、冒頭で藤原議員もおっしゃったように、防災の観点からも自治振興区の機能の

充実というものがまさに望まれているところです。住民自治の基本は、住民がつながる力だと思います。平成28年度から区長の肩書きが変わり、区長に支払われていた報酬が交付金の形に変わっています。

そこで、この2年間を私ながらに振り返ろうと思って、役場に提出された交付金の報告書というものを拝見しました。残念ながら、余り変化は感じられなかったところです。といいますのも、自治振興区の会長も区長も2年ごとに半数ずつが入れかわられるシステムです。報酬から交付金に移行したことが浸透していないのではないかなと思われるところもございました。

まずは報酬と交付金の違いというものをわかりやすい言葉で説明をしていただきたいのですが、よろしく願いいたします。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、お答えをしたいと思います。まず、報酬ということですが、地方公共団体におきまして、非常勤職員が一定の勤務に従事した場合に、その対価として払われる給与ということで条例等で規定をしているところでございます。本町では区長を非常勤職員としておりませんので、現制度の中では支払っていないというところでございます。交付金につきましては、団体等に対して、地方公共団体のいろんな委託に基づいて、あるいは事務処理の報償的なものとして支出するというので、専ら一方的に交付する性格のものでございます。

○副議長（藤澤和生君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 報酬と交付金、そして、区長は非常勤ではないので、今回、交付金制度というか、そういったほうに移行したということの理解をいたしました。

自治振興区の交付金とは別に、区長部というものが創設されまして、そこに与えられた交付金というのは、もちろん区長への、いろいろ先ほども出ていました配達物の手当等を含んだところで、地域振興の経費に充てるようにというふうに指導されております。交付金の報告書を見ると、それに沿って、地域のお祭り、そして地域共有の備品の購入など、主にそういう方面に使ってらっしゃる報告をしてらっしゃるところと、単純にというと語弊があるかもしれませんが、先ほどありましたように、共有割、世帯割というところで各区長さんに配付して、それ以降の報告が上がっていないというところもございます。

もちろん、この交付金というものは、自治振興区が地域振興のために、それぞれの地域で自由な裁量で使われるべきものだと思っております。私は別に区長さんの報告が悪いとか、ちゃんと使いなさいとか、そういったことを突き詰めるというふうなことでここに立っているのではございません。区長さんが区長らしく働けるために、今までのように報酬分がはっきりとわかるように一定の方針を示したらどうかなというのが私の提案です。そのほうが区によって違いが出ず、思い切った地域振興に使うことができるのではないかと考えています。

来年度へ向けて交付金の減額が提案されておりますけれども、区長は単なる配りものをする人ではありません。それは平成28年度の区長制度改正の折につくられた冊子にも、区長が持つ本来の役割について何ら変わるものではありませんと記してあります。役割は変わらないのに、報酬

の部分が交付金の中に隠れてしまっています。区長のお仕事は、そのほとんどが自治振興区の行事と一体化した動きとなっています。それは、自治振興区の交付金の報告書を見ればよくわかることです。自治振興区の報告書には、おおむね区の総会資料が添付されておりますが、住民自治を進めるために、交付金はその地域で独自の考えのもと使うのが理想です。しかし、地域間で差があれば、区長のやる気をそぐことにもつながりはしないかと心配しております。今後、区長を初め役員のなり手が無いという状況を生まないためにも、区長の仕事に敬意を払い、役員手当を遠慮なく手にされるためにも一定の基準をつくったほうがいいのではないかなと思っています。

交付金のうち、地域貢献に使う部分と、そして、区長の役割に対する報酬に値する部分とを割合で示すとか、現在、基準額、共有割が3万円、そして、世帯割でというふうに計算がなされていると思いますが、広範囲に家が点在しているところの負担と、狭い地域に住居が密集しているところでは、またこれ、おのずと負担分というのが変わってくるんじゃないかなと、移動距離とか、車を使って何回も往復されるというふうな御負担もあるのではないかなという気がしておりますが、総務課長、どのように、割合というか、報酬分が隠れているというふうに、私、申し上げましたけれども、その部分をもうちょっと考えやすくしたほうがいいんじゃないかなと思っておりますが、何か手だてはございませんでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 今、議員からございましたとおり、各地域によってそれぞれ実情があるようでございますので、これを一定の方針を示すのはなかなか難しいかなというところもあるかなと思っておりますが、この制度が始まりまして2年ということで、役員の交代等もありまして、浸透するにはなかなか難しいところもございますが、いろんな区長部の、あるいは自治振興会の会議の場でもいろいろ意見が出ておりますので、本日の意見を参考にしながら、見直しというのは柔軟に対応していきたいと考えております。

○副議長（藤澤和生君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） そうですね。ありがとうございます。そして、この交付金の性質上、どういうふうに使ったかということ報告の義務があると思っておりますが、もちろんそれぞれに、自治振興区の部分は企画政策課に資料がございました。そして、区長部のことについては総務課に資料がございました。その内容的に、交付金を、例えば私たちが9月の決算委員会のときに成果説明書をいただきますけれども、その中に、交付したよというぐらいのことは書いてございますけれども、交付されたお金の行方については報告がなされていないと思っております。なので、そこから辺ももうちょっと詳しく報告をいただきたいと思っておりますし、また、区長部のほうでも、先ほど申し上げましたように、ただ区長に世帯割で渡しておしまいというのではなく、やはりこの先のことももうちょっと、余りにもつまびらかにしろとは私は言いませんけれども、やはりこんなこんなことに使いましたよという地域振興の部分での使い道を明記されるようお願いしていただけたらどうかなと思っています。

そして、本当に区長さんたちが、本当に区長らしく働ける、先ほどの防災の面からも本当にそうでございます。やっぱり地域をまとめて、そういったときに旗を振ってくださるのは区長、そ

して振興区の会長でなければならないと思っておりますので、そこら辺の理解が進むように、単なる配りもの係りじゃないぞという意識づけと、そこにかかる経費と、そのお手当の部分をもうちよっと明確化できたらいいのではないかなと思っております。そして、交付金という性格上、今、減額の話が出ておりますけれども、そういったことに本当にならないように私からもお願いをいたしまして、この質問を終わりたいと思います。

○副議長（藤澤和生君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） さて、次に、今回、防災のことを、私を初め3名の方が質問に盛り込んでいらっしゃいます。そして、区長制度については私と藤原議員と二人がということで、重なったなと思っておりましたが、やはりこれは大事なことで、みんながやっぱり今せねばならぬというふうに思っている課題であるということだと思っています。

通潤橋の問題については、今回私だけが取り上げておりますので、少し詳しくお話を伺いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

通潤橋については、今回の崩落直後、6月の定例会の折にも伺ったわけです。その後のことと今後の方針について、きょうまた、重ねて質問をいたします。

さて、11月16日の熊日新聞「通潤橋復旧、20年の3月に 地震前の膨らみは修復せず」のショッキングなタイトルを見て、多くの町民が地震以来4年間も客足が遠のけば、今後、山都町はどうなるのだろうと思われるというふうに思っています。

この記事が出る前日に、5月の崩落後、初めての通潤橋保存活用委員会が開催されました。余りにも遅かったのではないかとと思っています。その会議があることも前日まで私は知りませんでしたし、またしても翌日の新聞に、熊日さんに教えていただくという格好でした。

この会議がどのような構成メンバーで、どのような会議だったのか、内容を教えてください。

○副議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 御質問につきましての構成委員でございますけれども、通潤橋保存活用検討委員会のメンバーといたしましては、土木工学や石橋、石垣、地質などの専門家の7名、それから、町文化財保護委員会、地元土地改良区と自治振興区、町観光協会や商工会、町中心市街地活性化協議会のそれぞれ代表などで構成された、全14名になります。

委員会自体は、大体基本的に年1回ほど計画をずっと今やってきておるところでございますけれども、今回の11月15日に開催しました委員会では、5月7日の一部崩落後の経緯、それから、これまでやってきました検討部会、それから現場を踏まえまして技術検討ワーキングなどを実施してきました経緯ですとか、これまでのそうした部会での調査いたしましたところでの崩落した石垣のものの位置の特定作業状況ですとか、あるいは1石だけ未確定の石材があるんですけれども、その石材とか、あるいは損傷した石材の補修検討、それから、石垣の積み直し工法、そして、今後の復旧に向けた工程スケジュールなどを検討したところがございます。

○副議長（藤澤和生君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 構成メンバーにつきましては、学識経験者とか地元の商工会の方とか、14名とお伺いしたところですが、今、課長のほうで石橋の専門化とおっしゃったことがちょっと

ひっかかったんですが、これはどのあたりの専門家さんなんですか。教えていただけますか。

○副議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 全国を展開される日本の土木工学の専門の教授の方ですとか、あるいは全国にありますほかの石橋ですとか、城郭あたりも含めた石垣等の調査をやっておられる先生方、それから、工学的な地質調査などを専門的にやっておられる各専門家の方でございます。

○副議長（藤澤和生君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 私がちょっと聞いたところでは、石橋の本当の専門家が入ってないんじゃないだろうかという御心配もいただいておりますので確認したところです。

さて、6月の定例会の折に、石橋建築についての関連の専門家も入れてほしいと申し上げたつもりだったんですけれども、実際この会議が、私、先ほど申し上げましたように、15日の会議の前日に知りませんで、しかも、この会議は非公開の方針だったとも聞いたんですね。なぜだろうと思いました。その理由を教えてください。でも、結果的にはこれは非公開でなく公開されましたし、前日の多分午後、一般傍聴参加可能ですと、こういう会議を開きますと、傍聴希望の方は申し込んでください、席に限りがありますというメッセージでございました。これがぎりぎりまで非公開の方針だったというところの理由を教えてください。

○副議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 非公開といいますか、この委員会に向けて、先ほども申し上げました構成委員の方ですとか、もちろん町内の方々も地元の方々もメンバーとしていらっしゃるわけなんですけれども、そうした委員会を開催することについての日程的にも、まず少し、この時期にやる必要があるということで少しばたばたした部分も最初あって、そして開催をしたところでございますが、非公開といいますか、中の部分については、当初はいろんな御意見の中でそれを踏まえて御意見等をいろいろ整理する必要がある中、そして整理してそれを公表する必要があるのではないかと当初は思っていたところでございますが、やはり委員会は委員会でございますので、これはやはり公開すべきという判断を、直前ではありましたが、そうした理由から急遽公開に至ったわけでございます。

○副議長（藤澤和生君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ばたばたした事情だったかもしれませんが、しかし、先ほども申し上げましたように、5月の大雨で崩れて以来初めての検討委員会が11月に行われた。大変時間がかかっておりますよね。その間にももちろんワーキングチーム等の会議もあったかもしれないんですけれども、この会議を参集するのにばたばたしたというふうな理由ではいけないと思っています。きちんと余裕を持って、そしてしかも、これ、本当に最大の関心事だと思っているんですよ。通潤橋は、先ほども言いましたように、20年ということになりますと、およそ4年間の間、通潤橋が傷んだままというふうなことです。そういうことがないように今後よろしくお願ひしたいと思います。通潤橋に係るもの、そしてお願ひは、その折の議事録、でき上がりましたでしょうか。ぜひこれもホームページ上でアップしていただきたいと思っております。

次に、先ほどの熊日のタイトルのところにありました、石橋の膨らみを修復しない方針ということですね。文化財保護法の縛りがあるのは一旦わかりますが、なぜ、よりそこを修復しないということが、どう考えても、前回の地震のときもそうでした。地震で崩れたところに対する修繕しかできません、なので膨らみは直しませんとおっしゃっていたその膨らみの部分が今回見事に崩落したわけなんですよ。なので、これをより長く保てるような修理ができないのだろうかというふうな不思議な感覚、これは当たり前の感覚だと思っています。皆さん、町中の人も、あの膨らみ部分はかなり以前から意識をされていましたし、あらあら、本当に崩れてしまったねということだったというふうに思っています。

また、今議会で上程されております通潤橋の修復補正予算が出ております。今後、国に対して予算を要求し、31年度から工事にかかるという日程と聞いておりましたけれども、今回の補正部分、約1億4,300万円のうち2,100万円は町の財源です。これは何に係る経費なんでしょうか。国からの1億2,000万円は本体工事に係る部分だと思いますが、年度内にまたさらに要求される予算というものがあるんでしょうか。教えてください。

○副議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 予算につきましては、ありましたように、今議会で1億4,300万ほどの予算を計上しているところですが、工事費が約1億2,000万、それから、それ以外の2,100万が委託費、それから、その以外のところは検討委員会ですね、今後、部会、委員会をやっていく中での旅費ですとか講師等の謝金、そういったものに充当するところでございます。

○副議長（藤澤和生君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 今、委託費とおっしゃいましたですね、2,100万円。確かに予算書を見れば設計委託とか工事の監理、現場の監理委託費というふうには書いてはございます。この委託先はどのようにして決められますか。もう決まっていますか。

○副議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 設計監理費ということで、そして委託費ということで組んでおるところでございますけれども、重要文化財でございますので、文化庁が、指定じゃありませんけれども、これまでコンサルとして多くの全国の文化財に携わってきた業者のほうに、いろんな経験、ノウハウをお持ちの業者のほうにこれまでも委託をして通潤橋の場合はやってきたところでございます。

○副議長（藤澤和生君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 今、文化財の専門のとのおっしゃいましたけど、本当にこの石橋は、私のような素人が見ましても、ただの建造物ではありませんよね。本当にぜひこれ、まだ決めていられない、あるいは決められる際に、もう本当に経験豊富な石橋の専門家の設計業者を選定していただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

たまたま先日、通潤橋の資料館のところでは数名の観光客の方から、放水やってないんですかと尋ねられました。工事期間がこんなこんなこんなことで延びてしまっておりますという理由を話しながら、どちらからいらっしゃいましたかと伺いますと、その方は静岡からの方でした。ツア

一でワゴン車に乗ってやってきてらっしゃったんですけれども。史料館の石山さんのお話では、毎日遠いところから、放水が見たかったと来られるお客様が多いとおっしゃっていました。そして、今、崩落した石は国民宿舎通潤山荘の下の駐車場、布田神社の近くに置いてございますね。地震の復旧作業中、見学台をつくって観光客の欲求、要求をある程度満たしてきたのではないかと考えていますが、6月のときにも提案いたしましたけれども、崩落した石を観光客の見えるところに展示してほしいと申しあげましたところ、一応対応していただきまして、今、最上部の石、手すりのところの石の一つ、史料館に持ってきてあります。しかし、史料館に入らなければ全く見えるものではありません。史料館を訪れない人にもわかるような工夫はないのでしょうか。駐車場に入る方が通潤橋を眺め、崩落した石を見にあの地点まで、布田神社もございますよというふうな御案内をするような大きなサインが必要ではないかと考えています。

この石なんですけれども、本当に私もきのう、おとといと続けて浜町町内、あるいは円形分水から通潤橋へのフットパスの御案内をしたところで、そんな話を挟みながら、溶結凝灰岩の話をしてながら歩いてきて、つくづく思うんですけれども、本当にあの石が、崩落した石が165年にもわたる間あそこに存在し、そして今回初めて目の前にあらわれ、その当時に本当に人力によって運ばれ、削られ、あの巨大なアーチ橋の一部になったということを知っていただく絶好のチャンスだと思っています。また、それを実際にさわるチャンスです。石に触れることで江戸時代の知恵と労働、そして実際に時空を超えてそれを感じることができるんじゃないかという、またとない機会だと思っています。

通潤橋の前に石を展示できないのであれば、物語、今のようなストーリーをきちっと書いて、大きな目印といいますか、サインをつくり、促していただきたい。布田神社まで移動していただけるような工夫が必要ではないのかと考えておりますが、そのことについて、今度は教育長に見解をお伺いしたいんですけれども、よろしく願いいたします。

○副議長（藤澤和生君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） まずは5月7日に崩落に直面しましたときの残念さとむなしさというのを体験しました一人としまして、おっしゃいますとおり、町民の皆様の御期待、そして、その落胆ぶりに同じように同感するところでございます。先ほど来御説明しますように、手順を踏んで、一日も早い復旧を願っておるということは言うまでもございません。

現状の工夫ということでは、御提案をいただきましたような、せんだってのお話は崩落した石の展示等によってということでございましたので、何とか一部ではございますけど、実現をさせていただいております。このほかにも、まだ試案ではございますけど、いろいろな方法で、今の通潤橋をもとに記念に残していただく、あるいは完成後に思いをはせていただく、そのようなためのアイデア等は、課内ではございますけれども、今、提案をさせていただいてるようなこともございます。

なかなか先ほど、周りから見ますと遅いということがございますけれども、担当します職員も精いっぱい、何よりも大事な宝物であるという前提において一生懸命進めておりますので、その作業が御期待に沿うほど早くないということは申しわけなく存じるところでございます。しか

し、今後も含めまして、町民の皆さん、そして、町外の皆様からの期待に応えるように精いっぱい努めてまいりたいという、意欲という点でございますけれども、御理解いただければと思うところでございます。

○副議長（藤澤和生君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ぜひ前向きに、本当に意欲を見せていただきたいと思います。

通潤橋は、もちろん皆様も、こんなことを私が言うまでもないんですけども、今でも現役で白糸に水を運び、学習や観光に役立っております。生きている橋です。守ることばかりでは町のためにならないんじゃないかなと最近思っております。文化財保護法が改正になったことはこの6月にも申し上げたところですけども、幾分その権限が地元所在地に渡されるんじゃないかと期待をしていたところなんですけど、まだそういったところではないかなのようですね。

本当におよそ60年前、通潤橋が国の指定重要文化財になった資料には、所有者名のところに矢部町と、当時ですので矢部町とはっきりと書いてございます。しかし、今現在、作業の内容を見ていると、国のほうを向いている。どうも町民がこんだけ困っていることのほうに目が向いていないような気がしてなりません。

改めてお伺いします。町長、通潤橋は誰のものでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おっしゃるとおり、その時点から町民のものであるし、山都町のものだと思っております。

○副議長（藤澤和生君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ありがとうございます。山都町のもんですね。文化財指定はされておりますが、ぜひ山都町民のほうを向いて今後の政策をよろしくお願いしたいと思います。

また、12月8日のくまにち読者ひろばに、また熊日で申しわけないですが、玉名市の小学生が「二つの心を通潤橋で学ぶ」と題した作文を投稿しておりました。お読みになった方もいらっしゃると思います。二つの心とは、工夫を続ける心、誰かのために尽くす心だそうです。布田保之助さんが失敗に失敗を重ねながらも橋をかけた工夫の心、そして、布田保之助が働く現場の石工や村人のところへ毎日顔を出して励まし続けたというその心。今、私たちにその心が残っているかなというふうに恥ずかしくなるような思いがしました。

国の政策を見ても、誰の方向を見て政治をしているのかわからないような状況です。この山都町でも、行政は常に町民のほうを向いて働かなくてはならないと思っております。

再度重ねて、これは今度は教育長と町長にお伺いしますが、今の検討委員会、ぜひ石橋の専門家、もう皆さんも御存じだと思うんですけども、全国のいろんな橋を手がけていらっしゃる設計業者がいらっしゃいます。そんなところにもぜひアプローチをしていただきながら、検討委員会にもっとそういった人たちの目が入るような工夫、配慮をしていただきたいと思っておりますが、お尋ねいたします。

○副議長（藤澤和生君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 私も途中からでございますので、今年度の分、その以前の分は報告

を受けながらの私の考えでございますけれども、これまでもいろいろな専門家としてのお話あるいはアドバイスを受けながら準備を進めてきたということは認識しております。御指導のありますとおり、今後も可能な限り専門家の皆さんの御意見、しかも大きな目標は早期の復旧であり、この大事な宝の保存であるということを認識して会議の運営と、そして、効率的な進展を進めてまいりたいと思っております。

○副議長（藤澤和生君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 町長からもお返事をいただきたいところなんですけれども、復旧を急ぐという先ほどちょっと触れた部分、石垣の膨らみですね。膨らみの部分にはやはり手をつけないということの方針には変わりがないのでしょうか。本当にこれから先100年、今まで165年、そして今から先の未来の子供たちに残していくものを直せないことはないような気が……。私は本当に素人ですよ。しかし、そういった全国を股にかけて石橋を、熊本地震でも大いに崩れた石橋が復旧したところがございますけれども、昔ながらの工法で、しかも地震以前に検知されていた膨らみも同時に直していくような、そんな働きかけを文化庁様のほうにはしていただきたいと思っておりますし、本当に同様に、皆さんも御存じのように、左側も膨らんでおりますよね。あれも同様に検知されているところなんです。それも、今回は右側の崩落ということで右側に集中して修繕を行っていかれるものかと思いますが、左側の膨らみについて、どういうふうな見解をお持ちなのかということをお聞きしたいと思います。

膨らみについては教育委員会のほうからですね。そして、今後の、全体の膨らみ部分も加えた修繕というふうな見解については町長からお答えをいただきたいと思っております。

○副議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 通潤橋保存検討委員会、11月というようなことで非常に遅かったのは事実であります。私もその場におりました。そうした中で、検討委員の方々からいろんなお話が出ました。検討委員会の方々の指導のもとに、今、修復の計画がなるとかなど思っておりましたが、作業部会の方々のいろんなをしながら、ワーキンググループの中でしながらということでありまして、なかなか検討委員会の方々に具体的な指導等々が、私の感じとしてはなかったんじゃないかなという思いでおりますので、せっかく先ほど費用も旅費もかかっているというふうなことでございますので、この方々の本当に真摯な意見を聞けるような保存検討委員会ではなくてはならないなという思いであります。

膨らみにつきましては、今回につきましては崩落した部分の災害復旧工事という形で進めておりますので、今後につきましては、これはまた文化庁とも話をする、また検討もせやんという思いでおりますので、先ほどありましたように、コンサル等々につきましてもいろんな見地から、これについてはまた別の事業になろうかなという思いでおりますが、いろんな検討もしていけない部分かなと思っております。

今回につきましては補正予算等々もお願いするわけでございますが、文化庁のほうも先般、検討委員会の中にも文化庁からも来ておられる中で、金額は立っとなんと私も言いましたが、多目に予算措置をしとるというような話もございました。期間については非常に腹立たしいと、言葉

は悪うございますが、私も思いでおりますが、今の、先般あったかなと思っておりますが、工期につきましては来年度の末というようなことで、これについては早く、できる部分は早くしたいなという思いでおります。

○副議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 左岸部分について、今後どうしていくかということのを少し報告したいと思いますけれども、左岸部分につきましては、平成28年の地震によりまして最大で約10センチほど膨らんでいるところでございます。このうち、手すり石部分、これは上から2段目まででございますが、右岸側と同様に、平成28年の熊本地震による積み直し工事を行ったところでございます。以前からはらんでおりました石垣部分を修復しなかったのは、崩落という最大の被害を左岸部分についてはこうむらなかったことですか、あるいは、いわゆる建造物としての原形を保ったままの状態を建立していることから、あえて文化財を解体するという、これが破壊行為というものは、さきに述べましたように、文化財を保存していく上ではその価値を損なうこととなるためさわらなかった分でございます。

基本的に災害復旧工事というものが原形復旧というものを基本としている中で、特に文化財としての復旧では、これを保存していくことがその価値を損なわない、修復範囲を最小限にとどめるということですか、あるいは、いわゆるこれを次世代に建造当初の部分になるべく多く引き継ぐ、現状を極力残すという考え方から、文化財の災害復旧ということで位置づけております。

こうしたことから、今後は地震前、これは平成22年から25年、28年、30年とデータ計測、三次元計測を行っているところでございますけれども、こうしたデータをもとにしながら、今後、雨水が集まりやすい橋上の排水対策などを先行して、まずは実施していくことをしながら、全体のはらみにつきましては、通潤橋の価値を確実に未来に残すことなどを念頭に置きながら、中長期的に検討を重ねていきたいと考えているところでございます。

○副議長（藤澤和生君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 時間もなくなってまいりましたが、再度ちょっと予算について、先ほどの1億2,000万、国から参りますけれども、そのほかの費用の要求というものはどういうふうになっていますか。改めてなさるんですか。それとも、これが私たちが聞いたところの年度内の復旧予算要求額なんですか。教えてください。

○副議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 予算につきましては、この予算で補正予算を計上しております分については、旅費ですとか需要費、それから役務費、委託料、工事請負費の節目になるんですけども、全てこれは今後の検討委員会なり検討部会、それからワーキング等でも専門家の先生あたり、それから委員会のメンバーさんを計上したところでの会議費用等も含めながら、今回の30年崩壊に向けた予算の係る費用ということで、全額を、旅費等も含めた全額を国庫補助の85%補助を使いながらやるところでございます。

○副議長（藤澤和生君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ということは、議会が始まる前の説明会のときに今後要求していきま

すという話だったのに、えらい早いこと要求が通っておるなと疑問に思ったところでした。また改めてあるのかと思いました。

もう通潤橋のことはこれだけにしたいかなとは思っているんですが、ぜひ、災害復旧費、もちろん大事なことですけれども、先ほどの左側、そして、やはりなるだけ、ある専門家の方々は、今、私たちが認識している部分で経年変化というですね、文化財としてこのまま成り行きを見なくちゃいけないというふうなところの判断が本当に正しいのかなと思うんですね、私。それで、この分については、本当に今回の災害復旧とはまた別立てのところでも、ぜひ年に1回の会議とかじゃなくて、また本当に去年のような大雨がいつ起こるとも限らないし、今、課長の説明にもあったように、排水の部分を雨水が入り込まないように工夫することも大切でしょうけれども、何としてもやっぱりあの異様な膨らみを解消していただく方向に持って行っていただきたいなと思います。

また、来年5月には天皇即位の行事等々で10連休になることが発表されました。中島西インターも開通しますし、たくさんの観光客に訪れていただきたいところですが、通潤橋そのもの、そして、その周辺にも力を入れて整備、相変わらずまだ五老ヶ滝のほうの遊歩道はさんざんままですね。歴史的な資料物であるとか周辺の里山歩きあたりを、今ある宝を磨きながら、役場が一体となって取り組んでいただきたい。

通潤橋の問題は、常々申し上げますように、教育委員会だけの問題ではないですね。もちろん商工観光、それから農林振興、全てのところ、そして、町の人々の暮らし、全てのところにかかわってきている大きな大きな、ただの建造物ではありません。何回も申し上げますが、生きているあの橋を私たちの世代、きちんと責任を持って見ていく必要があるのではないかなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

最後の質問です。

31年度の予算編成についてなんですけれども、ことしも残りわずかとなりましたし、各課、それから小中学の先生など、役場へ日参されたりなんかして予算要求をしてらっしゃるんじゃないかなと推測いたします。

役場の事務事業のむだをチェックする役割を企画政策課が担っていくというお話を聞いたことがあります。その仕事はうまく動き出していますでしょうか。企画政策課もいろんなお仕事、特に今回は高速が前倒しであいたこともあって、部下の方々もかなりお忙しい思いをしてらっしゃるのは見てとれるところなんですけど、政府みたいに、足りなければ国債を発行してじゃんじゃんお金をつくるというふうなことは我が町では夢の話です。どこかに力を入れるとき、何かを辛抱しなくてはならないのかもしれないかもしれません。

地方交付税が縮減していく中で、来年度予算の編成方針を町長に伺います。

○副議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） お答えします。今ありましたとおり、交付税が毎年毎年減っていくのは事実であります。これに対応した中で、経費の節減はもちろんでありますが、まずは水害からの復旧復興をまた来年度も喫緊の課題として取り組んでまいります。

先般も農林水産省に行き、今の状況等を説明をしながら、どうにかしてあと1年延ばしてほしいという要請をしてきたところでもありますので、そういう分をまずはそれに取り組んでまいりたいという思いでおります。

そしてまた、皆さんにもおつなぎをしております三つのプロジェクトにつきまして、これが早い時期にできるようという思いで、体育館等々につきましても早い時期に建設等もしながら進めてまいりたいと思っております。

定住化促進につきましても同じような形の中で、おかげで分譲地につきましても分譲の開始ができる準備がほとんど整ったということでもありますので、早く取り組んでまいりたいという思いでおります。

先ほどありましたように、有機農業に対する期待も大変大きい分がありますので、農業を核にした、先ほど祭りに参加されなかったというようなことですが、秋祭りからいろんな各JAの部会等々に行きますと、今年度の山都町の農産物の販売高は非常によかったというようなお話も聞いておる、ことし、うれしい年越しができるんじゃないかなという思いでおります。そういうものを含めながら、主要産業であります農林業の復興復旧に向けた取り組みを加速させていきたいという思いでおります。

○副議長（藤澤和生君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ぜひよろしく願いいたします。新しい年度へ向けて、通潤橋が復興の道筋が見えるようになり、自治振興区がより一層発展し、町民が明るい未来を感じるような予算編成ができることを期待して、きょうの質問を終わります。

○副議長（藤澤和生君） これをもって、9番、吉川美加君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩します。

休憩 午後0時06分

再開 午後1時08分

○副議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） こんにちは。2番、西田由未子です。

昨年の12月は、大矢野原演習場でオスプレイの夜間飛行訓練を含む日米共同演習が行われ、その是非について議論が交わされました。ことしは同様の訓練が、今、大分で行われています。危険な訓練が日本中どこでも行われている現実があり、改めて、やめてもらいたいと強く思います。

また、最近の国会の様子を見ると、国民の生活に直結する大事な法案について、十分に議論を尽くしたとは言い難く、怒りを覚えます。国の方針が地方自治に大きく影響します。私たちの日々の暮らしがよくなるのか悪くなるのかに直接つながっているということです。

外国人労働者受け入れについては、まず介護や保育、建設や農業などの職場での正当な賃金、働きやすい労働環境を整えるということが先で、その後に、ともに働く仲間として外国の方をどう受け入れていくのが課題となると思います。

水道の問題については、水道管の老朽化や人口減などにより料金値上げも考えていかねばならないという状況にあるのも、それはいたし方ないかなと思っております。しかし、水道の経営の民営化が認められてしまった今、山都町としてしっかりとした基本方針を持っているということが重要だと思います。水道は命にかかわる公共インフラです。全ての人が安全で、できるだけ安く、安定的に水を使用し、衛生的な生活を営めるようにするためにどうしたらいいかと考えたとき、民営化は問題が多過ぎると思っています。

国の保育料の無料化については、消費税を10%に増税するということが前提です。そして、その適用範囲は3歳から5歳までが無料、ゼロ歳から2歳については非課税世帯の認可施設のみ無償化という予定がされています。全員が無償化ではないのです。まだ曖昧なところがたくさんあります。

だからこそ、ふるさと納税を最大限に生かして、どこよりも先駆けて全ての年齢の無償化を実現する、山都町で実現していくということに意味があるということを重ねて申し上げたい。時間が許せば、2番、3番の質問で触れてまいります。

それでは、発言台から質問いたします。

○副議長（藤澤和生君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） まず、指定管理施設の管理者選定についてお尋ねをします。7月に発覚いたしました指定管理施設、国民宿舎通潤山荘を経営しています指定管理者虹の通潤館という会社での支配人の不正についてです。

報告によりますと、旅費規程がありながら、その規定を無視し、倍以上の日当を支出していたり、食事代を別に経費で落としていたり、宿泊費の領収書が偽造されていたりしています。それを4年以上にわたって見抜けなかった。旅費や日当支払いには決済が必要ですし、監査は毎年行われていて、税理士もいたのにもかかわらずという状態。この不正を4年以上にわたって見抜けなかったということが私にはどうしても理解ができません。

見抜けなかった原因をきちんと究明することが再発防止につながると思います。4年以上にわたって不正を見抜けなかった原因をどう総括していますか。虹の通潤館に出資している町として、取締役社長である岡本副町長にお尋ねします。

○副議長（藤澤和生君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） 有限会社虹の通潤館の不正事件の原因についてのお尋ねでございます。

その前に、まずもってこのたびの虹の通潤館の不祥事によりまして、町民の皆様並びに通潤山荘利用者の皆様にも多大な御心配をおかけしましたことに対し、虹の通潤館の代表取締役として深くおわびを申し上げます。大変申しわけありませんでした。

経緯を少し申し上げますと、7月上旬に会社の資金繰りが厳しいという連絡を受けまして、会

社役員、それから、町とともに特別監査を実施しました。その結果、今、議員が御指摘のような不正行為が発覚いたしました。あわせて、その原因究明を行いました。まず事件が起こった一番の原因としましては、現場の管理運営について支配人に一任して、役員会や監査のチェックが不十分であったことが上げられます。このことについては大変じくじたる思いであります。また、現場の権限が支配人に集中し、トップダウンの意思決定がなされておりまして、組織としての内部牽制が働いていなかったこと、さらには社員と役員のコミュニケーションが不十分で、不正の実態が役員まで届かなかったことなどが事件発生の原因として総括しておるところであります。

○副議長（藤澤和生君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今お答えいただいたことでいきますと、十分なチェックがなされていなかった。それから、支配人が勝手なことをしているのを知らなかった。また、その勝手なことをとめられなかったということになるかと思いますが、もうこれは本当に相当管理体制がずさんだったと言わざるを得ないと思います。

でも、そういう勝手な支出があつたにしても、そういうことは監査の段階で見抜かれなければならないはずだと思うんです。毎年毎年、監査を重ねて4年間ですよ。なぜこの監査の段階で見抜けなかったのかなと、とても不思議なんです。

不正を見逃した4年間というのは長い間にわたることで、その間、社長だったり、担当課長もかわられています。いなかったときのことについて説明しろと言われても無理があることかもしれないというふうにも思います。なので、そのころの状況をもっとよく御存じの方、おられるのではないのでしょうか。私はその方からもきちんと、指定管理施設の提案を議決していくときに来ていただいて、説明をいただきたいと思います。よく御存じの方、お願いいたします。

○副議長（藤澤和生君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） 不正の経緯についてのお尋ねであります。

まず第一に、前支配人というのは、人材派遣会社からの紹介で就任してもらった方です。経歴等を聞くところによると、県外のホテルで支配人をされていたということで、観光の専門家と伺っております。そういったこともあって、現場の経営についてはプロに任せようという考えがあつたと思います。

また、監査が不十分であつたことについては、監査は非常に、ホテル業というのは支出、収入も多岐にわたるものでありますから、全体的な数値と計数チェックはしてありまして、それについてはきちんと合っていました。ただ、その詳細な中身についてはまではなかなか監査の目が及ばずに、不正を看過したというのがあります。

またもう一つは、28年に熊本地震があつて、その影響によって赤字が発生しているという説明があつておりまして、そこに隠れてしまつて不正の事実がなかなか見抜けなかつたということもあるようでございます。

○副議長（藤澤和生君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 経営はプロにということはおわかりはしますが、経理、いろんな財政関係とか支出についてはどうだったのかなと思いますし、また後で重ねて質問したいと思いま

す。よく御存じの方を、今度は指定管理の提案をされるときにぜひお願いしたいと、重ねてお願いしておきます。

次に、不正の再発防止と経営改善の具体的な方策についてお尋ねします。虹の通潤館は今回の指定管理者にも応募され、得点としては一番上位で指定候補者とされていますけれども、今言われたような不正の再発防止についてのきちんとしたガイドラインとか経営改善についての具体的な取り組みはどのようにされるのか、説明ください。

○副議長（藤澤和生君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） 不正の再発防止と経営改善についてのお尋ねでございます。

まず、再発防止としましては、不正行為が発生した原因に的確に対処していくということが最も重要であると考えております。

まず計数のチェックとしましては、事件後、税理士による経理状況の確認、それから税務指導を毎月実施いたしております。これは事件後であります。また、これまで年に2回程度でありました役員会を毎月開催しまして、現時点での経営計画と営業状況を詳細にわたって検証いたしております。社内における役割分担が不明確でありましたので、4課1厨房体制に組織を改編しまして、それぞれの役割分担、責任を明確にいたしました。

次に、社内コミュニケーションが不足していたということも原因の一つであると考えますので、コミュニケーションの円滑化のために、毎日の朝礼、それから月2回の課長会議を開催しまして、現場からの意見や情報あるいは提案が上がりやすい体制にいたしました。また、そうした会議、朝礼等を通じて、情報の共有化を図っております。

私も社長としまして、ほぼ毎日出社しまして、現場の把握に努めるとともに、毎月社員との意見交換を行い、現場の声にしっかり耳を傾けるようにしております。

また、ガバナンス、内部統制の徹底といたしまして、会社の意思決定に当たっては必ず決裁、稟議をとることとしまして、重要な意思決定事項については、取締役会に諮った上で決定することといたしております。また、お客様の安全安心や信頼を高めるために、課長会議や朝礼を通じまして、コンプライアンス、いわゆる法令遵守の徹底を図っております。

経営改善につきましては、収入増加策といたしまして、これまで採算性の低い割引チケットですとか安売りの宿泊プランを提供しておりました。これについては、適正料金で適正なサービスをすることによって、お客様にも満足してもらうような体制をとって、収入の増加を図ることとしております。また、旅行部門を持つ関西の会社に資本参加をいただくこととしておりまして、民間の経営ノウハウ、あるいは関西圏からの集客を図ることとしております。

また、経費の削減といたしましては、これまでネット営業、ネットに頼って、町の施政の営業方式でありました。これは非常に手数料を仲介業者に取られるということがありますので、ネット依存から訪問営業をふやして、社員が出向いて顧客の獲得に努めることによりまして、手数料の削減を図る取り組みをしております。また、非常に、一般管理費といいたしましうか、人件費等が高うございましたので、正社員が退職した場合にはパート社員でそこを補充するような形で人件費の削減を図っております。また、海外への出張、あるいは県外への出張についてもしっかり

吟味して、不要不急の出張については取りやめるということにいたしました。

こうした取り組みによりまして、地震後、2期連続赤字でございましたが、本年度は黒字に転ずると見込んでおります。

○副議長（藤澤和生君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今御説明いただいたこと、不正の防止のために管理体制を強化するとかですね、いわば当たり前のことですよ。今までが当たり前でなかったように見受けられます。でも、当たり前のことをきちんとしていくということですが、税理士さんが税務指導をされるというのはもちろんそのとおりですけれども、やっぱり税理さんは税金対策ということでの御指導にとどまるのではないかなと思うんですね。このような不正を防止するという意味で税理士さんに頼るといのもどうかと思います。私も、複雑で、とても勉強不足なので、きちんとは言えないんですが、複式簿記がきちんとわかる方、そして、外部の監査を入れていくべきではないかなと思っています。

これについては虹の通潤館だけではありません。ほかの指定管理業者についても同じように、不正防止ですね、ほかのところは再発ではないんですけれども、二度と同じようなことがどこにでも起こらないようにするために外部監査を入れるというのはぜひ検討をいただきたいと思います。

今説明いただいたことはきちんと文書化して、責任あるものとして提示されていますでしょうか。まずはそうすることが決して二度と間違いを起こさないという出発点になるだろうし、そうされることが、言葉だけではない、ちゃんと印鑑も打ってあって公文書として出されるというのが誠実な姿だと思っていますが、その辺はいかがですか。

○副議長（藤澤和生君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） 西田議員から、当たり前のことが今までできていなかったのではないかと御指摘ですが、それについては全くそのとおりと受けとめております。今後しっかり会社としての組織体制の整備、それからチェック体制、これもやっていきたいと思ひますし、御指摘のありました経営改善計画、体制の整備については、きちんと文書にしてお示しいと考へます。

○副議長（藤澤和生君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） それを提示されるのを早急にされるようにお待ちしております。

それでは、後でまた関連する質問をいたしますが、指定管理候補者の選定の経緯についてお尋ねをします。まず、猿ヶ城キャンプ場村についてです。今回は指定管理予定者がありませんが、応募がなかったというふうにお聞きしていますが、どのように今後をお考へでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 猿ヶ城キャンプ場については、公募をいたしましたがお応募者がございませんでした。条例に指定管理の手續条例というのがございますけれども、その中で、公募がなかった施設についてはもう一度町長の権限で、どこかの業者さんをお願いをするとか、そういう公募を経ずに指定をするという手續もできますし、再度また公募をするということもで

きるかと思っておりますので、まだちょっと決定はしておりませんが、早急に対応をしたいと思っております。
以上です。

○副議長（藤澤和生君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 再公募か、どこかに町長がお願いをするという形になるというお答えでしたが、私は猿ヶ城キャンプ村については、地震や豪雨の影響で、キャンプ場に行くまでの道路がすごくまだ危険な状態にあったり、キャンプ場そのものも安全確保が難しいということも聞いております。

再公募にするということになったとしても、一旦閉鎖をして、そういうきちんと道路整備などをしてからとか、思い切った閉鎖とか、それから、もう直営にするとか、いろんな方法は考えられると思うんですね。なので、道路状況とかがやっぱり危険なまま再公募をされるのはどうかなという思いでおります。その辺はどうかなというのと、今回、新たに指定管理者を決めていく施設というのは、猿ヶ城とかいろいろ、九つだったですかね。通潤山荘にしても文楽館にしてもそよ風パークにしても、九つある中、その施設はどこも、地域にとっても山都町の観光施設としても、とても大事な施設であるということは皆さんそう思っていらっしゃると思います。私もそう思います。

ただ、その運営や施設管理に税金を使っていくということがあるからこそ、公平公正に選定の是非を判断するための具体的な資料を出していただきたいということを最前からお願いをしてきました。

そこで、一つ気になることがありますのでお尋ねします。服掛松キャンプ場についてです。経営についての具体的な説明を行うことをプレゼンと言うと思いますが、それをもとに、そのプレゼンと出されたたくさんの資料ですね、事業計画とか、いろんなたくさんの資料をもとに各施設の点数がつけられていっていると聞いています。ただ、そのプレゼンが行われる前に、もう指定候補者が決まっているかのような発言があったと聞いています。そのようなことがあっている以上、公正公平な審査というのを貫徹していただくためにも、プレゼンのやり直しをするべきではないかと私は考えますが、その辺いかがでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、前段の部分の猿ヶ城キャンプ場のことについてお答えします。現在も緑川の河川敷の改修工事が行われておりまして、工期が来年の5月、6月ぐらいまでかかるというお話でございます。

それと、御指摘のありました道路についても、菅側のほうからの道路がまだ通行どめということでございますので、まだ4月以降、新たに公募をするというのがなかなか厳しい状況でもございますので、そういったところはちょっと工事の状況を見ながら、休村であるとか、そういったところは検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 指定管理者の選定、候補者の選定に当たりましては、選定委

員会におきまして、申請書類、プレゼンテーションによりまして審査を行っていくものでありまして、委員は中立的立場で審査を行うこととしております。その結果ということになりますので、再プレゼンテーション等は考えておりません。

○副議長（藤澤和生君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 公正公平な審査ということでされていくべきだという思いから、プレゼンテーションのやり直しはどうですかということをお願いしました。公正公平な検討をされたというお答えではありますが、そうではないことが行われていたということを知った以上は、これについては申し上げたいと思っております。

私はどこにすべきと言っているわけではないんです。提案されたところが適しているのか判断する責任が私たち一人一人にあります。その責任がある以上、判断材料を下さいと申し上げているんです。プレゼンのやり直しができないにしても、では、議員に提示されたのは選定基準の項目と点数だけですので、その点数の根拠となるものを示していただきたいと思うわけです。根拠の一つとして、やり直されないということであれば、先ほどの言われたプレゼンテーションのときの内容で私たちも考えたいと、私たちというか私はですね、私は考えたいと思いますので、ぜひ議案審議までに、プレゼンのときにどのようなお尋ねがあって、どのように答えられたかというこの議事録というか、一言一言、全部正確にとは申しません。概要で構いませんので、そのときのプレゼンの様子を。

服掛松キャンプ場だけじゃないですよ。全体の、特に競合しているところ、できれば各地区の大きな管理施設についてはぜひ、できれば私は全部知りたいですが、少なくともそこだけはお願いたしたいと思いますけれども、文書で示していただきたいと思っております。どうですか。

○副議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 今の件につきましては、情報開示等の条例等に照らし合わせながら対応をしていきたいと思っております。

○副議長（藤澤和生君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 情報公開条例に基づいてと言われました。もちろんそうだと思います。ですが、情報公開条例の基本的なことは、公開をするべき住民の知る権利を保障するための条例のはずです。なので、公開することで、今後の行政執行に著しい支障があるとか、プライバシーの問題だとか、第三者に損害を与えるとかいうこと以外であればできるはずですので、別に誰が言ったかとかいうのを私は聞いているわけではありませんので、そのようにお答えをされるのではなくて、積極的に、はい、やりますと言っておくほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。何か都合が悪い、都合が悪いとか、できない理由があれば、それをお示してください。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。まさに議員がおっしゃったとおりでございますので、それに従いまして公開をしていきたいと思っております。

○副議長（藤澤和生君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） そのようにしていただいて、私の判断材料をいただけると本当にありがたいですので、よろしく願いいたします。

次に、指定管理者がこれからの議会の議決を経て決まっていくわけですが、そのときに決まった後、町と指定管理者の間で管理運営に関する基本協定書が交わされていくことになると思います。まあ、契約書ですよ、こういうふうにしてやってくださいという契約書の内容について、お尋ねをしたいと思います。

まず、どの指定管理者とも同様に交わされている内容について、三つお尋ねをします。

一つ目は、指定期間についてです。これまでは5年間の指定期間でしたが、このような不正が行われた後でもありますし、私は3年間とすべきではないかと思っています。そして、毎年事業報告や財政報告はされていますけれども、それをきちんと内容に踏み込んでチェックできるようにしたり、1年ごとに更新しますよというような形にしたり、できないものだろうかと思っています。緊張感を持って、3年を一区切りということで、どこの施設さんも頑張ってくださいということではどうかというふうに提案したいと思います。いかがでしょうか。指定管理の長さを3年にするということです。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 指定管理の期間を3年間に見直すという御指摘でございましたけれども、公募の時点では5年間ということで公募をしております。施設ごとに設備ですとかリース物件とか、そういったものを、前回5年間で行ったので、5年契約でリースをされている部分の設備もございまして。この期間が3年になるということになりますと、それだけ負担が、5年から3年になるということで負担がふえたりするところもございまして、ここで3年に変更しますということはなかなか申し上げにくいところでございまして。できれば5年間のままで次回の指定管理のほうもお願いしたいと思います。

○副議長（藤澤和生君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） たしか9月議会で指定管理料の議決をしたかと思っています。そのときも5年間ということだったんですが、そのときにはこの通潤山荘の不正がわかる前でした。議決をした後に報告があったんですよ。なので、事態が大きく変わっているわけです。リース料とかそういうのは業者さんの都合であって、これを決めていくのは町民の理解を得ながらということになるので、リース代の考慮をされるというのが5年間にしなければならない理由にはならないと思います。

もとに戻りますと、4年間見抜けなかったというのも、5年間ある中でのことでもありましたし、とにかく緊張感を持って3年間精いっぱい頑張って、赤字解消もするし、不正の再発防止にも頑張るという姿を見せていただくということが具体的な誠実な姿ではないかと思って提案をさせていただきました。ぜひもう一度考慮いただきたいと思っています。最後に全体的なことを町長にお伺いしたいと思っていますので、今でなくてもいいです。

二つ目は、指定の取り消しという項目があります。業務に際し不正行為があったとき、それから町に対して虚偽の報告をしたとき、町は指定を取り消すことができるという条文があって、こ

の前のときにも、それに判こを押してあります。

では、さきの虹の通潤館の不正はこの条文に当たるのではないかと、その時点で指定取り消し等を検討されてしかるべきだったと私は思いますけれども、指定取り消しの検討とかはなされませんでしたか。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 御指摘のとおり、基本協定書の第18条に「指定の取り消し」というところで、業務に対する不正行為があったときということでの記載がございます。

これにつきましても協議を行いまして、不正が発覚した後に、会社ぐるみの不正ではないと、支配人個人の不正であるというところで、今回のこの指定取り消しには当たらないのではないかとというところでの判断をしたところです。

以上でございます。

○副議長（藤澤和生君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） たしかに個人の問題と言われればそうかもしれませんが、やはり会社ぐるみでなかったというのは、もうそれで本当によかったんですけども、チェック体制としての、先ほど初めに言いましたように、管理体制としてはとても納得できない部分がありましたので。

では、三つ目に行きますけれども、事業計画について内容を審査し、必要な指示を行うことができるという項目もありますので、その辺について、先ほどの指定の取り消しを考えたんですけども、こういうことで指定の取り消しまではしないけれども、こうこうこういうことできちんとやってくれという強い指導とかはされましたか。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 通潤山荘の不正が発覚して以降、関係者の事情聴取でしたり、通潤山荘の経営について幹部の方と意見を交換し、指導もして、再発防止に向けた協議にも参加をさせていただいているところであります。協議については、回数はちょっと覚えませんが、数回、数度、協議を行っているところであります。

以上でございます。

○副議長（藤澤和生君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 人間誰でも間違ふことがありますので、その間違えたときに、その原因を究明して、きちんと反省をして、その次どうするかということがきちんと筋道立っているということが大事だと思っています。

三つ目の契約内容についてですけど、先ほども言いましたが、町は事業計画について内容を審査し、必要な指示を行うことができるという項目があります。不正についてもそうですけれども、どこの指定管理者についても、特に経営陣が不当に高い報酬を得ていないとか、従業員の方の最低賃金が守られているか、きちんと残業代は支払われているのか、働きやすい労働環境にあるのかということについて町は把握して、必要があれば指示改善をさせていくという責任があると思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 職員の待遇ですとか賃金、そういったものについての把握は努めるようにしておりますが、不正が発覚する前までは取締役会に参加する程度でございました。それ以降は、職員の方と会議を持ったり、そういった手当、人件費あたりのお話を聞くこともあります。そういったところで、取締役会だけでなく、それ以外の会議も積極的に出ていくようにしております。

以上でございます。

○副議長（藤澤和生君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 過剰に町の課長さんだったり、全ての会社のいろんな会議に参加していくということは、それは逆に難しいだろうし、私はそこまでを要求しているわけではありません。どこの指定管理施設も町民の皆さんの大事な雇用の場になっていますよね。だからこそ、働きやすい職場になっているか、賃金が正当に支払われているかということが大事だと思うんです。そういうことで厳しいチェックをするべきだし、指定管理者を選ぶときの基準の一つ、ちゃんとそこができていますかって、るる法律、だから労働基準法とか、いろんな法に基づいてというのは指定管理の応募のときに書いてありますけれども、その書いてあることを具体的にどんなふうにしてしているのかということも出していただいて、指定管理者を選ぶときの基準の一つにきちんと上げるべきではないかなと思っています。町の大事な施設でありますし、雇用の場でもあるので、なおさらそのことをお願いしたいと思います。

次に、どことも交わしていないと私は思っているんですけど、協定事項についてお尋ねをします。指定管理制度というのは、町がかかわっているという公正さと、民間の経営感覚を期待して、町と民間との出資によって設立をされていると理解をしています。

このいいところが発揮されると、少なくとも赤字にはならず、もし利益が上がれば町に還元される。で、地元雇用の拡大にもなるということで、いいことになると思うんですが、現実としては、残念ながら累積赤字が膨らむばかりという実態があります。このことについては長年論議されてきたことでもあり、きちんとされなければならないと思っています。どこの施設に対しても、長年携わってきておられる支配人を含む経営陣には赤字の補填を求めるとか、赤字の責任は誰が、どのようにして、いつまでにとるといったような協定事項が必要になると思うんですが、その点についてはいかがお考えですか。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 基本協定書の中に、繰り越しの債務を何年で返したらどうかという項目を入れたらどうかというお話でございますけれども、管理運営に関する基本協定でございますので、施設を適切に管理運営をしていくという部分の基本協定書になりますので、債務を数年後、何年後かになくすというような協定については、この基本協定書の中には含むことは難しいと考えます。

○副議長（藤澤和生君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 管理運営の基本協定書だから含めないというお答えですが、それで

は、やはり長年ずっと問題になってきたことをどこで解決するのかということになると思います。別に協定書をつくってもいいと思います。真剣に、この赤字解消についてはどうするのかというのをお答えいただきたいと思います。まとめて町長に最後をお願いします。

では最後です。通潤山荘の指定管理者と協定書についてお尋ねをします。前回までには交わされていた第12条の納入金についての条文が、今回の案では削除されています。わかりにくいと思います。納入金の説明と、なぜこの条文を削除したのかという理由をお聞かせください。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 基本協定書の第12条についてのお尋ねでございますが、先ほど議員のほうからもありましたとおり、指定管理候補者を選定して、議会で議決を受けた後に基本協定書を締結をいたします。御指摘の第12条の納入金についてでございますけれども、条文としては、「乙は指定管理期間中、町が国民宿舎設置者として、元利償還金等の必要な経費として、毎年度利益の2分の1以上を甲に納入するもの」と記載があったものでございます。

削除した理由については、国民宿舎の基本協定書のみに記載されている条文であります。それと、利益の2分の1を町に納めるという条文があることで民間の参入の妨げになるのではないかと考えたところであります。それが理由でございます。

以上です。

○副議長（藤澤和生君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 基本的な指定管理の考え方として、建物、例えば通潤山荘をつくったときのお金ですね。つくるときに要したお金については一般会計のほうから出ていますね。いろんなどころの補助金とかも使いながら。通潤山荘の運営に当たっては、ほかのところと違って、指定管理料、委託料ということが支払われていません。

ほかの施設については、年間360万円から3,700万円の委託料が支払われている中で、委託料なしの独立採算で経営努力を重ねて利益を上げ、最初につくったときの建設費用についても、利益が上がりればそこから返してくださいと、そういうスタンスでもってされてきたと思います。

だから、そういう利益が上がったときに、建物をつくったときのお金をちょっとでも返すとか、そういうふうに町に還元をするという条項がつけられているというのは、指定管理の方向性としては間違っていないと思うんですね。

民間参入の妨げになると言われましたが、私はそうかなと思いますし、ほかの施設も委託料なしで頑張れるようにするということを目指してもらおう。それが通潤山荘の運営に当たってつけられているというのは大きな意味があったと思うんです。なあなあにならないためにですね。赤字解消を優先するというのももちろんですけども、今申し上げましたように、本来ならば経営努力をして、利益を頑張って上げて、町にも還元するんだという基本姿勢というのを書いてあった12条をわざわざ削除する必要はないと思うんです。逆に、ほかのところにもこれはちゃんと書いてほしい。前文のところですね。通潤山荘だけではなくて、ほかの指定管理のところにも書いてほしいぐらいの条文だと私は思いますので、これを削除するというお考えは改めていただきたい。今から締結されていきますので、どこがなるかわかりません。わかりませんが、そういう基

本的な姿勢は貫いてほしいと思います。

ずっと長々とお尋ねしてまいりましたが、基本的な指定管理の考え方、それから、長年ずっと懸案事項になっている赤字をどう解消していくのか、これからの指定管理をどう考えておられるのかを町長に最後にお聞きしたいと思います。

○副議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 指定管理者制度につきましては、先般、全員協議の中でもいろんな御質問があり、またお答えした部分だという思いであります。剰余金の2分の1の歳出につきましては、プレゼンテーションなり、いろんな提示をした中で決定をしておりますので、これにつきましては、今ありましたように、今後の課題とさせていただきたいなという思いであります。

そうした中で、通潤山荘の、また、私もそのとき言いました。まだ8月の終わりぐらいだったと、まだ先ほど言われますように発覚前でありましたが、赤字が2年続いとつとに指定管理料を払わんでよかつかなという話もしました。それと同時に、そよ風パークにつきましては、200万ほどの増額の提案でありました。そのときも、今、西田さんからありましたように、職員の給与の問題であったり、勤務状況等々を勘案した中で、少し増額をせんと難しいだろうなという話の中で上げた部分であります。

今ありますように、通潤山荘につきましても、改築以来、2億8,000万円ほどの剰余金につきましては町への寄付があつておると。平成26年からだつたと思っておりますが、その寄付も今はないような状態になっておるのも事実であります。

そういう中で、ありますように、不正につきましてはもう不正であります。これはもう先ほど社長が、副町長が申し上げたとおり、申しわけないという思いであります。今後の選定につきましては、もう先般来ありましたように選考委員会の中で、私に前項の答申がありましたので、また今後提案をするわけでございますが、先ほどありました3年につきましては、もう議員も十分いた中でございますが、5年を10年に延ばすのは可能と書いてありますので、それを3年に短縮するかせんかは、私もいろんな人とも話しております。

やっぱり緊張感を持って、このままでは全ての指定管理者施設が緊張感を持った取り組みができんやないかなという思いの中で、その選択肢の一つかなと思っておりますが、これについては、今、私も即答はできません。議案の前にお答えができれば、そのような形をお願いするかもしれませんが、これにつきましては検討をさせていただきたいなという思いであります。

○副議長（藤澤和生君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） いろんな法律上のことをクリアしながらということにはなると思いますが、特別なことが起きた、そして、今後どうしていくかということは、本当にもうずっと前からの懸案事項で、もういつどこで決めるのかといったら今しかないと思うんですね。今ここで、そういう誠実な姿勢を。それから、説明ができる。私も住民の方から御質問をいただきましたときに、きちんと納得のいく説明ができる、そのような方向性をぜひお願いしたいと思います。

では、済みません、2番目の水道の民営化についてお尋ねします。簡単に構いません。先ほど冒頭で申し上げましたので、山都町における水道の運営についての基本的な考え方と、民営化に

ついてどう思っているのか、簡潔にお願いします。

○副議長（藤澤和生君） 環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君） それではお答えします。平成29年度に上水道事業と簡易水道事業の経営統合をスタート予定でしたが、熊本地震により、平成30年度にスタートするというところで変更になっております。

これまで、国交省事業により起債残高も相当膨れてきております。簡易水道事業では約21億3,000万円、上水道事業では2億600万円ほど起債がございます。32年度からスタートする水道事業は、独立採算制により経営していかなければなりません。水道料金の見直しも検討していくところでございます。

一応、今回、水道法により、法律があったわけですが、この法律が制定されたから水道の民営化をなささいということではございません。水道事業の民営化については各自治体の判断に委ねるということになっておりますので、まだまだ時間があるというか、今はまだ統合に向けて、今は目の前の仕事を頑張っていきたいということで考えているところでございます。

以上です。

○副議長（藤澤和生君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今後の検討になると思いますが、冒頭申し上げましたように、民営化については本当にいろんな問題があります。山都町が公の施設として水道事業をきちんと住民の皆さんに提供できる方向性で考えていっていただきたいと、民営化ということは、本当にそういうふうにならないようにということをお願いしたいと思います。

次に行きます。保育料の無料化についてです。冒頭申し上げましたように、国の方針はとても曖昧です。まず消費税を10%にするというのが前提です。私は税率を上げるのではなくて、消費税導入時に、社会保障にだけ使いますといった約束をまず守ってほしいと考えます。消費税に頼るのではなくて、国の先のことをやっているのが実は山都町なんです。ゼロ歳から2歳までの非課税のひとり親世帯は、既に山都町では無料化されています。ひとり親世帯についても、課税額に応じて減額されています。

子育てしやすい町として、国の動向を見ながら実現させたいという9月の町長の御答弁でしたが、保育料の無料化を国に先駆けて実現すると、この山都町で実現するということが大事ではないかと思っています。国の動向を見ていたらいつになるかわかりません。その辺いかがでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） もう西田議員からは5回目の質問だと思っておりますが、国の状況と言いましたのは、安倍総理が無料化すると明言をされまして、そのような形かなと思っておりましたが、きょうの新聞も、先般、荒木町村会長が今委員をされております、その中でもみんな懸念をした中で、まだはつきりわかりませんが、市町村の自治体の負担が大きくなるという話であります。先般来の、ずっと西田議員の持論であります子育てしやすい町と、うちの財政規模に応じた中で、本当に先輩の方々が今言われるような取り組みをしてきておられるのが山都町の実態

かなという思いであります。

先ほど来ありましたように、交付金が減り、自主財源が減った中で、そこまでまだ踏み込み切らないというのが実状であります。先ほど、来年度の予算の基本方針の中でも、まだまだそこまで踏み込んだ予算措置は考えておりません。今後はいろんな分があった中で、やはり子育ての大変さは十分私も痛感をしておりますし、大事な人口対策、いろんな部分、まちづくりの基本だという思いでありますので、また今後検討はするなというようなことですが、考えていきたいと思っております。

○副議長（藤澤和生君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 大枠が決まっています、それで配分をしないといけないので、本当に難しい予算の立て方だと私も思います。だからこそ基本姿勢といいますか、今言われたまちづくりの基本として、子育てしやすい町ということ掲げていかれるのであれば、具体的な施策が必要になる。その中で、保育料の無料化だったり、やはり子育てというのは保育園だけじゃありませんので、保育園、小学校、中学校、特に義務教育の間、義務教育は無償であるという憲法にのっとって、どれだけまず国がどうするか、地方自治体がどうするかということが問われていると思うんですね。だから、大枠が決まっている中で、もうこれ以上は難しいというのであれば、じゃ、もっと国にきちんと訴えていったり、県に訴えていったりというのも必要になると思いますし、いろんなアプローチの仕方をして財源を引っ張ってくるというか、そういう努力もお願いしたいと思っておりますし、私もしっかり勉強をしていきたいと思っています。

本当に義務教育は無償なんですよ。無償なのにもかかわらず、教科書だけは闘いの中で無償になりましたが、給食費についても、いろんなほかの学校納入するお金はとても多いんですね。その点について、山都町ではいろんな保護者負担軽減とかされていますけれども、やはりそのことをきちんと拡充していくというその辺を、全体的に子育てしやすいまちづくりのために何をやるのかというのを具体化していただくことを最後にまたお願いしまして、質問を終わりたいと思っております。

ありがとうございました。

○副議長（藤澤和生君） これをもって、2番、西田由未子君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時16分

○副議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 皆様、こんにちは。傍聴の皆様におかれましては、お足元の悪い中、ようこそいらっしゃいました。御協力ありがとうございます。6番、藤川でございます。

神話の里、高千穂町でまさかの悲劇が起きました。これから先、いろんな可能性を秘めた小さい女の子まで巻き添えになり、今でも信じられない気持ちです。なくなられた皆様の御冥福をお祈りいたします。

さて、この秋には、めじろ押しにたくさんの催しがありました。白石神楽では子供だけの神楽もあり、次世代への神楽の継承が地域の皆さんの手できちんとできていることに安堵感を覚えしました。また、蘇陽地区の文化祭におきましては、地元唯一の民謡、馬見原追分を蘇陽南小学校の子供たちが披露してくれました。これからいずれも伝統芸能として伝承されることを期待したいと思います。

9月から11月にかけて、通潤橋の見学に訪れた県内の小学校は177校でございました。そのうち、通潤橋案内ボランティアを依頼された学校が95校で、ほぼ半数でございました。私もボランティアの一員として活動に携わっておりますが、通潤橋はごらんのとおり修理中ではございますが、子供たちは通潤橋の架橋に至る布田保之助の心を学びに来ます。ただいまボランティアが不足しております。一日に何校も担当するボランティアもおります。一人でも多くの皆さんにボランティアとして手を挙げていただき、御協力いただきますと助かります。

また、11月9日の大津町の県家畜市場での競り市で、同市場過去最高値の648万8,640円で黒毛和種の雌子牛が落札されました。国内市場最高とも言われております。山都町の畜産農家の皆さんも元気づけられたことと思います。また、これを契機に生産者の意欲がますます高まり、生産者がふえることも期待したいところです。

それでは、一般質問を発言台から続けます。

○副議長（藤澤和生君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 6番、藤川です。ただいま2番議員の西田議員が指定管理者制度について質問をされましたので、引き続き、順不同ではございますが、指定管理者制度についてお尋ねをいたします。

平成31年度、来年度からの各施設の指定管理者の指定についてお尋ねをいたします。先ほど、猿ヶ城キャンプ場は応募がなかったことを西田議員もお尋ねをされましたので、私もそのことをお聞きしたいところだったんですが、重複することは避けまして、ではなぜ応募がなかったのか。これまで、山の都創造課におきましては管理運営に携わってこられました。一番この厳しい条件というのは御存じだと思います。結論から申しますと、先ほど緑川の河川敷の改修だったり、道路の通行どめがあったり、そういうことがあっているのにもかかわらず、指定管理の募集をかけられたということがとても不思議でございます。

そこで、応募をされる側がどのような理由で応募をされなかったのか。先ほどの二つの要件以外でもあったと思います。原因と考えられることがありましたらばお聞かせください。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 猿ヶ城キャンプ場につきましては、地元の建設会社さんが、現在、指定管理を受けられております。営業自体は4月から11月までということですので、現在は11月までの営業を終わっている状況です。次の指定管理もというふうに私たちは思っております。

したけれども、今されている建設業の方から申し出がありまして、ちょっと家庭の事情で次の指定管理は受けられないという申し出があったところです。再度お願いにも上がったところでございましたけれども、どうしても家庭の事情でできないということで断念をしたところです。再度ほかの施設とともに公募をしましたけれども、ほかの団体からも応募がなかったという状況でございます。

以上です。

○副議長（藤澤和生君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 今受けられている業者さんのことをお尋ねしたのではありません。なぜ応募がなかったのかをお尋ねしたところございます。もう一度お願いします。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 失礼しました。指定管理の公募につきましては、現在も災害等で河川の工事をやっております。先ほど言いました道路状況も悪い状況であります。そういったところも、応募しようと思われている方にとっては大変リスクが高いと。道路も通らない、大雨のときには水が上がってくるような状況の場所では指定管理を受けられないというような判断が働いたのではないかと思います。

以上です。

○副議長（藤澤和生君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） そのような回答が最初から欲しかったわけですが、恐らくそういうリスクが多いところにはどなたも手を挙げられないと思います。条件整備をしてこそ初めて募集をかけられるのが筋ではないかと思いますが、例えばワンシーズンだけ、整備が終わるまでワンシーズンだけでも待って募集をかけるということが本来の姿ではなかったかと思います。

町長、この件につきまして、来年から、4月のことにつきまして、こういう条件はまだ整備されていませんが、それでも公募をかけられるおつもりでございましょうか。

○副議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 先ほど再度応募をというような話があります。これにつきましては、先般、白糸第三地区の座談会の中でも話が出たところでありますし、これにつきましてはまだ今からのことでもあります。先ほどありましたように、やはり全ての指定管理者をお願いする部分と第三セクターの部分と、もう待たなしで廃止をするか、完全に民営化するか、いろんな部分を考えなくてはいけないという思いでありますので、これも含めた中で、皆さんの任期も、まずはあと3年であります。私の任期はもうあと2年ぐらいしかありませんので、その中で、真摯に検討をしていきたいなという思いであります。

長い間、地域の方々、そして我々行政が直接やってきた部分を指定管理者制度にしなから、また第三セクターに運営をお願いをしながら来た部分の制度疲労が来ておるのはもう事実だという思いでありますので、これはもう皆さんと協議をします。そうした中で、今後のあり方等々も、先ほど期間のこともありましたが、それにつきましても検討をしながら、特に期間につきましては、議案を提出する前にもある程度の考えを示しながらお願いをしたいなという思いであります。

○副議長（藤澤和生君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） ありがとうございます。全くそのとおりだと思います。

例えば仮にどなたかが手を挙げられたとしても、そういった不利な条件のもとではとても採算に合わないと思いますので、町長のお言葉をおかりしますと、真摯に対応をしていただきたいと思います。

それでは続きまして、応募の実態についてとプレゼンテーションについてをお伺いいたします。私たち全議員と町長に対して、服掛松キャンプ場の指定管理者に申請された方より内容証明郵便物が届きました。町長はさきの全員協議会で、郵便物を見られていなかったようですが、その内容で最後に米印で、「御不明な点がありましたら私が直接議会に赴き、誠意をもって説明させていただきます」とありますので、議会でこの件について触れて、もう承諾されたものと解し、お尋ねをいたします。

相撲の決まり手で、勇み足という手があります。これは皆様も御存じのように、自分の動作で負ける、勝負判定の一つであります。また、スポーツ界では、スタートの合図より早く飛び出すこと、つまりフライングという言葉がありますが、これは失格です。たとえを申しましたが、申し入れ書の一番のことは、まだプレゼンもしていなく、もちろん審査も議会の議決も経ていないうちに、「来年から服掛松キャンプ場をやります」、こういう発言をされたということは、この勇み足、フライングに値すると思います。

そしてまた、審査票の3番の1（1）において、「職員体制は十分か」、また、「採用や確保の方策は適切か」という審査項目があります。確保の方策も、エントリーする相手側の職員の名前を出されたということですから正しくないと思いますが、この点の審査が適切であったか疑義があります。

私たち議員はどちらのひいきもできません。ただ審査を信じるしかないわけです。この発言がなければ文句なしに議決されたことでしょう。スタートラインで失格した当事者を指定管理者の候補者として議会の議決に付されることは、議会の軽視どころか、この手続に誤りがあると思います。この件について、担当課長の見解をお伺いいたします。

○副議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） まず、候補者の選定に当たりましては、選定委員会におきまして選定するものでありまして、申請書、プレゼンテーションにより、先ほども申しましたけども、中立的立場によって審査を行っております。そして、また従業員の確保、雇用について個人の名前が出てきたというお話ですけども、私のほうではそのところは記憶していないのが事実でございます。

○副議長（藤澤和生君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 言った言わないということになりますので、先ほどから西田議員が何度もこれまで申されましたように、やはり何ごとも書類に残すということは大事なと今感じたところでございますが、では、町長にお尋ねします。

また、例を申してみます。役場職員の採用をいたします。1名の募集です。2名の応募があり

ました。試験はまだ先です。なのに、その1名が試験もないうちに、「私は来年4月から山都町役場に就職が決まりました」。地域の皆さんに、「何か役場に要件等がありましたら、私がお手伝いをさせていただきますので、よろしくお願ひします」と言ったのと同じです。さて、今から、そのことを知りながら、試験をした両方とも二人が合格されました。面接試験をされます。そして、いよいよどちらか一方に決定をされなければなりません。どうされますでしょうか、町長さん。

さきの全員協議会の中でも、国民宿舎通潤山荘と服掛松キャンプ場については相当の異論がありました。きょうの一般質問でも時間が足りないように出てきましたが、この定例会での議案の提出を見送り、または延会をして時間を費やす、または臨時議会を開く等、まだ手段はございます。なので、もう少し執行部で精査をして、提案をしていただくというお願ひをしたいと思ひますが、町長の見解をお尋ねいたします。

○副議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 答えにならんかと思っておりますが、非常に心外であります。職員の採用の部分、はっきり言いまして、後ろにも、まあこれは全部の町民の皆さんにも流れるかと思っておりますが、職員採用について、面接にも何も携わっておりません。今回のプレゼンテーションまたは審査委員会、選考委員会にもかかわってはおりません。

そしてまた、そのような形で勇み足だったり、フライングがあったりは、いろんな部分でどこの協議でもあることだと思っておりますが、これにつきまして、再度、もう提案することは決めて、議案として皆さんにもお示しをしておりますので、粛々として提案をしたいと思ひます。

○副議長（藤澤和生君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 町長、私が例えばと言って採用試験を例に挙げました。そこで心外とおっしゃいました。では、その前のこの指定管理者のことも同じです。心外ではございませんか。町がいろいろ疑われております。この前の全協でも、何度も西田議員が政治的関与があったのではと、疑われますよということもおっしゃいました。今町長はこれを心外とおっしゃいました。私は、その指定管理者のことも町が疑われたんですよ、心外だと思いますよ。もう一度その点お尋ねします。

○副議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） お答えします。全員協議会の中でも政治家の関与と、ここですと見回しますと、私だという思いで、はっきり言いまして何のことかなと、もうびっくりしながら、あのときは答弁も何もしませんでした。

そういう部分、先ほどありました部分、11月の15、16日だったと思っておりますが、その前のプレゼンテーションの前にそういう話が来ると後で聞いたところじゃありますし、先般の文書につきましても、もう決定をした後の文書が来とったというようなことでありますので、それがプレゼンテーションなり決定に影響があったかなかったかは後の問題でありますので、これにつきましては、また皆さんの議会の中での協議もあろうかなという思いであります。提案する部分については、先ほど来、課長からもあっておりますように、十分検討をした中での、検討をし

た分を私に答申があった分と理解をしております。

○副議長（藤澤和生君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） ありがとうございます。先ほど西田議員の質問の中で、審査委員長が公開できるようなことは公開していくとおっしゃいました。この前の全協のように、議案を提出されたその日に出されても、私たちも全部を目を通す時間ありませんので、そういった意味も含めて、期限を決めるんじゃなくて、延会をしたり臨時議会といったふうにして延ばしてもらったということも含めてお尋ねをしたところでございますので、先ほどの猿ヶ城キャンプ場のことも真摯に受けとめてしていくと町長がおっしゃいましたので、この二つの件についても、ぜひともそういう時間的余裕も議員の皆さんに与えていただいて、そして決定をとという手続にいてほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、1番目の質問に行きます。郵便局における各種証明書の発行事務についてということでございます。ただいま蘇陽地区におきまして、蘇陽局と柏局、2局において各種証明書の発行事務が行われております。ことしの7月6日、馬見原公民館でありました社協主催の地区別福祉懇談会において、橋本蘇陽支所長から、蘇陽支所における郵便局での各種証明書交付業務についてお話がございました。

現在、そのときの話では、機器のリース期間が終了し、メーカーの消耗品等の保有期限も過ぎ、このままでは機器が故障した場合、業務がストップするということ、そして、今後も郵便局での交付業務を続けるためには新たに機器を購入し、リースしなければならず、その費用に600万円が必要とのことでした。

昨年度予算編成の段階で予算がついていないとのことですが、担当としては予算計上したが、削られたということだと思います。今後の継続が難しい判断材料として、蘇陽地区以外でのサービスが行われていないこと、そして費用対効果が上げてあります。

そこでまず、蘇陽地区区長会議での説明会について、区長さん方の御意見も含め、結果をお尋ねします。

○副議長（藤澤和生君） 蘇陽支所長、橋本由紀夫君。

○蘇陽支所長（橋本由紀夫君） お答えします。蘇陽地区区長会議の説明会の内容についてのお尋ねでございます。6月22日に蘇陽地区自治振興区連絡協議会、これは従前の区長会の蘇陽支部ですけども、昨年からは区長制度の見直しがありまして、この会を去年から任意で立ち上げております。この会には自治振興区の会長、副会長、それから区長の代表者がメンバーになっておまして、6月22日には19名の参加をいただいております。その中で、今回の専用回線による電子公印を取り込んだ特殊なファクシミリ機器を使った郵便局での各種証明書の交付事務について現状を説明しました。

その中では、自治振興区の会長さんのお一人からは、町村合併に伴い、馬見原支所、それから東竹原出張所を廃止して、蘇陽郵便局と柏郵便局に現在の交付事務を導入した経緯があるので、今後もぜひ続けてほしいという御意見がありました。また、ほかには、証明書の交付だけでなく、ほかの要件もあるから、郵便局でやるよりは、それよりも蘇陽支所に行って用事を済ませたほう

がいいので、そちらでいいんじゃないかという御意見もいただきました。その2点が主な御意見の内容でございました。

以上です。

○副議長（藤澤和生君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 次に、説明資料の中では、今後、利用の多い区ごとに説明していくとありました。区ごとの説明会が開かれたのであれば、その状況報告をお願いします。

○副議長（藤澤和生君） 蘇陽支所長、橋本由紀夫君。

○蘇陽支所長（橋本由紀夫君） お答えします。今回の郵便局の証明書交付事務につきましては、他の地区については特段の説明会を開いておりません。先ほど議員がおっしゃいました7月6日の社協主催の福祉地区懇談会、こちらで御説明した説明が唯一でございます。

○副議長（藤澤和生君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 熊本県内で現在コンビニ交付を実施している自治体が、益城町を初め8市町村ございますが、今後コンビニ交付がふえる中、逆に業務を中止するとは町民の利便性や住民サービスの観点から逆行だと思えます。蘇陽だけでなく、矢部地区においても金内郵便局等で導入されてはいかがでしょうか。

特に年齢層では60代、70代の利用が最も多く、今後ますます高齢化になることを思うと、免許証返納など、交通手段においても不便を強いられることとなります。ぜひとも来年度に新しい機器の予算を計上していただき、郵便局での交付が継続して行われますようお願いしたいと思いますが、今後の方針として、町長の見解をお尋ねします。

○副議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） これにつきましては、先般、私も報告を受けておりますし、さきの議会でもあったかなという思いでおります。合併の条件ということでありましたが、先ほど橋本支所長が言ったような状況下もあるかなという思いでおります。

私もコンビニの話もしました。しかしながら、蘇陽地区にはそういうコンビニがないということでありまして、また、全町内的にもなかなか難しい。益城の話も私も一番早く聞いておる部分でありましたので、その話もしておりますが、なかなか利用は少ないということでありまして。

今後、交通体系、来年度から、先ほど、学校・部活の問題もありましたが、そういう分を含めながら総体的に、まだすぐ廃止ということではないようでございますので、そういう分を含めながら、また地域の方々の御意見等も聞きながら、利用件数等はまだ言っていないと思っておりますが、私も把握をしておるところでございますが、そういう分も含めながら、今回、まだ予算のどうのこうのを言っておりませんので、そういう分を含め検討をし、地域の方々に不便が与えられないよう何らかの方策を、今、支所長も考えておるようでございますので、そのような形で進めてまいります。

○副議長（藤澤和生君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） ありがとうございます。件数等なんですけど、多いときには年間に500件ほど利用がございます。この利用件数もそのときお示しをいただきましたので、そういう利用

度が多いこと、利用度が多いというか、年齢層が、そういう高齢者の方の利用者が多いことを鑑みて質問をしたところでございますので、よろしかったら、皆さんの御意見が沿うようお願いをしたいと思います。

それでは2番目の、山都町災害対策について、防災・減災についてお尋ねをいたします。これについては何人も質問をされましたので、重複する分は避けたいと思いますが、11月1日に衆議院の予算委員会での岸田文雄政調会長の発言の中継を聞きましたが、初めに災害対策について、ことしは豪雨や台風、地震などの災害があり、広域かつ同時多発的であったことから、自治体の連携が難しかったことや想定外の被害や復興に対する多岐にわたる需要が浮き彫りになったと紹介されました。また、防災・減災の対策について、河川や砂防ダムの堤防などの計画が手つかずのまま被災した地域があり、対策が完了した地域ではとうとい命を守ることができ、地域差が浮き彫りになったと紹介されましたが、私も以前、神ノ前川の砂防ダムについて触れましたけれども、やはり危険とわかっているところについては、優先順位を下げず、対策を講じてほしいと思います。

また、このときの発言の回答として、安倍首相は「インフラの総点検を進め、国土強靱化基本計画の見直しと取りまとめを進めていきたい。そして、財政面では予備費を活用して、災害発生直後から自治体が活動できるように努め、補正予算では災害対策費に9,356億円を計上した」と答弁されました。

そこで、山都町についてお尋ねをします。山都町の自主防災組織の組織率をお尋ねいたします。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それではお答えいたします。この件につきましては、熊日新聞で平成27年に出ておりましたが、その当時としましては60.9%ということで、現在は22の自主防災組織が立ち上がりましたので、74%というところでございます。

○副議長（藤澤和生君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 次に、各自主防災組織の取り組みの状況について。私たちの地域の馬見原自治振興区では、振興区の規約の中に総務防災部が設けてありましたが、これまで具体的な活動はありませんでした。そこで、ことし11月に、改めて自治振興区における自主防災組織の立ち上げを行ったところです。年が明けて2月ごろには防災訓練が予定されているところでございます。

このように、ただ規約の中に防災部が設けてあるだけのところもあれば、実際防災訓練等の活動されている振興区もあろうかと思えます。活動はさまざまですが、取り組み状況についてお尋ねをいたします。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 自主防災組織の取り組み活動ということでございますが、藤原議員のほうにもお答えをしたんですが、地域においては避難マニュアルという部分も設定をしていますし、炊き出し訓練なり、避難訓練なりというのを自治振興区単位で実施されているというところの例を把握しているところでございます。

○副議長（藤澤和生君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） ありがとうございます。次に、山都町の防災計画について、正確には山都町地域防災計画でありますが、この計画の中を見てもみますと、地域防災力強化計画において、町民は、みずからの身の安全はみずからが守る、地域でできることは地域で行うという防災の基本に基づき、平時から災害への備えを心がけるとともに、自治振興区及び自主防災組織等における地域活動を通じて地域の防災活動に積極的に参加するなど、コミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努めるものとあります。

先月、先ほど吉川議員も質問をされましたけれども、私もホームページを見て、11月4日の総合防災訓練を知りました。当日は蘇陽地区の住民健診も実施されておりましたので、当日、健診予定の住民は訓練に参加できないことの心配をしたところですが、私も日曜日ですので、休みの日でしたので、この日に健診の予定をしておりました。しかしながら、議員もしていることだし、これは訓練に参加しなくてはならないという思いで、一斉に防災無線を通じて号令がかけられるのかなと思って、この健診を取りやめました。ところが結果的には、消防団、各種団体の役職員さんが対象だったようですが、参集範囲と訓練の内容についてお尋ねをいたします。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。山都町で初めて行う防災訓練ということでございましたので、今回は消防団におきましては、住民向けに危険地域の啓発活動、主にチラシを配ったわけでございますが、その後、各地区での避難場所に自治振興会の会長さん、それから区長さん、それから民生委員さん等限定しながら、避難所にまずは参集いただきまして、初めての訓練でございましたので、集まったときのいろんな会議の反省の中では、消防団からは、初めて地域の役員の方々といういろいろ話ができたとということで、あるいは逆もあったかなと。消防団の幹部の顔を初めて見たという逆の意見もあったかなと思いますが、まずは初回の訓練ということでございましたので、避難所の確認、あるいは役員さん等の確認をしながら、今後、地域の実情に応じた訓練に成長していくと非常に助かるかなと思っております。

広報の部分につきましては、十分だったかどうかにつきましては検証をしたいと思います。よろしく申し上げます。

○副議長（藤澤和生君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 先ほど、防災計画の一部を読み上げたところでございますが、平時から積極的な防災活動の参加をとる割には、住民参加型ではなかったことに残念な思いをいたしました。郡内の他町では、消防団はもとより自衛隊、警察、団体、企業なども巻き込んで炊き出し訓練、避難所開設訓練、救出救助訓練、救助要請訓練等、本当の意味での総合訓練が実施されています。いつからこういった一般住民を対象とした総合訓練を実施される予定でしょうか。先ほどは、今回初めてだったということでございますが、初めてにしても住民を巻き込んでみると、ああ、これは住民に徹底されていなかったなということが、課題が見つかると思いますので、本当は住民を巻き込んでしてみるとどうだったのかなということがありますので、今後の予定をお尋ねをいたします。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。あと何年後という具体的な定めはございませんけれども、今回の訓練の中でのいろいろな意見等を検証し、あるいはきょう、議員の御提案もございましたので、消防団を初め関係機関と協議しながら、総合防災訓練の実施に向けて進んでいきたいと考えております。

○副議長（藤澤和生君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） なるだけ早い段階での訓練をお願いしたいと思います。

次に、大規模災害団員の導入の計画についてお尋ねをいたします。10番、藤原議員から防災士の件も触れられたところでございますが、年々、消防団員の減少が続く、地区によっては消防団員がいない地域もあります。地域防災力の主たる役割を担ってきた消防団員の確保が困難となっておりますが、消防団OBによる特定の消防団活動や、時間の許す範囲での活動を行う機能別消防団制度や、大規模災害時に不足する消防団員の人員確保のための大規模災害団員の導入の計画はいかがでございましょうか。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 今、議員からございました大規模災害団員ということにつきましては、消防庁におきまして、消防団員の確保等に関する検討会の意見の中で、大災害時の消防団の機能強化と機能の補填という部分があるかなと思っておりますが、本町におきましては団員減少の中、議員からもありましたとおり、機能別消防団員ということで、現在、260名ほどの登録をいただいております。消防団員が630名ほどございますので、合わせますと900名を超えます。住民1人当たりのそういう団員の数という部分もございますけれども、この大規模災害団員におきましては、消防職を退職された方もその中に加えることもできますので、御提案を受けました中で、この大規模災害団員につきましても、そういった候補になる方々等の拾い出しというものも必要かなと思っておりますが、現在のところでは消防団員、それから機能別消防団員を生かしながら、それから、自主防災組織の活動ということもございますので、総合的に判断をしてみたいと思います。

○副議長（藤澤和生君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 現在は機能別消防団制度は機能をしているということで、少しは安心をいたしました。この消防団に関する大臣書簡として、ことしの1月19日に総務大臣から書簡が出た。これは、県知事と市町村長宛に出ておりますので、これはどのようにこの書簡を受けとめられましたでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えします。今の書簡につきまして、今時点、私は把握しておりませんので、よろしく申し上げます。

○副議長（藤澤和生君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） それでは、書簡を御存じでないということでしたが、1月19日に発出をされておりますので、どうぞお調べをいただきたいと思っております。

では次の、農林水産省によるため池緊急点検について。点検があつておりますが、7月の西日本豪雨では農業用ため池が相次ぎ決壊し、広島県では3歳の女の子が死亡しました。このことを受けて、8月末をめどに、全国で一斉にため池の緊急点検が実施されたところでございますが、熊本県では1,041カ所のため池を点検されたそうです。そのうち、応急措置が必要と判断されたため池が27カ所ありました。これは、私はホームページでこの公表を知ったところです。

そこで、山都町についてお尋ねします。山都町にため池が一体何箇所あるのか、そのうち今回の緊急点検箇所が何箇所だったのか、そして緊急点検箇所があれば、そのため池名を、そしてさらに応急措置が必要な箇所があつたのかをお尋ねをします。

○副議長（藤澤和生君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） それでは、ため池の点検についてお答えいたします。議員言われましたとおり、今回、8月末をもって点検をやっております。

山都町につきましては、受益面積が0.5ヘクタール以上のため池ということで把握している部分が30カ所ございます。30カ所のうち、崩壊した場合に、下流の民家であつたり、避難所等公共施設、いわゆる道路等に被害を及ぼす部分の6カ所について緊急点検を行っております。現地のほうに赴きまして、堤防の亀裂であつたり、配水施設の劣化とか、そういうところを点検しておりますけれども、点検の結果は、いずれも異常はないということでございます。

6カ所につきましては、旧矢部地区でいきますと、石堂のため池、同じく山田のため池、日南田のため池、藤木の下のため池です。それと、清和地区につきましては井無田のため池と、蘇陽地区にいきますと馬見原の上ノ川のため池ということの6カ所でございます。

○副議長（藤澤和生君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） ありがとうございます。山都町におきましては6カ所の緊急点検を実施したということで、その中で、今後の豪雨や台風災害等に備えての応急措置の判断が必要だったかどうかという点については異常がなかった。これは恐らく目視でされたことだと思ひますが、こういった点検があつたからするのでなくて、日ごろからの点検を心がけてほしいと思ひます。

では次に、ため池に当たります調整池ということで、蘇陽地区長谷のJRE山都高森太陽光発電所建設箇所に複数の調整池の建設が予定されておりますが、何カ所計画されておりますでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） JRE山都高森太陽光発電所建設につきましては、林地開発行為の許可を受けられまして、今後、建設に入られる予定でございます。現在、建設の準備を進められていられるところですが、調整池につきましては計画書で確認させていただきましたところ、17カ所に配置されております。

○副議長（藤澤和生君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 17カ所ですね。あの広大なところで17カ所も調整池をつくれるということは、つくる段階で、これは着工がことしの予定では5月でした。もう8カ月もおくれてお

ります。これからすると、1年ぐらいおくれて、来年の5月ぐらいが着工じゃないかと思いますが、そうすると雨の時期になりますので、着工する段階で危険が伴わないかなという心配がございます。

発電所が完成すれば、熊本県一の規模となるわけですが、その土地は、以前、牧野改良した際、莫大な被害をもたらしました。損害賠償はなく、泣く泣く下流域の田畑を自力で復旧されたと聞いております。そのことから、この建設に関しては、同じ過ちを繰り返したくない思いから、下流域の住民の皆さんは非常に神経をとがらせていらっしゃいます。工事着工が5月の予定でしたが、現在、着工がおくれているというお話をお伺いいたしました。

町のほうでおくれている原因等については、今、課長のほうが申されましたが、私のほうも11月の初めごろ、立地協定に関して、県の商工観光労働部エネルギー政策課にお尋ねをいたしました。なぜお尋ねをしたかと申しますと、町のほうでは既に協定を結んでおられますが、この協定の内容をお尋ねしましたらば、公表できないということでございましたので、損害賠償の件がうたってあるかどうか不明でございますので、既に町と事業者の間では協定が結ばれていますけれども、その内容が本当は知りたいところでございました。

しかしながら、今申しましたように公表できないということでございましたので、では今後、熊本県と企業とが立地協定を結ばれる際に、山都町もぜひこの協定に加わっていただき、特に決壊した場合など、下流域に損害をもたらすような事態が起きた際の損害賠償について、きちんとうたってほしいということをお願いして、この政策課のほうにお尋ねをいたしました。そうしたらば、まだその立地協定に至る時期ではございませんと。まだ、さまざまなことがクリアできていないので、着工する前に、着工した場合の注意点等を協定するのであると、まだ着工に及ばないので協定も結んでいないということでございましたが、今申しましたように、今後協定が結ばれる予定でございますので、ぜひともこのことは町長も、損害賠償の件はぜひともお願いをしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは次に、避難所を兼ねた体育館建設についてお尋ねをいたします。28年、熊本地震により被災した体育館の建てかえについて、避難所を兼ねた体育館建設を予定されていますが、これまでに、体育館はプライバシーが守れない、性暴力など問題視されてきました。避難所としての機能が保たれるのか心配です。いかがでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 町が進めております今回の体育館建設事業におきましては、町のコンセプトといたしまして、防災機能をあわせ持つ体育館の建設としているところでございます。

これは、熊本地震の際に県内多くの方が最寄りの体育館に避難された経験を踏まえながら、体育館が災害時での避難所となることを想定したものでありまして、災害弱者等になり得ます子供ですとか女性の方、高齢者や障害者の方など、こうした災害弱者と言われる方にも配慮しながら、避難者を総体的に配慮した設備等のほか、またあわせまして、建設場所についても、防災拠点である役場にほど近い場所等を考慮しながら考えていく必要があると考えております。

○副議長（藤澤和生君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） いろいろそういう機能が保たれる体育館をぜひともつくっていただきたいと思います。このたび山都町グランドデザイン構想案の提示がありました。その中で場所が特定されておりましたが、ほぼ決定と認識してよろしいのでしょうか。町長にお伺いいたします。

○副議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 先般、政策審議会の中で、グランドデザイン構想の中で、体育館も場所の位置図が示されておりましたが、これはまだ案でありまして、今年度中には決定をしながら、皆さんにお諮りをしたいという思いであります。

○副議長（藤澤和生君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） この前、北中島までの高速も開通いたしましたので、県内はもとより県外からもたくさんの方がいらっしゃると思いますので、やっぱりこういった拠点は早く決められた方がいいと思いますので、先に進めていただきたいと思います。

では次に、矢部高校応援プロジェクトについてお尋ねをいたします。これまでプロジェクトの中に、これを立ち上げてから3年以内に事業化をするものを中期、5年以内に事業化を長期と位置づけ、事業化を進めてこられました。例えば高校生を対象とした町営進学塾の運営、あるいは寮の設置は3年以内の中期事業でありました。もう3年経過したと思いますが、計画の行方はいかがでしょうか。課長にお尋ねいたします。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 矢部高応援町民会議のプロジェクトの中・長期計画の行方はというところでございますが、町民会議の発足当初に取りまとめました10のプロジェクトと24の事業については、それぞれ関係各課が担当をし、事業を進めているところでございます。

短期で進める事業については、ほぼ各課の事業の中で進めているところでございます。

中・長期の部分でできていない部分についてでございますけれども、民間が組織主体となって、矢部高校の近くに寮を設置の動きも、取り組みの計画もされているところであります。それと、生徒の全国募集についても具体的な協議が進んでいるような状況です。平成31年度から熊本県教育委員会が定める通学区域の特例の指定を受けている特色がある学科・コースに、県内4校目として林業科学科が指定されることが決定しております。現在の県外枠5%が20%に緩和されるというものでございます。少しずつではありますが、前のほうに進めているという状況でございます。

○副議長（藤澤和生君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） それでは時間がございませんので、この件については予定どおり着々と進めていただきたいと思います。

最後の質問ですが、そよう病院運営についてお尋ねをいたします。さきの熊日新聞に、「地方の医師、確保に苦闘」という見出しで、医師確保の難しいところが掲載されたところでございますが、現在、そよう病院の先生方の定員の充足率についてお伺いしたいと思います。あわせて、近隣の五ヶ瀬町立病院との連携についてもお伺いしたいと思います。以前から公立病院とはスボ

一ツ大会など耳にしたことがありましたが、現在、五ヶ瀬町立病院との関係性について、何か取り組み等がありましたらお聞かせください。

○副議長（藤澤和生君） そよう病院事務長、小屋迫厚文君。

○そよう病院事務長（小屋迫厚文君） そよう病院の医師の定員充足についてという御質問ですけれども、そよう病院の法定の医師数というのがございます。これは6.3人となっております。このうち、充足率と申しますか、常勤の医師数、これが4名です。院長、副院長以外に2名、自治医科大出身の僻地病院への勤務が義務づけられている医師が2名というような状況であります。

それから、五ヶ瀬病院との連携というお話ですけれども、先ほど言われたようなスポーツ大会については、かなり以前の段階で、交流が高千穂病院等も含めて行われていたようです。それは大分前に途切れたようですけれども、そよう病院では院内学会というのを開いております。ことし25回目を迎えたんですけれども、ことし初めて五ヶ瀬病院と共同で、合同で開催するというような形をとることができました。お互いの顔を見ながら発表をしていただくというような形がとれました。

それとあわせて、それ以外の交流につきましては、医療機器の中で、そよう病院にMR Iという機器がございます。その機器が五ヶ瀬病院のほうにはありませんので、年間35件ほどその検査の依頼があっておりまして、対応をしておるような状況です。

以上です。

○副議長（藤澤和生君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） ありがとうございます。日ごろから五ヶ瀬の町立病院とは関係性を保たれているということでございます。

では最後に、なぜそよう病院の質問をしたかと申しますと、ことし、五ヶ瀬町議会からの申し出により、知保郷の議員さんによる懇談会が五ヶ瀬町で開催されました。その際、五ヶ瀬町の議員さんから、全国的に人口減少の中、五ヶ瀬町と山都町に、それも至近距離に公立病院が二つある。山都町から五ヶ瀬の病院を受診する人もあれば、五ヶ瀬町の人がそよう病院を受診されている。僻地での医師確保もどんどん難しくなるので、例えばそよう病院を一般病棟の病院に、五ヶ瀬町立病院を療養型病院にしてはどうかという提案がなされました。病院の形態については詳しくは承知しておりませんが、このようなお話が出ましたので、紹介して、私の一般質問を終わります。

○副議長（藤澤和生君） これをもって、6番、藤川多美君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後3時16分

12 月 12 日（水曜日）

平成30年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 平成30年12月6日午前10時0分招集
2. 平成30年12月12日午前10時0分開議
3. 平成30年12月12日午後3時07分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第7日）（第3号）
 - 日程第1 一般質問
4番 矢仁田秀典議員
 - 日程第2 議案第65号 山都町特別会計条例の一部改正について
 - 日程第3 議案第66号 山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
 - 日程第4 議案第67号 山都町職員等の旅費に関する条例及び山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
 - 日程第5 議案第68号 山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 日程第6 議案第69号 山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
 - 日程第7 議案第70号 平成30年度山都町一般会計補正予算（第4号）について
 - 日程第8 議案第71号 平成30年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第9 議案第72号 平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
 - 日程第10 議案第73号 清和物産館の指定管理者の指定について
 - 日程第11 議案第74号 通潤橋史料館及び虹の通潤館の指定管理者の指定について
 - 日程第12 議案第75号 清和高原天文台の指定管理者の指定について
 - 日程第13 議案第76号 清和文楽館の指定管理者の指定について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（13名）

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 梶 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生		

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（1名）

14番 工藤 文範

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	梅田 穰	副町長	岡本 哲夫
教育長	井手 文雄	総務課長	荒木 敏久
清和支所長	渡辺 八千代	蘇陽支所長	橋本 由紀夫
会計課長	藤島 精吾	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田中 耕治	健康ほけん課長	山本 祐一
福祉課長	坂口 広範	環境水道課長	増田 公憲
農林振興課長	山本 敏朗	建設課長	佐藤 三己
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	玉目 秀二
学校教育課長	渡邊 尚子	生涯学習課長	工藤 宏二
そよう病院事務長	小屋迫 厚文	監査委員	志賀 美枝子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○副議長（藤澤和生君） おはようございます。本日も工藤議長が欠席のため、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が昨日に引き続き議長の職務をとらせていただきます。皆様方の御協力をお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○副議長（藤澤和生君） 日程第1、一般質問を行います。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） おはようございます。4番議員の矢仁田秀典でございます。ことしも残りわずかとなってしまいました。ことしを振り返ってみますと、1月の大雪から始まり、西日本豪雨、北海道地震、夏の暑さは異常なくらいの暑さで、その後、次々と襲来する風速60メートル級の台風と、大変な年でした。山都町にも一部に、土砂災害あるいは台風災害に見舞われた方々もいらっしゃいます。御見舞い申し上げます。しかし、農業関係者には全体的に価格もよく、税収が伸びるのではないかと考えております。これも、今までの農業関係の予算が実を結んだ結果だと思えます。

また、12月16日には中島西インターまで開通するというので、8日には開通イベントがあり1,500人ほどの人たちが高速道路を歩きました。地元の皆さんには、おもてなしありがとうございました。この開通で来町者がふえることを祈念いたします。

私たち1年生議員は、先輩議員に教えていただきアドバイスをもらいながら、ともに町の発展に取り組んでいるところでございます。今回は12月の定例ということで、3月の予算に少しでも加味していただければと質問させていただきます。

今回の一般質問は、1、国民宿舎通潤山荘問題について、2、山都町地域公共交通網形成について、3、総合体育館について、4、グランドデザイン構想について、5、加工場建設について、6、ことしの雪害によるハウス補助金について質問させていただきます。

それでは、発言台に移らせていただきます。

○副議長（藤澤和生君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 国民宿舎通潤山荘問題について。

私は通告で、1、虹の通潤館の不正不適切な支出に対する今までの経緯について、2、虹の通潤館の問題をどのように捉え、どう改善していく考えなのか、またそれについて町はどう考えているのかと質問するつもりでございましたが、通潤山荘問題も指定管理者選定についても昨日詳しい質問と説明がありました。それで飛ばすつもりでございましたが、けさの熊日に第三セクターありきとでかでかとなりましたので質問させていただきます。

けさの熊日には、累積赤字が1,800万円、取引代金や税金の未払いが3,800万円あるとありました。また、不祥事の再発防止は整備している状況とだけ説明があったと書いてありましたが、本当なのか説明していただきたい。それから、また、きのう西田議員の質問に、説明文書が出せるかという質問がありましたが、いつ出せるのか。その2点について説明していただきたい。

○副議長（藤澤和生君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） けさの新聞をごらんになって、ショックに思われた町民の皆様がいらっしゃると思います。少しこの点について御説明したいと思います。

まず未払金で3,800万とありますが、うち1,000万程度はバス、それからコンピューターシステムのリース代の全額であります。将来にわたって払っていく額を計上しております。その分については、資産として同額を計上してあるということでもあります。

また、1,500万程度は支払い期限の来ていない仕入れ代金等でありまして、これは商慣習上、普通に行われていることでもあります。一般的に、掛けで仕入れて翌月払うという商慣習でございますので、3,800万あたかも負債があるような書きぶりでありましたが、これは若干説明が必要だと思っています。

それから、記事の中に税金の未払いとありますが、そもそも指定管理者に応募する条件として税金の未払いがないことという条件が付されておまして、税金は完納しております。この証明もとっておまして、この記事については完全に誤った記事でありまして、会社の信用を著しく失墜させられたと感じております。このため、会社として新聞社に対して抗議の申し入れ並びに訂正記事の掲載を求めることといたしております。

（「西田議員の」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤澤和生君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） 済みません。昨日、西田議員から改善計画について提出を求められました。これについては改善計画を策定していたところでございますが、昨日、取締役の了承も得られましたので、本日午後に議員の皆様へ配付をさせていただきたいと考えております。

○副議長（藤澤和生君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） はい、わかりました。

私も審査表をよく検討してみました。昨日の一般質問で発言された議員の皆さんは、町民の中にはこういう不正、不出のあった団体にはさせてはいけないと思っている人がいるんですよと代弁されたわけですが、私は、選定委員の皆さんもそこはわかっていたはずですし、それを踏まえた結果が虹の通潤館ということは、プレゼンがその対応を含めてよかったんだろうと思います。選定委員の心に訴える説明があったのでしょうか。今はともに山都町の未来を考えていらっしゃる人たちの選定ですので私はそれを信じたいと思いますが、町長は選定委員ではありませんが、どう思われますか。

○副議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 選定委員の選定結果につきましては、先般、皆さんのほうにもお手元に点数等いろんなことが行っておりますので、そのとおりだと思っております。またきのう、議員からありました経過等々についても後で報告をするつもりでおりますので、ぜひそういう分も参考にさせていただきたいなという思いでおります。

○副議長（藤澤和生君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） この問題につきましては、昨日も詳しい質問、説明がありましたし、私たち議員が熊日新聞に左右されてはいけないと思いますので、この質問についてはこれで終わります。

続き、次に山都町地域公共交通網形成についてですが、私は町議になる前から、この問題をできるだけ早くどうにかせなと思っていました。コミュニティバスの利用が少なく、利用者1人当たりの運行経費が6,000円ほどかかっている。その一方で、高齢者が交通手段に困っている、この辺を踏まえて質問します。

交通活性化協議会ではどのような意見が出ましたか。

○副議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 山都町地域公共交通活性化会議におきましては、これまで5月と9月の2回開催しているところでございます。皆様の意見の概要としましては、ふれあいバスについては、スクールバスとコミュニティ便を切り離し、運行方法、体系変更、代替案などが必要ではないか。また、バスの利用者の大半は高齢者で、高齢者の移動手段を確保する必要がある。小学校部活の社会体育移行に係るコミュニティバス利用について。また、利用者である高齢者や不便な地域の方に寄り添って意見を集めてほしい。また、個別で対応すべきものと公共との区分けをいかにするのか、公共交通としての役割を明らかにするなどの意見がっております。

○副議長（藤澤和生君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 一つ一つについては後で総括したいと思いますが、次に、交通事業者のヒアリングの結果と住民アンケートの結果はどうでしたでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 交通事業者のヒアリングにつきましては、バス事業者、町内

タクシー事業者へ聞き取りを行っております。三つの点を主にヒアリングしております。

1点目は、地域交通の利用者に関して、利用される方の特性、目的、利用人数。2点目は、事業者の現状と課題等を尋ねております。具体的には乗務員のことや拠点について、保有車両台数、売り上げなどについてをお尋ねしているところです。3点目は、山都町の公共交通に関して、山都ふれあいバスとの役割分担、利用者の少ないコミュニティ便の運行方法見直しについての意見をお伺いしております。

現在集計中でありまして、詳しい内容はまだまだとまっていないところですが、今出てきている中で、1点目につきましては、路線バス、コミュニティバス、タクシーいずれも町内利用者、運賃収入は減少傾向であるとのこと。それから、利用者は高齢者で、通院利用という目的が多いということが挙げられております。2点目につきましては、いずれの事業者も乗務員の不足と高齢化に関する課題を有しております。3点目につきましては、スクール便は維持すべきであり、利用者が少なく効率が低下しているコミュニティ便の改善が必要との意見がっております。

住民アンケートにつきましては、対象者2,000人に対しまして回答者941人、回収率が47.5%となっております。ふだんの主な交通手段、外出目的や頻度、山都ふれあいバスの利用状況、タクシーの利用頻度、免許証返納等について質問をしております。

ふだんの主な交通手段につきましては、一番多かったのが自家用車、2番目が家族や知人の運転、3番目が山都ふれあいバスで、回答いただいた全体の5%となっております。回答いただいた方のうち免許証をお持ちでない方、この方が約173名おられまして、お持ちでない方の路線バス、タクシー、山都ふれあいバスの公共交通の利用者は全体の5割程度となっている状況です。

○副議長（藤澤和生君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） たしか、住民アンケートの結果というのが出せますんで待ってくださいと前回話がありましたけれども、今のを聞きますと、無作為で2,000人、その中から返答があったのは900人ぐらいで四十何%、その中から車の免許を持っていない方が百何十人。山都町の高齢者問題を考えるときに、百何十人ぐらいの方のアンケートで考えるというのはなかなか難しい部分があると思いますので、その辺については何か対策がとられるのかどうかをお願いします。

○副議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） その点につきましては、町内何カ所かに、例えば金融機関でしたり病院等に行かれています方に直接お会いしてお話を聞いております。また、各集落にも入りまして、車を持ってらっしゃらない方、特に高齢者の方のお話を聞いているところです。

○副議長（藤澤和生君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 次に、コミュニティバスを含めた交通網形成はどうなっていますでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） ただいま申しましたように、現在、アンケート結果、現地調

査の分析、考察を行っておりまして、今後課題の整理を行い、地域公共交通の目指す姿の検討とか目標達成のための施策展開の検討を行うこととしています。しかし、今、御説明申し上げましたように、利用の実態、住民アンケートなどからも利用者の減少は明らかであります。路線数や運行方法の検討、コミュニティバスに限定しない運行のあり方を考えていく必要があると考えております。

これから網形成計画を策定するに当たりまして、町の方針としましては、現在ある交通資源、限られた財源で効率的な交通体系の構築を図ること。児童・生徒の通学時の安全な移動を支える。高齢者を含む利用者の需要に応じた公共交通サービスの構築。また、地域全体で連携・協働しながら支える仕組みづくり。この四つを基本として進めていきたいと考えております。

○副議長（藤澤和生君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 今ちょっとふれられましたが、高齢者の交通弱者対策についてもっと詳しくお願いいたします。

○副議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 高齢者の交通弱者対策というところですけども、今、アンケート回答いただいた中で年代ごとについても分析を行っているところです。そして、幾つかの集落にお伺いしながら聞き取りを行っているところで、その内容も含め検討していくこととしております。アンケートの中でも、高齢になったときの移動手段、今は車を運転されますけども、自分が高齢になったとき移動手段がないということについて不安に思われる方の意見も多数ありました。

現在のところ、具体的な対策というのは示せておりませんが、高齢者の通院や買い物のための移動手段の確保について、これは活性化協議会だけではなく町全体として考えていく必要があると思いますので、各課連携のもと、また進めていきたいと考えております。

○副議長（藤澤和生君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 高齢者の交通弱者対策というのは各課連携で考えていきますという話がありましたけれども、この辺につきましては福祉課関係も関係あるかと思っておりますので、福祉課長もどう考えてらっしゃるか聞かせていただきたいと思っております。

○副議長（藤澤和生君） 福祉課長、坂口広範君。

○福祉課長（坂口広範君） それではお答えをいたします。本年3月に第7期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定いたしております、その基本目標の一つに、議員がおっしゃいました高齢者が移動しやすい交通機関の整備ということをお定めしております。この中で、コミュニティバスに加えまして乗り合いタクシーの運用、それから高齢者が活用しやすい移動手段の体制づくりを、これもまた先ほど企画政策課長が申しましたように、関係機関と連携して取り組んでいくということを目途としております。

また、地域公共交通活性化協議会におきましても、福祉課関係としまして、社会福祉協議会とともに構成員として出席いたしまして、福祉の観点から高齢者等の移動手段確保について意見を述べているところでございます。

議員におかれましては、これまでの議会の中で一貫して高齢者の交通弱者問題を取り上げられておられます。中で、住民ボランティアの送迎ですとか予約型の乗り合いタクシー、それから同居の親族の負担等々の御提言もいただいているところでございます。やはり、私たちが考えますときに、なかなか公共だけでは限界があるというふうにも感じておるところでございますので、そういった御提言の中にありましたような家族ですとかまた地域、そういったところで助け合い、それから負担をしていくということも考え合わせていくべきだと考えております。

○副議長（藤澤和生君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 私は、今、乗り合いタクシーの導入などという話がありましたけども、サービスを提供するにしても、全額町が負担する必要はないと思っております。車に乗ってらっしゃる方は車代、車検代、維持管理費あるいはガソリン代などのかなりのお金を払っていらっしゃいます。ですから、運転をされるときから費用の負担の必要性を説明すれば、自分がそれを使うようになったときに、高いとか反対とかいう話にはならないと思います。早く丁寧な説明をして早く取り組む必要があると思います。

計画では、今年度1年間かけて取りまとめ、来年、モデル地区の実証実験、32年度に運転開始となっておりますが、もっと早く取り組むべきことだと思いますが、その辺、企画課長どうでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 議員がおっしゃったように、また、あらゆる委員会の中でも、やはり待たなしの課題であるので早く動き出してほしいという要望はたくさんあっております。そういう意味もありまして、実証実験ということから、地域ごとにやはり課題が違うと思いますので、そういう地域の課題を明らかにしながら、地域をどんどん広げていきながら、32年の4月から実施できるようにしたいと考えているところです。

○副議長（藤澤和生君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） ですから、もっと早く、計画はわかっている。もっと早く取り組む必要があると。だからもっと早く取り組めませんかという話なんです。一つ一つ間違いのないように失敗のないように実証実験を重ねていってというのはわかります。ただ、お年寄りは待ってられないんです。失敗したとしても、実証実験が失敗したとしても大した影響はないと思うんです。実証実験ですから。ですから、なるべく早く実証実験して運用開始を急ぐべきだと思うんです。失敗したら最後には町長が責任をとるんですから。課長さんたちは、課としてはなるべく急いであるということを考えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） おっしゃいましたように、できるだけ早く進めていきたいと思っております。

○副議長（藤澤和生君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） それでは次に移ります。3番目に総合体育館についてでございますが、進捗状況はどうなっておりますでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） お答えいたします。総合体育館につきましては、昨年でございますけれども、昨年、計6回の開催をいたしました総合体育館の整備推進委員会の中から出されました候補地の評価をもとに、当初10カ所候補地があったわけですが、その中から現在2カ所に絞り込んでいるところでございます。

一つは県道矢部阿蘇公園線沿いの場所と、それからもう一つは中央グラウンドに隣接する場所の二つの候補地でございます。用地の決定に向けましては、今後、最終判断を行っている状況でございます。

○副議長（藤澤和生君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 聞くところによりますと、規模について、大会を催すに当たってはちょっと小さいんじゃないかという話を聞きましたが、その規模とかはどうなっておりますでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 今回、町が整備を予定しております新体育館の規模につきましては、全体の敷地面積につきましてはおおむね1万平方メートルを予定しております。これは建物に係る部分が約4,500平方メートル、それから駐車場その他部分につきまして約5,500平方メートルの計の1万平方メートル程度と考えております。

規模につきましては以上でございます。

○副議長（藤澤和生君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） その4,500平米というのがいま一步びんとかないんですけれども、バレーコートが3面はとれないという話だったと思うんですよ。その辺で、バレー協会から3面とれる規模にしてほしいという話があったと聞いておりますけれども、そのくらいの規模ということではございませんか。

○副議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 具体的に申し上げますと、今考えておりますのは1階部分のメインアリーナでございますが、バレーボールコートは基本的に3面はとれるスペースを考えております。今、3面とれないんじゃないかということではございますけれども、バレーボールは9人制が主体で、今、社会人あたりは行っておるところでございますが、バレーボールコート3面をきっちり面的にはとれますけれども、コートの横と横の間が狭くなってくることによって、競技者の支障が出てくることを避けた場合に、面で言うと、逆に言うと大きく余裕をもった2面をとった方がいいのではないかと考えも含みながら、規模的には考えているところでございます。

○副議長（藤澤和生君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） いろんな規模とかいろんな構想はされとるとは思いますけれども、私たちが先日、熊本のほうに熊本ヴォルターズ、熊本バスケットボール協会というところが主催した説明会に行きましたけれども、アリーナ計画、熊本にアリーナをつくるならという計画を聞きに行ったんですけれども、いろんな様式、いろんな方法が考えられるということで、私も課長

のほうには以前から、1階部分は移動式のベンチができる、引っ込んだら一面フラットになる、そういう部分をつくったらどうかとか、ステージ面も出たり入ったりするような部分ができたらどうかという提案をしておりますけれども、もっといろんなことが考えられそうなんです、体育館というのは。床がない体育館も考えられるということで、床に、例えばバレーのときにはバレー用の床を敷く、剣道のときは剣道用の床を敷くとか相撲のときには相撲ができるようにとかいろいろなことが考えられる、そういう構想もあるそうです。だから、そういったところも調べられているようなことを考えて進めていただきたいと思います。

○副議長（藤澤和生君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 済みません。続きまして着工の時期ですけれども、いつの予定なのか。もう12月なんです。来年3月にまた予算がつくんです。ですから、その辺も含めてどういうふうになっているのか教えてください。

○副議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 着工の時期につきましては、現在行っております用地の最終決定後に地質調査ですとか、かかる測量設計費用等を今後、順次予算計上いたしまして、現段階ではございますが、2020年度内の着工を目途に目標として進めているところでございます。

○副議長（藤澤和生君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 町長、もう体育館をつくるという話は決まっているわけですから、いつに体育館をつくりますとか、いつごろには着工します、いつにでき上がりますという、そういう話を具体的に3月までにはしてほしいと思いますがいかがでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 先ほど工藤課長のほうから言いましたとおり、今年度中といいますか、早い時期に場所の選定をしながら、先ほど課長が言ったような形の中で、来年の予算に計上する分については来年の予算で計上できるように努めてまいりたいと思います。

○副議長（藤澤和生君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 次に行きます。4番にグランドデザイン構想についてということで、今の計画策定はどのような方法でやっているのでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。グランドデザイン策定に当たっては、九州中央自動車道、山都中島西インターチェンジが今週16日に開通、供用開始となります。引き続き、矢部インターの開通を数年後に控えておりまして、高速道の開通による広域的な連携や人流・物流の活性化が期待されているところであります。観光面など地域活性化の好機として、対外的な町のあり方を検討する必要があるということで計画を策定しているところです。

策定の方法については、関係する企画政策課、建設課、生涯学習課と、計画策定の必要性、それと計画策定の背景、基本方針等について協議を行っております。効果的なグランドデザインとするために、将来のまちづくりの一助となる方向性を示す内容とすることを基本にしております。

具体的な計画については、計画案を3案ほど提示して総合計画審議会、中心市街地活性化協議

会の実行委員会、議会常任委員会への説明を行いながら意見を聴取したところでございます。まだ固まった案はお示しできませんけれども、ランドデザインの策定範囲や具体的な整備内容について再考する必要がありますので、もう少し時間をいただきながら策定してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（藤澤和生君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 今の説明でいきますと、今おっしゃったいろんな課が一緒になってランドデザイン構想を練っているという話ですけれども、私は、その中に若手が何人入っていらっしゃるかわかりませんが、この町の構想、将来どうなるかという構想については、役場職員の若手の意欲のある人たちに、こういう町だったら住みたいよねとそういう気持ちで構想を練ってほしいと思います。その構想にかかわった若手職員という人たちはこの町を誇りに思うはずなんですよ。自信に満ちた職員生活をずっと送っていくはずなんです。ですから、できましたらランドデザイン構想、まだ計画の段階でございまして、そういう若手職員に意欲ある人の中にそういう構想と一緒に練ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。計画はまだ策定中でございますので、案の状態で若い人の意見も取り入れることは可能かと思っておりますので、そういった機会をつくっていきたいと思います。

以上です。

○副議長（藤澤和生君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） ぜひ、よろしくお願いいたします。

次に、体育館の建設予定地とその周辺の整備、体育館がまだ決まっていないので、その辺難しいところかもしれませんが、それと既存の体育館の有効利用を含めたその周辺の整備、それぞれの構想が必要だと思っておりますがどうでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。通潤橋周辺については、町営プール、高齢者生産活動センターの解体が行われる予定になっておりますので、その跡地の整備、さらには現体育館の跡地の利活用について検討を今進めております。道の駅通潤橋周辺についても重要文化的景観区域と隣接する場所にあることから、景観に配慮した計画とします。町営グラウンド周辺については、高速道路工事から排出される廃土を使って埋め立てが進められております。具体的な整備計画はまだ固まっておりませんが、同じく重要文化的景観区域と隣接する場所にあることから、同様に景観に配慮した計画とする予定でございまして。

以上です。

○副議長（藤澤和生君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 私は、前の議会で申しましたが、既存の体育館とその周辺は、取り壊しに1億何千万もお金をかけて無料の駐車場にするよりも、前から言っていますように、今あ

る体育館は使えるだけ使って、昨年の造り物を体育館の中に入れて、観光客にことしの造り物は各町内の造り物小屋にありますよ、ここにあるのは昨年の造り物ですよ。また、各町内を回っていただけますと食事するところはどこどこにありますよって、町内を回遊する客をつくるべきだと思うんですよ。ただ駐車場をつくれればいいという話じゃないと思うんですよ。私は、駐車場が必要なら、土日は役場の駐車場を案内して、今の駐車場は有料にする。体の悪い人とか小さい子供がいる人とかそういう方は有料で使っていただく。歩ける人は役場の駐車場あたりから歩いて町内を回って通潤橋に行ってくださいとか、そういう部分が必要ではないかと思うんですが、どうですか。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 今、議員御指摘の既存の体育館を使ったそういう活用の仕方という御意見も、これまで皆さんから各機関から御意見を伺ったときに出てまいりましたし、ほかの方の御意見もございますので、それを今取りまとめて、それを咀嚼しながら計画に反映していきたいと思います。まだ活用の仕方についてはどういう形になるかわかりませんが現策定中でございますので、そういったところで計画を策定していきたいと思います。

以上です。

○副議長（藤澤和生君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 今の体育館は、地震の後に1,800万ほどの修理をしているのに、それをまた1億何千万かけて解体して駐車場にするというのは、いかがなものかと思います。山都町には入ってくるお金がありません。少しでも入ってくるお金があるとしたらもらうべきだと私は前も言いましたが、自衛隊からのお金でも何でも、いただけるものであればいただくべきだと思うんです。そういったところで、長く職員としていろんな経験をしてこられた会計課長、いかがでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 会計課長、藤島精吾君。

○会計課長（藤島精吾君） お答えになるかどうかわかりませんが、基本的な地域活性化を含めて中心的な施設となる、こういうものは若い方々がこれから住み続けるための施策として非常に大事な部分だと思いますので、議員おっしゃいますように、こういう計画については若い職員、それから町の中心的になる若い方々の意見を押しながらこういう計画をつくっていく、そういうことに尽きるかと思います。

○副議長（藤澤和生君） 4番議員、担当課長と明記してございますので、今後気をつけてください。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） はい、済みませんでした。

引き続いてですけれども、私はこの構想の前に、高齢者センターとプールは解体しなくちゃならないと思っております。そうかもしれませんが、今の段階では、さっき周りの景観という話がありました。きのう、町長は通潤橋は町のもんだという話がありました。であれば、その横の城山あたり、あるいは通潤橋が見えるように、あそこの山、個人の所有かもしれませんが、そういった

ところの木を切ってもらうとか整備するとか、そういう環境をもっと整備する必要がまずあるんじゃないかと思います。木、山というのは個人の所有かもしれませんが、山都町のために御協力くださいとお願いしたらどうでしょうか。今までもされたかもしれませんが、もう一度お願いしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） お答えします。きのうも藤川議員からだったと思いますが、五老ヶ滝周辺、また城山周辺の整備、私、今、職員にも言っておりますが、みんな1回回ってほしいと言っております。ここからも見えますが、あの城山も昔は桜が一番咲いて桜見の場所でありました。今、あのような形に荒れております。通潤橋の前の竹山につきましても、あれは竹の子狩りの方々が整備をしながらあのような形にさせていただいておりますが、城山全体含めた中での整備計画を早急につくりたいという思いでおります。山主さんにつきましても、ことしの3月、ある程度の話までは行きましたが、ちょっとしたトラブルで最終的な交渉まで行けなかったっちゃうのが、事実であります。これにつきまして、もう長年、各歴代の町長さん初め多くの方々が交渉をされておりますが、なかなか交渉が進まないというのが事実でありますので、今ありますように、お願いをするのは、もうせねば先さん行かんという思いでおりますので、私も出向いた中でお願いをしていきたいという思いです。

○副議長（藤澤和生君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） ぜひ進めてください。

続きまして、5番目に加工場建設についてでございますけども、この点につきましても私は何回も一般質問をさせていただいております。山都町のユズ、これはイノシシの害がないそうです。鹿の害も、幼木のときには葉っぱを食べたりするらしいんですが、成長するとそれもほとんどないそうです。実際、今、山都町のユズはほとんど加工品として、大分に行って九州産のユズとして出ている。というところで、このユズの加工場が山都町にできて、ある程度の単価で取引ができれば、山都町の北側の部分、緑川から菅、目丸、下矢部、島木、この辺についてユズがつくれるんです。後継者が残る可能性があるんです。その可能性は摘んじゃいけないと思います。

それから、トマトにつきましては、トマトの赤っていうのは、真っ赤になったトマトというのは廃棄処分されておるんです。市場に出しても日持ちがしないということで廃棄処分されております。本当はトマトジュースとかケチャップにするのに一番いい品物なんです。ただ、それがもったいないことに廃棄処分されておる。これが、加工してケチャップとかトマトジュースになれば農業者の収益が少しでも上がる。ほかにも山都町には栗もありますし、ブルーベリーもある。加工しようと思えばいっぱいいろいろな品物があるんです。そういった部分を加工してやる。

ちょっと今、トマトを言いましたけれども、ことしはトマトの値段がよかったかもしれません。いつもいいとは限らんわけです。もし、安いときに加工場があれば、加工に回って少しでも下支えをするというか単価を少しでも上げることができれば、農家として後継者が残る可能性があると思うんですが、その辺について、山都町のブランド商品をつくる方法としての加工場が必要だと思っておりますけれども、検討されていますでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） それではお答えいたします。議員言われましたとおり、山都町にはいろんな加工場がございます。先ほどトマトを例にお話されましたけれども、トマトにつきましては、昨年に比べまして3割弱の売り上げがあったということで大変喜ばしいことなんでしょうけれども、一方、単価が安い場合には、今言われましたとおり廃棄されたり、きずもの等が出荷できない部分があると。そういったものを利用していかに農家の方の収入を上げるかと考えたときに、確かに加工場は必要になってくるかなというふうに思っておりますけれども、今のところ町のほうで直接建設するという計画はございませんが、将来の収入アップに向けてJ Aでありますとか関係機関と連携しながら協議を進めて、加工場がやっぱり必要であるということになれば、町としてどういった面で支援ができるかということは今後考えていく必要があるかと思っております。

また、加工場を直接つくる部分と、例えば以前は自分のところで品物を野菜とかを買ってきて自宅で料理して食べるが多かったんですが、現在は少子化だったり高齢化、または個人世帯が多くなって、コンビニとかスーパーのほうで弁当とか総菜を直接買って家で食べる部分が大変多くなっております。そういったことを考えますと、逆に加工して出すのではなくて、今ある大手の加工会社と連携して、逆にその加工品を提供していく産地となるのも一つの方法ではないかと考えております。

○副議長（藤澤和生君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 第三セクターとして山都町がするというのは難しいかもしれません。そういった部分では、J Aとの連携というのは考えてほしいと思います。ただ、どこかの加工施設にやるとかいう話ではなくて、山都町のブランドが必要なんです。山都町だからというのが必要なんです。だから、そういったところは考えていただきたいと思います。

次に、東京事務所と地方創生アドバイザーの効果が上がっているかどうかについてお聞きいたします。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 東京事務所、地方創生アドバイザーについてお尋ねです。お答えします。

まず、東京事務所についてでございますが、本年6月19日に東京都白金台、株式会社クレアンの事務所内に山都町東京事務所を開設したところです。開設以降、月二、三回の頻度で、山都町と東京事務所のテレビ会議を開催しながら事業の進捗や打ち合わせを行っているところです。

主な取り組みについて申し上げます。ことしの7月、リバースプロジェクトによるケータリングサービス向けの有機野菜やジビエ肉の取引を開始しております。リバースプロジェクトというのは、衣食住を初め、水、エネルギー、教育、メディアといった分野での社会活動を行う会社のことです。企業のCSR、企業の社会的責任活動連携を図りながら、人々と経済活動が大きな理念のもとにシフトしていくことを目指している会社で、持続可能な地域づくりを目標にしている会社です。

ケータリングと申しますのは、顧客の指定する場所に向いて食事を配膳・提供するサービスのことで、平たく申し上げますと、リバースプロジェクトという会社がケータリングという食事のサービスを行うときに、山都町の有機野菜ですとかジビエの肉を使用いただいているということでございます。

これまで、リバースプロジェクトが主催する都内での多くのイベントにケータリングが行われて山都町の有機野菜やジビエ肉が使用され、あわせて山都町のPRであったり、それを使った料理の提供が行われているということでございます。それと、7月の中旬、18日にはジビエの試食会が開催されております。これも麻布十番のレストランで開催をされて20名の参加があつているということです。

それと、9月1日、2日、ちょうど八朔があつた日ですが、LUSHという会社の方が山都町を訪問されて、山都町の米ぬか、茶葉、ジャガイモを試作品の原材料として購入されております。その原材料をテスト製造の結果、お茶の粉末を使ったフレッシュマスクと米ぬか洗顔料の製造許可がおりたという報告を受けております。先日11月25日から販売が始まっているというふう聞いております。これをきっかけに、LUSHという会社が山都町のPRビデオを作成することになったと伺っております。LUSHというのは、イギリスに本社を置く化粧品、バス用品のメーカーです。自然素材を多用した色彩豊かな製品を取り扱っている会社でございます。

さらに、9月25日に、グローバル・コンパクトにおける企業向けの山都町紹介イベントを開催しております。これは、山都町の課題について、企業のCSR担当者からさまざまな御提案を受けました。グローバル・コンパクトについては、ちょっとわかりづらいんですが、各企業・団体が責任ある創造的なリーダーシップを発揮することによって、社会のよき一員として行動し、持続可能な成長を実現するための自発的な取り組みのことでございます。当日は、花王ですとか日立、サントリーなどの32社の40名が参加をされております。

それと10月20日、21日には山都町訪問ツアーというのが開催をされております。東京から11名の方に山都町へおいでいただいて、二日間、山都町を満喫していただきました。参加者からは、充実した二日間であったと、どこの場所も印象に深く魅力的な場所がたくさん詰まった場所だと感銘を受けたというふうな評価を受けているところです。いずれの取り組みについても、地方創生アドバイザーの方が一緒に同行されて山都町の紹介も行われたというところです。

それと、東京事務所の事業が縁で山都町を訪れている方や団体がいらっしゃいます。これまでに延べ100人を超える方が山都町に宿泊をされています。その他、東京農大との包括連携協定も進めているところでございます。

それと、地方創生アドバイザーについては、以上の東京事務所に係る取り組みについてと白糸第一小学校のほうにサテライトオフィスの今工事を行っておりますけれども、そういったところのアドバイス、それと農業関係事業の企業の進出等についてさまざまなアドバイスをいただいているところでございます。

以上でございます。

○副議長（藤澤和生君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 課長から丁寧な、ちょっとわかりづらい部分がありますが、説明をいただきましたが、私たち議員も、経済建設常任委員は、東京のほうに阿蘇公園線と高速の陳情に行きまして、その折にこの山都事務所にお伺いしました。クレアンという会社内に山都町東京事務所があり、山都町を売り込む担当者も置かれて企業などに売り込みをされていますが、せつかくのつながりができても、売るものがない、山都町だからというものがないという話でした。

なぜ私がここでこの東京事務所と地方創生アドバイザーの効果を話したかと言いますと、もともと加工場建設についての質問だったんですけれども、何でここで話したかと言いますと、そういう話を聞いたからなんです。だから、山都町だからという売りものがない、それから悲しいことに有機の米はおいしいものとおいしくないものがあるという話をされました。私はそこで、この山都町のこのきれいな水で育てたどこに出してもおいしいと言われる米をつくります、しばらく待ってくださいと申し上げました。

実際、私の山都町の米を高く売りましょうという発案に賛同していただいた方々が、山都町各地で試験栽培を始められております。来年度の試験計画も今策定中です。皆さん、山都町の礎になると頑張っていていただいているんです。その中から、今回うれしいことに、白糸の阿部主税さんの米が熊本県で上位入賞されました。

私は、米を含め山都町のブランド商品をつくる必要がある。それによって山都町の収入がふえ、後継者がふえていく可能性がある。この東京事務所と地方創生アドバイザーによってその可能性が現実になる、その可能性は潰してはいけないと思うんです。いかがですか。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 東京事務所開設の経緯についても、山都町の品物を販路拡大というのが一つ大きな目的にありましたので、そういった山都町の農産物を都会のほうに販路を拡大していくということは、これからも行っていかなければならないと思います。

以上です。

○副議長（藤澤和生君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） そのためには、山都町のブランド商品をつくる必要があると思います。

また、次にですけど、ふるさと納税の返礼品としても有効だと思いますけれども、どう考えますか。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） ふるさと納税につきましては、報道等で御承知のことと思いますが、3割を超えない返礼品でということで国のほうから指示が出ております。それも、地場産品に限定するというのでございますので、ブランド化した加工品ができれば、当然それはふるさと納税の返礼品として活用は当然できるものと思います。

以上です。

○副議長（藤澤和生君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） その辺については、農林振興課と山の都創造課あたりでしっかり検

討していただきたいと思います。

続きまして、6番目にことしの雪害によるハウス補助金についてですが、私たちが最初聞いた話は県と町で4割の補助のはずでしたけれども、約1割しか出なかったという話を聞いておりますが、どうだったのでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） それではお答えいたします。ことしの雪害を受けまして、国・県のほうで早急な対応をいただきまして事業が成っております。当初、補助金につきましては事業の4割ということが言われております。まず、その4割が先行して広まったような格好でございますけれども、いろんな補助事業には要件というのがございまして、4割の補助を受けるためには、今回の雪害につきましては共済の支払い金を除いた額がまず事業費となるということでございます。今回、申請が57経営体のほうから120件の申請がございました。千寿苑のほうで説明会を行いまして、その結果、共済の加入をされていない方につきましては、みなし加入ということでまず共済のほうを差し引くということになっておりますので、その共済関係を引いたものから事業費が決まりましてその4割ということになっておりますので、総事業費からいきますと、最低12%から最高で49%の補助が今回はあったということになっております。

○副議長（藤澤和生君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） この点につきましては私たちも勉強不足であり、私と町長はいろんなところに行って、4割補助することになりましたんでぜひ出してくださいと話をしていたんです。だから、その辺ももっと連携を密にして、補助金がある、ただ補助金が4割になりましたよじゃなくて、そういう話をしっかり聞いてからせなんということを覚えました。勉強になりました。

もう残り時間が少なくなってきましたけれども、最後に、私は町の職員の皆さんに聞いていただきたいのですが、町議になって思うことは、役場の仕事はお役所仕事といたしますか、さっきも話をしましたが失敗しないように一つ一つ確認しながら進められています。スピード感がない。事業によってはその必要性があるかもしれませんが、大抵の事業はもっと急ぐ必要があると思います。さっきも言いましたが、失敗してもいいじゃないですか。怒られたときは、住民のためにやった結果です。途中では私たち議会がチェックするし、最終的には町長が尻拭いをするんです。このまま進んでもこの山都町は立ち行かなくなる。町のためになることを、少しでも収入になることであれば前向きに進んでいきましょう。この町の未来は、あなたたちとともにあるんです。私たち町議会もバックアップします。

長くなりましたが、今回の質問が3月の予算に少しでも加味していただけますことを期待して質問を終わります。

○副議長（藤澤和生君） これをもって、4番、矢仁田秀典君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時0分

○副議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第65号 山都町特別会計条例の一部改正について

○副議長（藤澤和生君） 日程第2、議案第65号「山都町の特別会計条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） それでは、議案第65号について説明をさせていただきます。

山都町特別会計条例の一部改正について。

山都町特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成30年12月6日提出。山都町長、梅田穰。

提案理由です。

住宅新築資金等貸付事業に係る公債償還が本年度をもって終了するため、山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計が不要となることに伴い、山都町特別会計条例の一部を改正する必要があります。これが議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。

山都町特別会計条例の一部を改正する条文でございます。

山都町特別会計条例の一部を次のように改正する。

第1条中第5号を削り、「第6号」を「第5号」とする。

附則。この条例は、平成31年4月1日から施行する。

山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計は、昭和44年に施行された同和対策事業特別措置法に基づき実施された各種事業の中で、環境改善対策の一環として、住宅の新築、改修、土地取得等の資金の融資制度として始まったものでございます。平成16年度にこの特別措置法が終了したことに伴いこの制度も終了しておりますが、貸付金の返済と償還についてはこの特別会計で管理してきたところです。本年度において返済と償還が完了することに伴い、この特別会計をゼロ清算とし、閉鎖するものでございます。

3枚目の資料をお願いします。

山都町特別会計条例、新旧対照表になります。

現行の設置条項の第1条にあります、（5）山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計を削除するものでございます。

以上です。

○副議長（藤澤和生君） 議案第65号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号「山都町特別会計条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第66号 山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○副議長（藤澤和生君） 日程第3、議案第66号「山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、議案第66号、山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について説明いたします。

山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成30年12月6日提出。山都町長。

提案理由でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により、職員の介護休暇における要介護者の範囲が改められたため、山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

主な内容でございますが、3ページ目に新旧対照表がございますが、要介護者の範囲が広がったということで、右側の改正後でございますが、届け出をしていないが事実婚の関係と同様とあるものを含むと、いわゆる内縁関係の方も含むという範囲が広がったために今回この条例を改正するものでございます。

以上です。

○副議長（藤澤和生君） 議案第66号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） この改正について異議はありませんが、今、課長さんも議長のほうも「休暇」というところを「休憩」と読み違えられましたので、その確認です。

というのは、私も教員時代に育児休業をとりましたが、休業と休暇でこの言葉の違いで、私のときには育児休業なので、共済組合の掛金等だけの支給で、給料袋ゼロ円というのをいただいていた。なので、休暇となれば報酬支払いがあるということで私は理解しておりましたので、

その辺はきちんとしていただきたいと思います。以上です。

だから、ここでは休暇ですよ。でも、提案理由に育児休業とか休暇という言葉が書いてあって、私はそういう経験をしているので、きちんと説明していただきたいなというふうに思っています。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） まず提案の訂正をさせていただきます。議案番号につきましては、議案第66号、山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正ということで訂正をさせていただきます。

（「提案理由も」と呼ぶ者あり）

提案理由をもう一度述べます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により、職員の介護休暇における要介護者の範囲が改められたため、山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正する必要があります。

以上でございます。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 変わったところは、内縁関係を含むというところが変わりましたとおっしゃいましたが、現行のところでは、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者というところは入っていませんでしたが、配偶者等の中に今までここが含まれていたのというふうに理解しておりますが、内縁だけでなく、父母から先もこういうふうに明記されたということではないかなと思いましたので、その説明をもう一度お願いいたします。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。御指摘のとおり、この範囲にはもともと含んでいるというところがございます。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号「山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第67号 山都町職員等の旅費に関する条例及び山都町議会議員の議員報酬等

に関する条例の一部改正について

○副議長（藤澤和生君） 日程第4、議案第67号「山都町職員等の旅費に関する条例及び山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、議案第67号について説明申し上げます。

議案第67号、山都町職員等の旅費に関する条例及び山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について。

山都町職員等の旅費に関する条例及び山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成30年12月6日提出。山都町長。

提案理由でございます。

費用弁償の支給に関する根拠規定を整理し、運用の適正化を図るため、山都町職員等の旅費に関する条例と山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

次のページにつきましては、改正文です。最後のほうに資料をつけておりますので、資料をごらんいただきながら説明を申し上げたいと思います。

まず、今回の第1条の山都町職員等の旅費に関する条例の一部の改正について御説明申し上げます。この条例中に、本庁の職員に対する旅費の支給に関してはもちろん、職員以外の町民の方に対する費用弁償の支給についても規定されているところでございます。しかしながら、職員以外の方に対する運用につきまして、役場内で必ずしも統一した運用がなされていないではないかということで、今回の改正を行うものです。

職員以外の町民の方に対して、費用弁償を支給する根拠の条文につきましては、お手元資料の現行の第3条第5項の本文をごらんいただきたいと思っております。

そこには、「第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、法令又は条例に特別の定がある場合その他町費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する」と定められております。例えば、条例以外の要綱や規程等で規定されている協議会ですとか委員会と称されるものにおきまして会議を行う場合に、役場のほうから町民の方に対して出席を依頼したときに費用弁償として旅費を支給することが、この現在、役場の中で統一された運用がなされておられないような状況です。そういうわけで、今回もっとわかりやすく規定し直すことにより、役場の中で統一した運用を図っていくというものでございます。

この部分は、第1条の改正規定により改正するものでございます。具体的には、この改正条文がございしますが、中ほどに3条の2という規定があります。ごらんいただけるとわかると思いますが、町の機関の依頼等により会議に出席した場合などには、費用弁償として旅費を支給するというものであります。金額については、町の非常勤の特別職に対する支給額等を定めた山都町報酬及び費用弁償条例と同額とするものです。

その他の残りにつきましては、主に文言の整理ということでございます。

続きまして、第2条の関係でございますが、第2条の改正規定は、山都町議会議員の議員報酬に関する条例について、同じく費用弁償に関する部分を新たに加えるものでございます。現在、山都町議会議員の議員報酬等に関する条例において、議員の皆様を支給する費用弁償については本町の一般職の職員の例によると定めております。これは、平成20年の地方自治法の改正に伴い、今のように規定されたという経緯がありますが、費用弁償の支給に関して全てについて一般職の職員の例によるとしてしまいますと、町内における費用弁償は支給できないという誤った解釈がなされるおそれがございます。

お手元の資料に地方自治法第203条の条文を抜粋しております。その第2項をごらんいただきたいと思っております。資料の裏のページになると思っておりますが、第2項に普通地方公共団体の議会の議員は職務を行うため要する費用の弁償を受けることができると規定してあり、先ほどの町内における費用弁償は支給しないとすると、上位法にあります地方自治法とそごを来すというところでございます。そういうわけで、このたび、これまで例によるとされてきました山都町職員等の旅費に関する条例から議員の皆様を支給する費用弁償に関する部分を切り離して、つまり例によるということにはせず、自前で山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の中にただいま運用されているとおり別表として書き込むというものでございます。

第2条の改正規定中、中ほどの第2項をごらんいただきたいと思っております。下の表を含めてつけ加えることにより、解釈のそごを来さぬよう改正を行うものでございます。

残余につきましては、主に文言の整理でございます。

以上で説明を終わります。

○副議長（藤澤和生君） 議案第67号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号「山都町職員等の旅費に関する条例及び山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第68号 山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○副議長（藤澤和生君） 日程第5、議案第68号「山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、議案第68号を説明いたします。

議案第68号、山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について。

山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成30年12月6日提出。山都町長。

提案理由でございます。

平成30年人事院勧告に伴い、山都町一般職の職員の給与に関する条例を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

最後のほうに別紙で資料がございますので、それを用いて説明をしたいというふうに思います。

平成30年度人事院勧告の主な内容という部分が上のほうにございますが、給与水準の引き上げということで、2の給与改定と給与表のところを見ていただきますと、行政職給料表において初任給調整等々の数字で改定するということでございます。

それから、勤勉手当を0.05カ月分上げるということで、一般職員につきましては、6月、12月それぞれに0.025カ月、合わせまして1年で0.5カ月ということになります。

今回、町としましては、一般職の給与等の分がございましたが、それにあわせて特別職の期末手当の改定ということでまいりましたので、今回、附則の第4条及び第5条において特別職、町長、副町長、教育長、町議会議員の期末手当を一般職の職員に準じて引き上げたいというところでございます。年間2.60カ月分を2.65カ月分とするものでございます。

その他初任給の調整手当、これは医師関係でございます。それから宿日直手当、職員等におきましては4,200円を4,400円にするというところでございます。主な概要でございます。

以上です。

○副議長（藤澤和生君） 議案第68号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 質疑と申し上げますか、毎回思うところなんですけれども、人事院勧告によるというところで自動的な給与の引き上げですね。民間との格差であるとか、先ほど矢仁田議員のほうからもあったと思いますが、何て言いますか、町民にもっと寄り添う感じと言うとおかしいんですが、こういうふうにして自動的に上がってくるのを受け入れるというのが何なのかなというのが1点あります。

それと、この上がった分をとといいますか、前にも1回申し上げたこともありますけれども、例えば職員の皆様から、例えば月額でというか、2,000円とか3,000円とかというふうに駐車場代あたりを拠出していただきながら、それを給食費の補助にするとか子育て支援に充てていく、あるいは高齢者の福祉のことに充てていくというふうな、何かそういう取り組みもあってもいいんじゃないか。ただ上がりましたというのではなく、何かそういった……。「よかろうね、町の職員ばかり」というふうに思われる感があるんじゃないかと思っているので、何かそこら辺の……。もうこういうふうに決まりますのでということですがけれども。

それともう1点は、前から申し上げますこの給与表なんですが、非常に、私だけかもしれませんが、これをいただいたところで見方がわからないんですよ。これは紙の無駄のような気もしていますので、見ない人はホームページ、あるいはその資料が欲しいという人に対してお配りになったらいいような気もしますけれども、この給与表ですね。それか、私たちによくよくこの見方がわかるように説明していただきたいと、どちらかです。よろしくお願いします。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 今、議員からございました給与の引き上げということございますが、平成28年度におきましては熊本地震の影響等で引き上げを行っていない、いわゆる社会情勢を考慮したところもございます。今回の部分につきましては、本町では人事委員会というものを置かない地方公共団体でございますので、社会情勢等による判断ということもございまして、郡内の各自治体の状況も踏まえた上での改定ということで御理解をいただきたいと思っております。

給与表につきましては、例規集等にも、この後、順次整備をしていくということでございまして、先ほど御提案がありました分につきましては検討していきたいというふうに思います。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号「山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第69号 山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

○副議長（藤澤和生君） 日程第5、議案第69号「山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君） それでは、議案第69号、山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について。

山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年12月6日提出。山都町長。

提案理由でございます。

ごみ処理手数料を有料とし、ごみの排出抑制を図るため、山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

改正案を説明する前に、経過を少し話させていただきたいと思います。これまで住民説明会の周知としまして、全戸へのチラシ配布と説明会当日には防災無線から呼びかけをしながら自治振興区代表者会議を初め、小学校単位での住民説明会、事業所説明会など15カ所での説明会を開催してきたところでございます。そのほか、ごみ袋の販売店や回収業者との会議もあわせて開催してきたところでございます。

説明会での代表的な意見としましては、有料化により不法投棄や野外焼却がふえるのではないのか。有料化により町民や事業所の理解は得られているのか。自治振興区ごとの説明会はしないのか。資源物を持ち込んだ場合も手数料をとるのか。有料化によりどれくらいのごみが減るのか。有料化は税の二重取りではないかというさまざまな意見をいただきました。

また一方、山都町はごみ処理対応がおくれている、早く取り組んでほしい。紙おむつのリサイクルを検討してはどうか。生ごみ処理の対策を検討してはどうかという御意見をいただいているところでございます。

それでは、お手元の資料の2枚目をごらんいただきたいと思います。これは改正文でございませぬ。2枚目、3枚目です。

それでは、4枚目の新旧対照表をお願いしたいと思います。左側が現行でございませぬ。右側が改正案になります。

左側の9条、上から4段目です。 (1) ごみは無料となっているところです。

それから、改正後の案でございませぬ。第9条です。町が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分については、手数料を徴収する。2項で「手数料の額は、次のとおりとする」ということで、(1) でごみということになります。種別、手数料ということになります。

まず、種別の一般家庭廃棄物の中に可燃物、不燃物、資源物、粗大ごみとあります。

まず可燃物につきましては、これまでは透明袋も可能でございましたが、指定収集袋、現在のごみ袋に手数料を上乗せした袋の額になります。サイズとしましては、45リットル用で1枚につき20円、20リットル用1枚につき10円としております。

それから、不燃物指定収集ごみ30リットル1枚につき20円、これは金属類、ガラス、陶器類を入れる不燃物袋でございませぬ。

資源物45リットル、12円としております。これは、アルミ・スチールの有価物、資源物の袋でございませぬ。

それから粗大ごみです。粗大ごみにおきましては袋に入らない粗大ごみにおきましては、指定収集シールを1枚300円で購入していただいて、そのごみに張るということになります。重さとは関係なく、1品目に1枚張るという形をお願いするものでございませぬ。

それから、次の下の段が、一般家庭から排出されたごみ、臨時に小峰クリーンセンターへみずから搬入するもの、それと事業系一般物で小峰クリーンセンターへ搬入するものということで、右側に手数料については10キログラムまでは100円（消費税相当額を含む）としまして、10キログラムを超える場合は、10キロごとに100円を加算するというようになっております。

備考欄につきましては、指定収集袋と指定収集シールについては、消費税相当額を含まない額

として表示しております。

それでは、次のページの2ページ目、10条で手数料の納付についてです。これにつきましては、袋とかシールを買うときに、購入する方法によって納付するということに取り扱っていきたいと思います。

手数料の減免について、第11条ですけれども、ボランティア清掃により生じた一般廃棄物等は減免する。それから、震災、風水害、火災その他それに類する災害についても減免するというところでうたっております。

以上でございます。

○副議長（藤澤和生君） 議案第69号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 住民説明会を15カ所されたということですが、そのときの全体の人数、どれくらい来られたかということと、いろんな御質問があります。あったことに対して、どのような回答をされているのかというのをお願いします。

○副議長（藤澤和生君） 環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君） 住民説明会の人数ですが、一応15カ所ということでございます。大体、私たちの考えていた人数よりもすごく少なく、全部でこれは延べなんですけれども、400人に足りない人数でございました。ですから、人口でいきますと大体7%ぐらいですかね、7%にならんかな……。ちょっと少ないという感じがございます。

それから、質問の内容については、ちょっと前に言いましたけれども、ある程度こちらの方向性を考えて話しましたところ理解していただいたのが現状でございます。大体、分別の仕方とか、そっちのほうの質問が多かったような気がします。それと、今進めております団体の収集ごみの組織、そういう方向の仕方がどういったものかという意見が出たところでもございます。

以上です。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） このごみの問題は、手数料をどうするかという提案もそうですけれども、やはり、町としてこれからどのように方向性を持ってしていくかということに関係すると思うんですね。持続型の社会を目指すための一つとしてというふうにチラシにも書いてあったと思います。その中で、やはりこれは町民の皆さんに理解をしていただいて、一人一人が協力してもらわないと減量もできないし、費用面での、1年間に1億7,000万だったかな、かかるごみ処理費用をどうするかというのを皆さんで理解して皆さんで協力してもらおうというための一助になるというので聞いているんですね。頑張って周知されてチラシも全戸に配布されて説明会もされたのに、やっぱり400人足らずの方にしか結局は面と向かって説明ができなかったわけですね。

私も地区のこの間公民館の掃除があったときに、このことについては、自分が説明会に行った

から説明させていただきますということで地区の方にお話をしました。その中で、やはり今言われたような不法投棄がふえたらどうするのかとか、じゃあ燃えるごみは家で燃やしてしまうというふうに考えられる方についてはどうするのかとかいろいろ出されました。出し方についても。だから、このことについては、たくさんの方に理解していただくいい機会だということで捉えてほしかったので、400人ぐらいにしか説明ができなかったというのは非常に残念です。

でも、これから、本当に精一杯、公民館単位で説明会を開いていくとか、ごみ減量に向けて、それからリサイクル率をもっと高くなるように、本気になって町民の方々一人一人に理解してもらおうというその姿勢が大事だと思います。私も紙おむつ処理についても意見を言いました。生ごみをどういうふうにしていくかというのもいろんな意見があると思います。それを総合的に判断していただいて、料金値上げをします、御理解くださいだけではなくて、このためにはいろんな町の方向性が関係しているのではということだったり、具体的なごみの分別の細かいわからないところは公民館単位で説明をしに行っていただくとか、そういう努力を含めてしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君） 説明会の状況におきましては、有料化についてはある程度一定の理解は得られたかなということは捉えておりますが、400人ということで、本当にチラシも説明資料も何千も刷って待ち受けてはいたんですけれども、そういう状況になったということは本当に残念だと思っているところでございます。

今後、組回覧とかチラシもしっかりつくって御理解を求めていくというのは、本当に一生懸命していかなければいけないと思います。また、自治振興区ごとに行ったらどうかという、説明会に初めて行ったところで、小学校の学区じゃ余りにも広過ぎるということで、いきなり言われたところもございすけれども、なかなかそういう日程がとれなかったこともあります。今後、十分そういう説明をしていき、御理解をしていただき、呼びかけがあれば説明していきたいと考えているところでございます。値上げも10円から20円に上がる、倍上がるわけですから、家庭に負担がかかるというのは十分承知しております。

以上です。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） チラシ配布だけではだめだと思います。職員の方々には大変御苦労おかけしますが、全公民館を回るぐらいの気概がないと浸透しないと思います。やはり、ごみ分別とかごみ出しは、どうしても女性の仕事というふうになっていないかなというところも問題だと思うんですね。ちょっと乱暴な言い方かもしれませんが、住民説明会をしに行くのにはそれこそ職員の負担も相当にかかると思うので、課長さんみんな、課長さん方みんなでごみ処理の説明を自分の地区に、せめて自分の地区にはしに行くとか、担当課ではないからでなくて、私たち議員も、地区の中でできるだけ寄ってくださいと説明会に協力するとか、そういう形ではまってしないと、頑張ったけど400人しか説明できませんでした、これからまたチラシを配

りますじゃあ浸透しないと思いますので、その辺はぜひはまってやっていただきたいと思います。私たちも協力します。男性方、協力してください。よろしくをお願いします。

○副議長（藤澤和生君） 環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君） ありがとうございます。今後、丁寧な住民説明を開催したいと考えております。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 今の西田議員の質問につけ加えたいと思っているんですが、まず、課長をかばうわけではないけれども、400人というのがすごく少なかったというような自己反省もしてらっしゃるところですが、今、西田議員もおっしゃるように、ごみ出し問題はゼロ歳の赤ちゃんからお年寄りまでかかっている問題ではないので、単純に町の人口から400人というところで何%だったということで、残念がられる数字でもないかなと思っています。

ただ、やはりきのうも私、自治振興区の区長制度の移行期であるから、非常に丁寧な説明というか、移行しながらやっぱりみんながなじんでいくというところがあるので、過渡期、今からがっと入っていき準備が余り進んでいない中かもしれないけれども、やっぱり私もこのことは急がなくちゃいけないと思っているので。

これから先は、もちろん今の御提案のようなこともあるし、今から年が明ければ、決算常会とかいろんな祭りとか、それから年度明けにはもちろん各地区の総会等々が開かれますので、今本当に御提案のように、各地域におられる課長さんあたりも頑張ってこのことを皆さんに伝えていく、そういった努力を私からもお願いしたいと思います。

○副議長（藤澤和生君） 環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君） 全課長にも呼びかけながらやっていきたいと考えておりますが、その辺は今後、皆さんに相談しながらやっていきたいと思います。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 手数料の減免の条項でございますが、（1）ボランティア清掃により生じた一般廃棄物を処分しようとするときは減額もしくは免除するという条項でございますが、このボランティアの清掃がどの範囲なのか。例えば4月29日、一斉に緑川と五ヶ瀬川の清掃は町が主体、音頭をとってされますので、もちろんこのときは町からごみ袋の配布があらうかと思えます。

しかしながら、各自治振興区において美化活動がされております。どの程度までがボランティアというところで位置づけられているのか、例えば今申しましたように、何月何日、美化活動をいたしますのでごみ袋をいただけますかということで本庁もしくは支所の担当に行けばもらえるのか、ボランティアの清掃活動のとき袋をもらえるのがどの程度なのかをお尋ねをいたします。

○副議長（藤澤和生君） 環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君） 清掃関係、年間、4月と8月に川の日ということでしており

ます。その分につきましては、今まで無料でしたので持ち込みをしていただいておりますが、それを基準にして前後する自治振興区や部落のほうでされる美化作業というのがございますので、それはぜひボランティアにイコールすると思っておりますので、その分については袋を提供して免除していきたいということで考えております。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号「山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後0時57分

○副議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 議案第70号 平成30年度山都町一般会計補正予算（第4号）について

○副議長（藤澤和生君） 日程第7、議案第70号「平成30年度山都町一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、議案第70号、平成30年度山都町一般会計補正予算（第4号）を御説明いたします。

歳出から説明いたしますので、13ページをお願いします。

歳出でございますが、2節給料、3節手当等、4節共済費につきましては、午前中に可決いただきました給与、手当等の改定に伴うものでございますので、説明を省略いたしたいと思っております。

14ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。13節委託料、職員研修委託料70万4,000円を計上しております。14目情報費、13節委託料、電算システムサポート委託料の不用額ということで、減額の91万8,000円でございます。

15ページ、22目山の都創造ファンド事業費でございます。負担金補助及び交付金としてファン

ドから250万円と、空き家改修等の見込みでございます。23目熊本地震復興基金交付金事業費、13節委託料570万円、ホームページリニューアル分の委託料でございます。復興基金からの285万円ということでございます。

17ページをお願いします。

3項戸籍住民登録費でございます。13節委託料につきましては、新元号対応のシステム改修の分でございます。

4項選挙費でございます。1目の選挙管理委員会費ということで、13節の委託料につきましては、投票区再編後のシステム改修委託料でございます。

8目県議会議員選挙費と。現在の予定ですと、3月29日に告示予定でございますので、その事務経費としまして586万4,000円を計上しているところでございます。

18ページの委託料につきましては、ポスター掲示を239カ所分ということでございます。

21ページをお願いします。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、19節負担金補助及び交付金ということで、私立保育園等に係る運営負担金として7,316万円を計上しております。減額の68万9,000円は、私立保育園保育料の減ということでございます。

22ページをお願いします。

3目の児童福祉施設費ということで、特定財源の中にマイナス203万3,000円と。これは公立保育所保育料の減ということでお願い申し上げます。

24ページでございます。

4款、1項保健衛生費、6目環境衛生費ということで、13節委託料、カーボンマネジメント申請支援委託料ということで、清和支所、それから、蘇陽支所におきます電気関係ですとか、エアコン、空調関係の事業申請用の委託料ということでございます。

2項の清掃費でございます。1目塵芥処理費ということで、11節需用費409万1,000円、指定ごみ袋購入費でございます。308万1円は、ごみ袋の販売代金ということでございます。

続きまして、25ページ、5款農林水産業費、1項農業費、3目農政費でございます。県の補助金としまして、耕作放棄地解消事業補助金、それから、3番目にあります機構集積協力金ということで、農地中間管理機構への集積協力金と県補助金ということでございます。真ん中にありますのは、町単事業分の親元での新規就農交付金の追加分ということでございます。660万円を計上しております。

26ページでございます。

4目畜産振興費でございます。19節の補助金とございますが、田小野地区での電柵を利用した放牧事業ということで、県補助金14万6,000円でございます。

6目日本型直接支払事業費、19節交付金ということで、中山間地域等直接支払制度交付金とございます。8割単価から10割単価変更に伴う補助金の増の23万5,000円。それから、環境保全型農業直接支払交付金、いわゆるエコファーマー分でございますが、交付金の率が80%から93%と増額になったということで、118万2,000円の増額でございます。それから、23節の償還金でござ

ございますが、中山間の協定農用地の減少に伴います返還金ということで、集落協定からの返還金が2万8,000円というところがございます。

13目中山間地域総合整備事業、いわゆる県営事業の補助整備関係でございますが、県営事業費の減額に伴う町、受益者負担金の減というところがございます。

27ページ、2項林業費でございます。2目林業振興費、19節の負担金補助及び交付金とございますが、森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会負担金ということで、山都町内6地区で竹林整備、里山整備等の活動に伴います協議会への負担金が85万円。それから、緑の再生プロジェクト促進事業補助金ということで、林業の高性能機械の導入に伴います400万円の県の補助金というところがございます。15目鳥獣処理加工施設費、ジビエ工房やまに関するものがございます。今回、冷凍庫等の備品を購入いたしますが、それを入れる倉庫の建築工事、それから、設計監理委託料を計上しております。熊本県のジビエ協議会から補助金が453万5,000円ということで予定をされております。

28ページをお願いします。

6款商工費、1項商工費、2目の商工振興費でございます。これは財源組み替えということでございますが、大川町の造り物小屋に対します県の補助が出ましたものですから、財源組み替えでございます。

5目の山の都ものづくり事業費でございますが、これも財源組み替えでございますが、旧白糸第一小学校の校舎と土地の貸し付け料が入りますので、その分、財源の組み替えでございます。マイニングファーム事業の熊本電力との契約でございます。

29ページの7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費でございます。11節需用費ということで、道路補修用の材料、それから、塩化カルシウム分の消耗品費207万9,000円。それから、町道の軽微な修繕ということで、8路線で138万円。15節の工事請負費ということで920万円、3路線という道路維持工事でございます。16節の原材料費は100万円ということで、アスファルト合材、それから、砂利、生コン等でございます。19節負担金ということで、美里町内から山都町に及びます金木鶴越線の工事負担金で、山都町と美里町の協定によるものということで、618万3,000円を計上しております。

30ページでございます。

4目の地方創生道整備推進交付金事業ということでございますが、補助金の確定による減額と、それから、測量設計の委託料の追加というところで計上させていただいております。

31ページ、5目大矢野原演習場周辺民生安定事業費ということでございますが、これは予算の組み替えというところがございます。

次に、32ページでございます。

6目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業費ということでございますが、調整交付金の追加による分で、町道の鍛冶床線の改良工事に伴う工事費、原材料費ということでございます。

7目社会資本整備総合交付金事業費でございますが、これにつきましては、補助金の確定に伴います事業費の減ということでございます。

次に、34ページをお願いします。

8款消防費、1項消防費でございます。1日常備消防費、上益城消防組合負担金の減額ということで541万3,000円。それから、非常備消防費の9節旅費につきましては、消防団員の指導手当というところでございます。

4目災害対策費ということで、町職員が災害待機時に待機した実績に伴います待機手当というところでございます。

36ページをお願いします。

9款教育費、3項中学校費でございます。2目の学校振興費、需用費78万3,000でございますが、道徳教科の先生方の教科書代ということでございます。

それから、4項の社会教育費でございますが、5目の文化財保護費ということで、使用料及び賃借料ということで、文化財の調査時の重機借上料22万3,000円と。

それから、10目図書館費ということで、図書館本館進入路を拡張のための用地購入費と登記手数料というところでございます。

10款災害復旧費に入ります。まずは、1項の農林水産施設災害復旧費ということで、現年度の農災の関係でございますが、台風24号関係、これは激甚指定がなされております。農地6件、施設7件ということで、受益者負担金の徴収も76万円ということでございます。測量設計委託料475万円をお願いしております。

2項の公共土木施設災害復旧費の関係につきましては、道路6件、河川15件の災害復旧費に伴います委託料、それから、補償費ということでございます。

続きまして、3項の文教施設災害復旧費ということで、3目重要文化財災害復旧費ということで、通潤橋災害復旧工事に関する費用ということで計上させていただいております。

12款の諸支出金でございます。基金費で学校教育施設整備基金ということで46万3,000円でございますが、旧白糸第一小学校のマイニングファームやサテライトオフィスの使用につきましては、一定額を積み立てなさいということでございますので、46万3,000円でございます。

では、7ページの歳入をお願いしたいと思います。

歳入でございます。

13款の分担金及び負担金の2項負担金ということでございます。民生費の負担金、それから、農林水産業費の負担金につきましては、それぞれ減額というところでございます。それから、6目の災害復旧費は農災の負担金ということでございます。

15款の国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金ということで3,200万、児童福祉費の負担金ということでございます。

8ページでございます。

2項の国庫補助金でございます。6目土木費の国庫補助金の減額ということで、それぞれの補助事業の確定に伴います減、それから、増ということでございます。

16款の県支出金、1項県負担金、2目の民生費県負担金ということで1,600万円、社会福祉費負担金ということでございます。

2項の県補助金につきましては、民生費の補助金、それから農林水産業関係の補助金、それから商工費補助金、災害復旧に関する県の補助金等々でございます。

県の委託金ということで、県議会選挙に伴うものということで計上をさせていただいております。

10ページになります。

17款財産収入ということでございますが、旧白糸第一小学校関係の貸付収入でございます。

それから、19款の繰入金ということで、住宅新築資金等貸付事業特別会計からの繰入金ということでございます。

それから、2項の基金繰入金でございますが、財源調整を行いまして、財政調整基金繰入金を減額というところでございます。繰越金の事業費の充当残の額ということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、山の都創造ファンド繰入金、それから、熊本地震復興基金からの繰入金と続いております。

それから、繰越金、今回、全額計上したものでございます。

雑入ということで、それぞれジビエ関係、それから中山間交付金、それからごみ袋代金、それから市町村振興補助金とございますが、これは図書購入費ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

12ページの町債につきましては、道路関係補助金の確定による起債の減というところでございます。

表紙の裏をお願いします。

平成30年度山都町一般会計補正予算。

平成30年度山都町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億8,790万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

平成30年12月6日提出。山都町長。

以上でございます。

○副議長（藤澤和生君） 議案第70号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 最初、15ページの山の都創造ファンド事業費で、空き家の改修をされたということの説明だったと思いますが、その空き家改修の内容といたしますか、お店のことで

すかね。どんなふうにご利用されていくのかということと、それと、17ページに投票区再編対応システムということで委託料が出ていますけれども、投票区の再編についてはまだ決定ではないということを聞いていますので、それがどのように反映されるのかなということと、それに関連して、後で県議会議員の選挙に予算計上されています看板、ポスター掲示の看板の数を言われましたが、それは変わらないところでの計上、まだ承認されていないから、改変されたら看板の数も減りますよね。でも、この数は減る前の数ですかということと、衛生費で、24ページ。指定ごみ袋購入費というのに409万、これは販売代金が財源で380万あって、それを充てて、また新しく来年度用にこれを買うんですか。今年度のですかね。ちょっと、その辺がよくわかりません。収入のところで、先ほど、収入でごみ袋のはどこだったかな。済みません。11ページに、ごみ袋代金380万1,000円と書いているので、これが一緒になるんですよね。なので、1年間にごみ袋を売って出た収入が380万1,000円で、ごみ袋を買うのには409万円要ったから、足りない分を一般財源で出すというふうに解釈していいのでしょうか。

以上です。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 2款1項22目の山の都創造ファンドのお尋ねだったと思いますが、山の都創造補助金については空き家改修補助金を予定しております。普通の民家の改修補助金ということです。今年度、10件、交付決定をしておりますが、さらに3件ほど相談がございまして、その3件、今後、相談がある件数について補正を上げたというところがございます。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 説明いたします。システムの改修につきましては、投票区が決定することによりまして必要ということで計上しております。

それから、看板設置の239カ所は、今のところ、従前の53投票区分でお願いをしているというところがございます。

○副議長（藤澤和生君） 環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君） お答えします。ごみの歳出の409万230円につきましては、前の単価で購入するというので考えてございまして、歳入につきましては、前の単価の卸単価と新しい卸単価で、両方あわせて掲載しております。380万1,750円。その差額が29万円ですので、29万円については一般財源から支払うということになります。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 投票区のことについては、ホームページ上で見ても最初のときには決まったかのように書いてあって、訂正が出ましたね。それでも、今ちょっと見れないんですけど、12月6日現在では決定しておりませんという形で、報告会をこれこれのときにしますというふうに書いてあったので、私はそのときには、決まったことを出されるのではなくて、また、こういうふうに再提案しますかなと思っていたんですが、その辺がよくわからないということと、

それが決まらない、予算は計上しないといけないと思うんですけれども、その辺がきちんとなっていないのに提案されると、ちょっと戸惑いがあるのでお尋ねしました。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 投票区につきましては、近々の選挙管理委員会のほうで最終決定をされるという日程を決めておりますので、それに基づきましての住民説明会、報告会ということで考えております。それから、予算につきましては3月施行もございまして、今の段階では、減の部分、現段階の部分で計上していると。それ以降につきましては、再編等に応じて適切に補正等を行っていくというところでございます。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 3月の選挙に間に合わせるということで、それをそんなふうにするのがどうかなと思うんですね。選挙区改編については、私も説明会に行きましたけれども、これは余りにも劇的な変更ではないかという住民からの意見がたくさん出たと思います。説明会では、それを聞いて、じゃあ、もう一遍考え直して、再提案という形で出ると思っていましたので、これは拙速ではないかなというふうに思うわけです。しゃんむりここで出さなくても、3月の選挙に間に合わせるがためにこういうふうにされていくのはどうかというふうに思います。

ごみ袋のことについては、まだ私ちょっとよくわからないんですけど、来年度に買うお金の計上になるんですかね。それはまた後でも担当課に聞きます。

以上です。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 1番、眞原です。15ページの熊本地震復興基金交付金事業費ということで、ホームページリニューアル委託料570万円計上がありますけれども、内容を少し詳しくお知らせりたいと思います。

○副議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 今回のホームページのリニューアルについて、内容を御説明申し上げます。

今回のリニューアルは、熊本地震復興基金で行うものであります。熊本地震復興基金の創意工夫分ということで町村に1億8,000万円ほど交付金が来ておりますので、その交付金で行うものです。

平成28年熊本地震が発生した後の3カ月、町のホームページの閲覧者数が前年比で35倍に増加しております。災害時における町公式の情報発信強化が望まれるということとあわせて、現在のホームページが平成24年に構築したものであり、6年目を迎えております。利用者からの要望、課題もあつたり、検索機能が、探したい情報が探しづらいというふうなことがありまして、このたび、適時性のある、きめ細やかな情報発信システムの構築ということで考えております。

具体的に言いますと、平常時は防災サイトとしまして町のホームページのサブサイトに公開し

ておりますが、災害時には災害サイトとしましてトップページに表示し、災害の状況に応じまして、緊急情報をより際立たせて周知することが可能となっております。それから、Lアラート、Lアラートとは、地方公共団体などが発出しました避難指示や避難勧告といった災害関連情報を初めとする公共情報を、放送局等などの対応なメディアに対しまして一括に送信するという、そういう機能もあっております。あと、SNSとの連携なども考えられているところです。

そういうことで、防災機能の充実ということで、今回、ホームページのリニューアルを考えております。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありますか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 24ページの各支所のカーボンマネジメントというのがちょっと詳しくわからなかったです。多分、空調施設のカーボンということで何となく想像はできるんですが、どういう予定の内容なのか教えていただきたいところが1点と、例の白糸のマイニングファームの件でちょっとした予算が出ておりますけれども、今、マイニングファームがどのような状況に至っているのか、進捗状況を教えてください。

それともう1点は、図書館費のところの、図書館の横の入り口のところを少し拡張されるようで、この間、私も行ったときに、あそこの道路側に面したところの木の伐採の計画をちょうど担当課の係長がしてらっしゃったところでした。もちろん、通りから見えるようになるためにあそこを明るくするのは大切なことだと思いますし、また、しかし、かなりの段差があるので、あの辺をどのように利活用というか、利便性を高めていこうというふうには思います。間口が一旦広くなるとは思いますが、言うて、かなりの段差がありますので、全体に広がるというふうにはちょっと思いづらいので、今後の方針等ありましたら教えてください。

○副議長（藤澤和生君） 環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君） お答えします。カーボンマネジメント事業申請支援委託料につきましては、平成29年度において、温室効果ガス排出量の削減を目的に、山都町地球温暖化対策実行計画、事務事業編、1号事業を策定しております。1号事業の調査を踏まえて、2号事業として、地方公共団体の施設に対して、国の補助事業により整備することができるということになっております。

それで、整備内容としましては、清和、蘇陽支所の庁舎内の空調整備等の更新を考えているところです。平成31年度には事業採択を目指してございまして、31年5月末日までに事業採択申請をしなければなりませんので、その申請の委託料としてお願いするところです。

国の補助事業としましては、地方公共団体の施設更新に活用できる事業は珍しく、事業費の3分の2の補助金を受けることができます。それで、二つの施設の事業を実施することによって、本町に掲げる削減目標を2013年度比から約40%の削減ができるということで可能となってくるので、実施したいと考えております。

蘇陽支所のほうはガスの更新をしたいということで考えております。それから、清和につきましては、現在、灯油方式ですけれども、灯油の施設がもうなくなるということでございまして、

これを電気のほうに切り変えてやっていきたいということでございますので、よろしくお願ひします。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 白糸第一小学校のサテライトオフィスのお尋ねだと思ひますが、11月1日で熊本電力さんと賃貸借の契約を結んでおります。それと、工事については11月下旬に入札を行いまして、今、工事に入ったという状況でございます。工期は来年3月の下旬までの予定です。

以上でございます。

○副議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 図書館の土地購入費の件での用地をどのように利用するかという御質問ということで受けとめております。雑木等も現状あったりするところもあるんですけども、形状的には今の状況を基本としながら、間口が、今、現道の部分が4.7メートルほど幅員があるんですけども、見通しも悪い中、まずは入り口部分のところに少し切込みを入れて、そして、入りやすくする部分と、それから、図書館の施設のほうに行く部分に門柱が右と左側にあるんですけども、左側の門柱の部分をとって、ここも少し拡幅して、館のほうに行きやすいような形をまずとろうと思ひます。

そして、今回購入する部分の用地が276平方メートルほどあるんですけども、ここの今、敷き砂利を敷いてあるところについてを駐車場用地として、大体5台から6台ほど、駐車場用地として利用したいというふうに思っております。ここの駐車場用地に駐車をとめられた方がスムーズに上へ上がって行かれるような形で、上の取り付けまで階段を設置して、車道とちょっと離れた感じで、歩く方が利用しやすいような形で階段をとりつけたいというふうに考えております。

また、先ほどありました伐採樹木、雑木等があるところについては、現状の雑木等を伐採しながらして、緑地的なものにしながら、そして、少し、今、フェンスもずっと門柱のところまでありますので、フェンスを1枚、2枚ぐらいちょっと切った形で、何か景観上もよくしたほうがいいのかというふうに思っております。

加えまして、看板も、正面に行かないと、ちょっと小さい看板しか、今、間口にありませんので、看板も新たに設置をしたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 仮想通貨が非常に暴落しているようですので、マイニングファームですか、そのところの経営を心配しています。財産収入が160万ちょっと上がっておりますが、これは11月から3月までの5カ月間の家賃ですか。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 歳入については、11月から3月までの5カ月間の歳入の合計です。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 土木費のことですが、地方創生の道整備交付金、それから社会資本整備の交付金は減額、当初、これは国の予算の中で、県のほうからのあれで、減額が7,400万ぐらいですかね、合わせてというようなことをごさいます。当初予算が6億で、ずっと予算の総額でしますと4億5,000万ほどに、何か道路、この新設改良に関してはですね。それと、負担金の中の六百何十万というようなことは、直接的には通路の改良に結びついているというふうに思っておりますけれども、広範囲の中の山都町の道路、このことに関しては一般質問でもほとんど近ごろ出ておりませんが、住民の要望は一番強いわけですね、道路改良、改修にしましてはですね。総額的に見ても、6億が予算で、実際は4億5,000万ほどになるというようなことになれば、なかなか進まないというふうに思っております。

今現在は、もちろん建設業者さんたちも仕事が手一杯というようなことで、なかなか仕事もできない状況で、予算をつけても繰り越しもあっておりますので難しいと思いますが、基本的な考え方として、やはり借金をしてでも、例えば過疎債なり辺地債でも借ってでも、もう少し道路改良は早めるという考えを、町長、お持ちでしょうか。町長のほうにちょっとそのことをお伺いします。

○副議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 藤原議員の言われるとおりだと思っておりますが、まずは我々、震災、そして、豪雨災害の復旧復興の工事がもう本当におこなわれているのが実情でありますので、言われるのは十分念頭に置きながら、今年はこのような形になっておりますが、来年度、まだまだ来年までは復旧復興事業が完了しないんじゃないかなという思いでおります。その次には、そういう思いの中での予算編成等も考えていきたいという思いでおります。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 先ほどの山の都創造ファンド事業の空き家対策の件なんですけど、私のほうも住民の方から相談を受けましたので。この議会が始まる直前だったと思います、担当課のほうに行きまして、こういう相談を受けていますが、まだありますかとお尋ねいたしましたら、もう今年の方はありませんので、よければ来年度、今相談していただくと来年の一番ぐらいには対応ができるんじゃないかなということで、はっきりした返事じゃなかったですけども、そういう対応になろうと思いますぐらいのお返事をいただいたところなんですけど、今ここで組まれるということは、何月までに決定した分、交付決定したというかですね、予算がないから交付決定もできないだろうと思いますが、先ほどの説明では3件ほど御相談があつているということでしたので、いつ時点まででこの3件が、確定というんですかね、いつ時点での3件なのか。今後、例えば今年度内にすれば、せめて1月ぐらいまで申し込んでもらわないと、3月まで完成しないと思いますが、もうそれで終わりなのか。そこをお尋ねいたします。

それと、先ほどの投票区のシステム改修業務委託料なんですけど、これも見切り発車じゃないかなと思います。12月6日に総務常任委員会をいたしました。議会が終わってからですね。その際

に、総務課長は御存じですが、ホームページにこの投票区が決定をいたしましたので、その報告会をいたしますということで、18、19、20日の3日間で、清和、蘇陽、それから矢部ということで、3日間の日程がホームページで掲載をされておりましたので、その総務常任委員会が始まる前に、議題ではありませんでしたが、その前に、私は委員長のほうに、この説明会の結果報告、中間報告あたりを総務常任委員会でお聞きしたいけれどもということで、提案をいたしましたらば、そのときの総務常任委員会のときでもお話を総務課長からお伺いしようということでしたので、始まる前でございましたけれども、総務課長に決定いたしましたってなっていますけれども、決定する前に総務常任委員会なりに経過の最初の説明会の結果報告ぐらいは投げかけてほしかったですねって申しました。そうしたらば、総務課長、「いえいえ、決定はしておりません」。「いえいえ、ホームページに載ってますよ、総務課長」って言ったら、総務課長は慌てられました。それはそれで総務常任会が終わりまして、帰りまして、またホームページを、いろいろ新着情報が載っておりますので、そういう意味で見ってみました。そうしたら、この前のホームページの書きかえと一緒に、当日12月6日付で、投票所の決定はしておりませんということで、また、ホームページを書きかえた理由を掲載してありました。

なので、先ほど西田議員がおっしゃいましたように、私も、この18、19、20で報告されるのは、1回、皆さんに投げかけましたけれども、余りにもコンパクトにし過ぎじゃないかとか、そういうこともあったので、一旦練ったのを、どうですか、これではどうですかということで、2度目の投げかけの説明会だろうと思ったところでした。総務課長も決定はしてないとおっしゃいましたので。決定はしていないに、なぜ、その6日、報告会をするというのをですね。決定はしていないのに、どうしてこのような説明会をしますというのを出されたのかなというのも不思議です。投票区が何区から何区になるというのも決まってないのに、ここで委託料がどういうふうに積算がされたのかというのも不思議です。そこを1点お伺いいたします。

それと、9款教育費の学校振興費、需用費で、道徳教科教師用教科書費ということで、78万3,000円計上されてありますが、もう残りあと3カ月でございます。3カ月の道徳教科書がどのように必要なのかをお伺いいたします。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 空き家改修補助金についてのお尋ねだったと思いますが、今、私が聞いているのは、3件、今、相談があっているというお話で、予算を要求したのが11月上旬ぐらいですので、それまでにはもう話があつてたんじゃないかと思えます。窓口のほうでそういうふうに、来年度の一番最初のほうでという話があつているのであれば、4月以降に改修のほうをお願いできればというふうに思えます。ことは今回の補正が最後かなというふうに思えますので、よろしくお伺いいたします。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。まずもって、ホームページの表示につきましては、誤解を与える部分がありましたことにつきましてはお詫びを申し上げたいというふうに思っています。

それから、選挙管理委員会の中で、14日にはもう最終的に決定するという部分の合意があっておりますので、それを踏まえまして、委員会のほうでは、じゃあ住民報告会をどうされますかということで、委員会のほうでこの3日間を選定して決定されたというところでございます。

○副議長（藤澤和生君） 学校教育課長、渡邊尚子君。

○学校教育課長（渡邊尚子君） 藤川議員からお尋ねの教科書費につきましては、新学習指導要領改訂に基づきまして、平成31年度から特別教科となる中学校道徳教科の教師用教科書及び指導書、デジタル教科書の購入を行うもので、年度がもう4月ということで、前年度の本年度に購入をいたしまして準備するものです。

以上です。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号「平成30年度山都町一般会計補正予算（第4号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第71号 平成30年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について

○副議長（藤澤和生君） 日程第8、議案第71号「平成30年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） それでは、議案第71号について説明させていただきます。

今回の補正ですけれども、午前中の議案第65号で議決をいただきました住宅新築資金等貸付事業特別会計の閉鎖に伴う補正になります。

3ページをお願いします。

3の歳出です。

下の欄で、当初、3款予備費に計上していた434万円を2款繰出金に組み替え、一般会計へ繰出金として戻入するものでございます。

2の歳入です。

1繰越金補正前の額464万6,000円、補正額2,000円、これは端数処理で発生する不足分になります。計464万8,000円になります。

1 ページをお願いいたします。

歳入歳出、補正の表でございます。歳入合計464万8,000円、歳出合計464万8,000円となります。表紙の次のページをお願いいたします。

平成30年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算。

平成30年度山都町の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ464万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成30年12月6日提出。山都町長、梅田穰。

以上です。

○副議長（藤澤和生君） 議案第71号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号「平成30年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第72号 平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について

○副議長（藤澤和生君） 日程第9、議案第72号「平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君） それでは、議案第72号、平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について説明します。

今回の補正予算の主なものとしましては、一般職の職員給与の改正によるものと、町道上鶴線道路改良工事、民生安定事業に伴う水道管移設工事等が主な内容になります。

それでは、4ページをお願いいたします。

まず、歳出を説明します。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費です。補正前の額 1 億2,938万3,000円、補正額 63万4,000円の増です。補正後の額 1 億3,001万7,000円です。補正額の財源内訳につきましては、その他40万円です。これにつきましては、上ノ原地区水道組合の地元負担金になります。一般財源23万4,000円になります。

節の説明です。2 節から 4 節までは職員給与についての増額分になります。それから、9 節は旅費ですが、13万円の増です。平成31年度の簡易水道整備事業で厚生労働省との協議が必要となりましたので、職員旅費 2 名分を計上しております。15 節工事請負費、40万円の増です。町道上鶴線道路改良工事に伴う水道管移設工事分です。工事内容につきましては、送水管、配水管、それぞれ口径75と40を移設するものです。

次に、2 目簡易水道整備事業費です。補正前の額 4 億4,558万円です。補正額 0 円です。補正後の額 4 億4,558万円です。

節の説明です。町道水の田尾下鶴線道路改良工事、これは調整交付金事業でやっておりますが、旅費の不足に伴う15 節から 9 節への組み替えになります。

それでは、3 ページをお願いします。

次に、歳入を説明します。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目簡易水道負担金、補正前の額178万3,000円、補正額 40万円の増、補正後の額218万3,000円です。1 節水道工事負担金40万円、これは大矢野原地区水道組合の地元負担金になります。

次に、5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金。補正前の額460万9,000円、補正額23万4,000円の増になります。補正後の額489万3,000円です。1 節繰越金23万4,000円を充てております。

次に、1 ページをお願いします。

第 1 表、歳入歳出予算補正になります。

歳入歳出の補正後の合計、それぞれ補正前の額 7 億4,101万5,000円、補正額63万4,000円の増、補正後の額 7 億4,164万9,000円です。

表紙の次のページをお願いします。

平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算。

平成30年度山都町の簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億4,164万9,000円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

平成30年12月 6 日提出。山都町長です。

よろしくをお願いします。

○副議長（藤澤和生君） 議案第72号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号「平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第73号 清和物産館の指定管理者の指定について

○副議長（藤澤和生君） 日程第10、議案第73号「清和物産館の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、議案第73号を説明させていただきます。

議案第73号、清和物産館の指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

平成30年12月6日提出。山都町長。

施設の名称。清和物産館。道の駅清和文楽邑内。

指定管理者、所在地、山都町大平152番地。

名称及び代表者、一般財団法人清和文楽の里協会、理事長坂本美喜雄。

指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日まで。

提案理由。

山都町清和文楽邑条例第16条の規定に基づき、この公の施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があります。

これが議案を提出する理由です。

少し補足をさせていただきますと、清和物産館については、公募において1者の応募ございました。本施設は、清和文楽が伝承された背景として育まれたお芝居弁当から発展した料理を主体としています。郷土料理の伝承及び開発を行い、来館者へ販売することで、地域及び農林水産業の振興を図っております。

昨年オープンしたジビエ工房やまとのジビエ商品の展示、販売を行い、消費拡大を図っております。山都町の鳥獣害対策の一躍を担う取り組みや、物産館内での販売にとどまらず、有機農産物やジビエ商品に関西、関東方面のレストランに定期的に発送し、地域外販売も展開しています。中でも、上益城農協清和加工所で製造された清和の招福山菜お節はベストセラー商品となっており、本年は2,500個のうち半分を清和物産館で販売すると聞いております。その他、清和のクリ、

トマト、ブルーベリー、矢部茶を使用した菓子製造を行い、地域の産物の活用に努めています。清和物産館オリジナルの商品として、「栗笑い」「ちゃぐりあん」「栗ようかん」を製造し、引き出物やお中元、お歳暮、贈答用として販売を強化していくこととしております。

地域及び他施設との連携については、上益城農協清和加工所からレトルト加工品の技術指導を受けております。クリ選果場や野菜選果場からは販売、加工用の生鮮品の取引を積極的に行っております。町内3物産館で連絡協議会を立ち上げて、甘酒を開発して、山都町のブランドとして宣伝にも取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○副議長（藤澤和生君） 議案第73号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） お隣の郷土料理館も、この清和物産館の中でしょうか。もしそうであれば、よく梅雨の時期、青いシートをして、国道から見ますと、ちょっと言葉は悪いですが、見苦しいような感じがいたします。そこらあたりの改善はどうされるのか。それから、たしか雨漏りも何かするというお話も聞いたように伺いますが、そこら辺も、もしそうであれば、改善方策とかを考えておられるのかお尋ねをいたします。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 清和物産館の指定管理の中には、郷土料理館も含めたところで入っております、中に。先ほど議員のほうから御指摘があった、天井からつゆが打つという状態は、秋から冬にかけて冷え込んだときに、郷土料理館の中の水分が天井にひっついて、天井に凍りついたような状態で、朝日が当たって10時、11時ぐらいになると、それが溶け出して下のほうに落ちてくると。これは郷土料理館ができてから同じような状況が今までも続いているということです。熊本県のアートポリス事業で建てられた建物でもありますので、県の建築家と、それと熊本大学の先生も入れたところで改修計画を、数年前に計画を協議をしたんですけども、やっぱり相当費用もかかるということと、あそこの内部に何らかの雨が落ちてこないような手当てをしないとちょっと難しい、対策として難しいような状況もございます。あのままにしておくわけにはいきませんので、早急に対応策はとっていきたいと思います。

以上でございます。

（「雨漏り」と呼ぶ者あり）

部屋のほうですか。済みません、ちょっと雨漏りのほうは確認をしておりませんので、戻りましてから確認をいたします。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 私も郷土料理館のところが大変気になっておりまして、私、図書館が毎年、あそこを1週間ほど借りて絵本カーニバルをやりますが、年々みずぼらしくなっているということと、結露の問題もそう。冬場に、去年でしたか、入りましたとき、物すごく、ブル

ーシートのにおいだったのか何か知りませんが、頭が痛くなるようなにおいがしたことがあります。ぜひ改修を進めていただきたい。お金はかかるにしろ、改修は進めていかなくちやいけないと思うし、あそこ、毎年いろんなイベント事に、ぼちぼちですけれども使われておりますが、先ほど課長から、午前中ですかね、あそこの利活用について、ジビエの作品をレストランのシェフに来てもらってつくったという東京事務所の件ですね、ありましたけれども、本当にすばらしい厨房ですもんね、あそこが。だから、あそこも、あの建物がああではなかなか利活用が進まないのかなとも思いますけれども、設備は本当にすばらしいものなので、厨房のほうのこともケアしていただきたいと思いますというふうに思います。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 清和文楽邑の道の駅のほうにつきましては、私も震災後、一緒に仕事をさせていただいた経験もあつたりしまして、非常によく頑張っていたらっしゃるなと思っています。

また、先ほど御説明にもありました「栗笑い」とか「ちゃぐりあん」、そのあたりの賞品も非常に人気が高くて、紹介すると、かなり売れ行きがいい商品です。よく開発なさっているなと思っているんですが、1点ちょっと気になりましたのは、そういった人気のある商品は生産が追いつかなくて、注文があっても在庫が足りない。あとは、3道の駅で合同のパッケージ、商品パッケージをつくりまして、そういったものの山都町の商品セットみたいなものをつくっていたときも足りない状況とかがあったんですよ。そういったものの人気商品の生産増産体制といいますか、供給力を上げるような、そういう御提案とかは実際あったんでしょうか。あるいは、その選定のときのやりとりで、そういったことがあったのかなと思ってお尋ねしたいなと思います。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） プレゼンテーションのときにそういうやりとりがあったということではございませんです。ですけれども、確かに製造が追いつかないという話も以前聞いたこともございますので、お菓子の香梅のほうから週に1回とか2週間に1回とか来ていただいているというお話ですので、そういったところももう少し連携ができるように、ちょっと話をしてみたいと思います。ありがとうございます。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今、プレゼンの中身について少しお尋ねがあつたんですが、プレゼンの中身についてはどこもきちんと説明していただきたいと思います。主なもので結構ですので、点数的に見せていただくと、0.4、物足りない内容であるところはないので、点数的にはここで合格なんだろうなと思いますけれども、特筆すべき点とか、先ほども言われましたが、こういう質問があつて、こんなふうに答えられましたという点で、もう少し補足をしていただきたいと思います。

それと、利益も上げていらっしゃいますし、そういう点では頑張っておられるというのは本当

にわかるんですが、生産が追いつかないという時点で従業員の方がとても無理されていたのではないかなというふうにも思います。利益だけを追求するが余り、従業員の方に残業手当も出せないとか、出してないとか、もしそういうことがあったらいけないので、その辺はどうだったか、お尋ねしたいと思います。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 職員の勤務状況のお尋ねですが、プレゼンテーションの中では、遅くまで加工品をつくったりということの報告はございませんでしたし、ちょっとこちらから、残業でもやっていますかという話も、そこは聞いておりません、こちらからはですね。

以上でございます。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号「清和物産館の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時07分

再開 午後2時15分

○副議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11 議案第74号 通潤橋史料館及び虹の通潤館の指定管理者の指定について

○副議長（藤澤和生君） 日程第11、議案第74号「通潤橋史料館及び虹の通潤館の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、議案第74号を御説明申し上げます。

議案第74号、通潤橋史料館及び虹の通潤館の指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

平成30年12月6日提出。山都町長。

施設の名称、道の駅通潤橋（通潤橋史料館、山都町物産館虹の通潤館）。

指定管理者、所在地、山都町下市184番地1。

名称及び代表者、一般社団法人山都町観光協会、代表理事山下泰雄。

指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日まで。

提案理由。

山都町通潤橋史料館条例第17条及び山都町物産館条例第7条の規定に基づき、これら公の施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由です。

補足をさせていただきます。道の駅通潤橋については、公募において、1者の応募でありました。熊本地震以降、観光入込客が回復していない中、物産館、レストラン、通潤橋史料館の運営に苦慮している状況ではありますけれども、売り上げ増に向けて取り組んでおられます。

物産館は、山都町の特産品の展示及び販売促進により地域の活性化を図ることを設置目的に、通潤橋史料館は、国指定重要文化財通潤橋を初めとする歴史的利水等に関する資料を収集し、展示して、先人の知恵に学び、その残した功績に対する理解を深め、教育、学術、文化の発展に寄与することを目的に設置されました。

評価した点につきましては、前期の指定管理者からの課題であった農産物の販売拡大について、店舗のレイアウトを変更して、入り口と店内に販売コーナーを設けたことや、店舗外での販売を強化した結果、前任の販売が260万円の売り上げから、およそ500万円の売り上げまでつなげてきています。レストランについても、前期の指定管理者では数種類のメニューであったものを、現在では37種類までメニューをふやし、震災前の平成27年度には2,500万円を売り上げています。食材も地元産の野菜をメインに、ジビエ肉、梅山豚など、地元こだわった食材の供給を受けております。季節行事に合わせたひなちらし、お節、恵方巻き等にも取り組んでいます。九州地方中央自動車道の開通を目前に控え、道の駅利用者の情報案内の充実、外国人観光客への対応として、フリーWi-Fi導入、カード支払い対応、翻訳機アプリの入ったタブレットの活用など、外国人観光客がストレスなく利用できる道の駅を目指して取り組んでいるということでございます。

以上でございます。

○副議長（藤澤和生君） 議案第74号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 道の駅通潤橋史料館についてお尋ねいたします。史料館は震災の後、利用が減っておりますけれども、今現状、史料館の御利用の状況というのはどのような状況か、教えていただきたいと思っております。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 史料館の入込客の数は、済みません、正確な数字を今持ち合わせておりませんが、震災以降、相当数が減っている状況です。なかなか回復していな

いという状況になっております。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） やはり通潤橋史料館は、通潤橋を見に来るお客様がさらに詳しく知りたいということで入られる方が多かったと思います。放水がないので、通潤橋を目的に御来場なさる方が減っていますので仕方がないところかなと思うんですけども、通潤橋の修復がまだもう少しかかるという中で、史料館の活用などについては何か具体的な提示があったのかなというところと、あと、少し史料館から離れます物産館になるんですが、天井にあります照明、水銀灯あたりが壊れたままだろうと思います。それと、あと冷蔵庫が相当冷蔵ショーケースが古かったと思うんですけども、あそこも多分壊れてしまうとその後の営業に支障が出るのかなと思うのですが、そのあたりについては、何か観光協会のほうから要求とか要望とか、あるいは、どうやってやっていこうかという山の都創造課さんとのやりとりとか、今どのような感じかなと思ってですね、教えてください。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 物産館の照明については、先日も打ち合わせをしたときに、大変暗いということで、できるだけ早い時期にLEDライトなりの改修をしようかという話はしているところであります。確かに商品自体が明るく見えないというのは、その販売にも影響してくる部分であると思いますので、できるだけ早く対応したいというふうに思います。

それと、通潤橋史料館についてでございますが、通潤橋の放水ができない状況ですので、そういった意味でも、史料館のほうにできるだけ人を入れていただくというようなお話はあったと思います。ありがとうございます。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 冷蔵庫あたりの更新の計画ということでございます。指定管理施設、11施設ございますので、それぞれに優先順位をつけて計画的に、老朽したもの、緊急性を考えて、更新をしていきたいというふうに思います。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） この審査表を見てみました。およそ平均的な内容であるか、または秀でた内容であるという点数項目なんですけど、1カ所だけ気になるところがございました。一番大切な、団体の財務状況は健全か、そして、金融機関、出資者等の支援体制は十分かという項目が10点のすぐれた内容であると、一番高い点数ですね、高い能力を有しているという人がお一人、そうすると、今度は能力がやや乏しいという人がお一方いらっしゃいました。同じ審査員で、何かここが少し気になりましたが、担当課長もちろん審査員であったろうかと思いますが、このところを課長が見られて、どういうふうなこの評価だろうかなと思いましたので、ここが気になりましたので、お尋ねをいたします。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 審査員それぞれ10人おりますので一概には言えないとは思いますが、平成29年度の単年度収支で280万のマイナスという金額が出ております。それ以前は黒字で来ております。震災によって売り上げが落ちているという部分でそこを加味されたのか、震災がなければ黒字で行けていたんじゃないかというところを加味されたのかわかりませんが、そういったところでちょっと差が出てきているのかなというふうに思います。

以上です。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 設備の面ではトイレの改修のことも問題になっていたかと思うんですけども、トイレの改修はどうなっているのかというのと、やっぱり、まだ放水ができない中で、通潤橋の史料館に寄っていただくというのはとても大事なことだと思うんですが、先ほど、その活用については、お尋ねも何か具体的な史料館に寄ってもらうという手だてもプレゼンの中ではなかったということでしたが、そこはちょっと大事にしてほしいなと思いました。

私も子供たちを連れて通潤橋の見学に来たときには、必ず史料館に寄って、説明を聞いて、本当によくできた史料館なんですよ。コンパクトですが、具体的なものもたくさんあるし、そこに寄っていただけないのはとても残念ですよ。放水だけが魅力じゃない。何遍もいろんなところで言われていますけれども、通潤橋の歴史とか、それにまつわるいろんなものが誇りあるものなので、そこを勉強していただくための手だてはやはり論議していただきたかったなと思います。

そして、一緒にお買い物もしていただくために、物産館にももちろん寄っていただきたい。観光客の立場で考えたら、やっぱり最初にお買い物に行くと思うんですね。お買い物に行って、例えばですけど、1,000円以上お買い物くださったら、隣の物産館の割引つけてあげますよとか、そういう工夫とか。

とても通潤橋周辺の観光施設は良心的だなと思うのは、全然利用料とか通潤橋見学科とか駐車料金とか、何も要りませんよね。だから、極端に言えば、見て帰られて、それで終わりということにもなると思うんですね。だから、施設の使用料についてはいろんな協定があると思いますけれども、何かそういう駐車場代ぐらいはいただきましょとか、ここに入園料じゃないけど、もうちょっと整備されないといけないと思うんですけど、そういった工夫もしていただきたい。そういう論議があったかなというのをちょっと。論議というか、そういうプレゼンの中身があったかなというのもお尋ねしたいですけど。

以上です。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 駐車場は、道の駅ですので料金が取れないということはもう御存じだと思うんですが、道の駅ですので、駐車料金は取れないということです。ほかのところで取れるような工夫は当然必要になるかと思います。

それと、周知不足の部分もあるかもしれませんが、今、山都町の3物産館でレシートラリーというのを来年までやっております。三つの物産館でお買い物して、一定額以上あれば抽選、いろ

んな商品が当たるというようなこともやっておりますし、宮崎県との連携事業でもそういったものもやっておりますので、高速道路も開通しますので、そういった入客に向けての取り組みは、町のほうも物産館のほうも協力してやっているとあります。

トイレ改修については、トイレについては県の施設なんですよ、トイレ自体はですね。数年前に町が改修をしたという、県の了解を得て改修をしたという事実もあります。相当トイレが老朽化していたということで改修したという経緯はあります。また、いい状態のトイレではないというのも認識しておりますので、改修を早急に行わなければというふうにも思っていますし、ちょっとグランドデザインの中でトイレの改修も入れておりますので、そういったところに対応していきたいというふうに思います。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 今、道の駅のお話が出ましたけれども、本当に道の駅であるがために入場料も駐車料金ももらえないというのは、この間、私も全協の中で言ったかなというふうに思っています。この際、国道からあんなに離れたところであって、そして一方で、今回、まだ、道の駅通潤館ということですが、この間のグランドデザインの計画の中には、高速がやってくることを見越して国道に上げようかというふうなプランもあったかのように拝見しました。もちろん、それはまだまだ想定の中で、まだまだ本当に未熟な計画段階というふうに捉えてはいるんですが、今回、指定をとられたこの観光協会さんたちは、あくまでも道の駅でというふうなスタンスで、これが今後、これは5年間ですけれども、その間にそういったことが変化し得る可能性があるのかとか、そこら辺もどういうふうに担当のほうでお考えなんでしょうか、町のほうではですね。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 道の駅につきましては、高速道路は矢部インターがあと数年かかるということで、そういう構想というか、話が出ているのも事実でありますし、グランドデザインの中でもそういう話が出ているのも事実でございます。近くに2カ所も道の駅は多分要らないと思いますので、新しくつくるのであれば、そちらのほうに道の駅を持っていくということになると思います。

今回の指定管理の部分については、今現在、道の駅ですので、今の状態で指定管理をしていただくということになります。ただ、いつごろそれが整備できるかというのも全然まだはっきりしない状況のことですので、明らかにいつまでできるということがわかる段階で、現在、指定管理を受けているところとは協議をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） あと1点、済みません。先ほど、レシートのスタンプラリーとかというお話もありましたし、私たちも地元にながら、利用していきたいと思う一方で、閉館時間が

早うございますよね。前からそれはちょっと気になっているんですけども、働く人たちの環境を考えたらそんなに長々とあけられないのかなとも思いますが、開館時間をおくらせるなり何なりして時間の調整をする。グリーン農業のほうのときにもお話ししましたが、私たち、なかなか地元の野菜を買える場所が少ないというふうに思っているので、物産館あたりでそういった取り組みをしていただく。これは虹の通潤館じゃありませんけれども、そういった工夫も協議していただけたらというふうに思っております。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 物産館の開館時間についても条例で時間も定めているところであります。確かに夏場とか、5時っていうならまだ明るいし、まだ人もどンドン動いてらっしゃる時間帯でもありますので、これから物産館を受けている団体とそのあたりは協議をしていきたいというふうに思います。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号「通潤橋史料館及び虹の通潤館の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第75号 清和高原天文台の指定管理者の指定について

○副議長（藤澤和生君） 日程第12、議案第75号「清和高原天文台の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、議案第75号を御説明申し上げます。

議案第75号、清和高原天文台の指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

平成30年12月6日提出。山都町長。

施設の名称、清和高原天文台。

指定管理者、所在地、山都町大平152番地。

名称及び代表者、一般財団法人清和文楽の里協会、理事長坂本美喜雄。

指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日まで。

提案理由。

山都町清和高原天文台条例第16条の規定に基づき、この公の施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由です。

少し補足をさせていただきます。清和高原天文台につきましては、公募において1者の応募でございました。天文台は豊かな自然の中で、天体観測または天体教育の普及啓発、及び都市と農村の地域間交流を図り、地域振興に寄与し、あわせて青少年の健全育成に資することを目的に設置をされております。

天文台観測を通じた生涯学習事業については、四季に応じた天体観測会の開催や通潤橋に社会科見学に訪れる児童、生徒に対し、通潤橋や清和文楽邑と連携しながら、天体観測を通じた教育支援を積極的に行い、利用者増を図っていくというものであります。

宿泊施設及び食事の提供に関する事業については、天文台の立地を生かして、都会の喧騒を離れ、癒しの場を求めてくる利用者に非日常の体験を提供するという提案でありました。具体的には、満点の星空が眺められる環境とレストランを生かした星空カフェ、星空レストランをオープンし、天文台ならではの魅力を発信していくというものです。

観測研究と情報発信については、九州中央自動車道の開通メリットを生かして、天文現象やイベント、清和高原の風景などをSNS等を活用して情報発信に努めるという御提案でございました。

以上でございます。

○副議長（藤澤和生君） 議案第75号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 清和天文台と通潤橋、それから文楽をつなげた学習の場というか、そういうふうにしていきたいという提案で、今までもされていたんだろうと思いますけど、通潤橋は小学校4年生だろうと思いますが、その辺の利用がどれぐらいそういう形で今までであったのかっていうことと、先日、私、11月に知り合いを連れて天文台に行ったんですけども、ちょっと雨が降ってたんですが閉館だったんですね、閉館日ではないのに。天候に左右されるんだなというふうに思ったんですが、その閉館の基準というか、天気の良いときだけあけているわけではないと思うんですけど、四季を通じてということを言われましたので、その辺がどうなっているのかということと、宿泊のチラシをこの間いただいたときに、今ここに持ってきてなくて申しわけないんですけども、値段が表に書いてあるのと、1泊どこかを使って1泊2食で幾らというのがちょっとまちまちだったんですね。その辺のPRの仕方は、済みません、確認をしていただきたいと思いますけれども、お客さんに親切なチラシということでお願いしたいので、その辺の工夫とか、どうだったかということをお尋ねしたいです。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 最初に、通潤橋と清和文楽と連携しながらという部分ですが、社会科見学で通潤橋のほうにはたくさんの小学生が秋9月から11月ぐらいまで参りますけれ

ども、今は清和文楽邑のほうにも相当の小学生が行っている状況です。その流れを展望台のほうに持っていけないかなと。全然来ていないというわけではないんですが、以前も数年前までは清和の文楽館のほうにも余り小学生が行ってなかったと思うんですけども、そういう流れを天文台のほうに持っていきたいという御提案だったというふうに思います。

それと、閉館の基準ということでしたけれども、そこは済みません、ちょっと確認をいたします。夜がメインの施設ですので、開館するのが午後からという、ちょっと特殊性はありますけれども、行かれたときに、定休日ではないのに閉まっていたということですね。そこはちょっと確認をさせていただきたいと思います。

それと、宿泊の金額がばらばらだということですね。済みません、そちらもちょっと確認をさせていただきたいと思います。済みません。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 先ほど課長が、青少年の教育にも寄与するというような話がございました。ちょっと清和高原天文台を見ますと、専門に詳しい職員が相次いで2名ほど、ここ何年かのうちに、四、五年のうちにやめられました。今、文楽の里協会の職員の中でやりくりの中で館長も決まっていっているようでございます。詳しくないとは申しませんが、本当にもう少し天文に関して詳しい職員の配置等に関するプレゼンはございましたでしょうか。その点をお聞きたいと思います。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） まだはっきり決まった話ではないんですが、そういう方を探しているというお話でした。もう高校とかの先生を退職されたような方が知り合いの方にいらっしゃるというようなところで、その人がもし来てくれたらいいなというお話はちょっと以前ありましたので、具体的に決まれば、そういう方も専門的な方ということで、おいでいただけるのかなと思っております。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 緊急時に住民、利用者からの対応等の体制は確保されているかという質問がございしますが、宿泊者がいらっしゃった場合、たしかあそこのお一人は町外から来てらっしゃるんじゃないかなと思いますが、こういった緊急時にどんな体制がとられているのかなというのは、それこそプレゼンでどういうふうに提案されたのか。それから、本当にあったときにどういう体制をとられるのか。担当課も心配だと思いますが、そこら辺の体制をお尋ねいたします。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 緊急時の体制ということでございました。実はあそこに宿泊客がいた場合に、必ず管理室に誰かが泊まっているという状況ではないみたいで、宿泊客が多いときには泊まるという体制らしいです。緊急事態があったときのところは、ちょっとプレゼンのときにはそのところは確認をしておりますけれども、宿泊者がいれば、一人でもいれば、

そういう事態は当然あり得ることですので、その辺の体制についてはちょっと確認をさせていただきたいと思います。ちょっと今ここでお答えする情報を持っておりませんので、申しわけありませんが。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今の緊急時についてのことですが、なら、どうやって点数をつけられたんですかね。というのが疑問です。そういう具体的な、宿泊客があるときに、お一人いらっしゃるのかいらっしゃらないのかわからない。何かあったときにどういうふうに対応するのかかわからないならば、緊急時の対応は確保されているのかというのが何で平均的な内容の0.6点になるのでしょうか。命にかかわることなのでお尋ねをしています。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 緊急の場合の連絡先は、宿泊者には連絡をしてあると思います。ただ、その場にいないということですのですぐに対応ができないという部分があるので、そのあたりをちょっと確認したいというふうに思います。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） この全ての施設のことなんですが、同僚議員たちといろいろなお話をする中で、外部から2名、それから課長が8名、10名の審査員なんですが、課長でもこの現場に行っておられない、現場の事情を知らないという課長がいらっしゃると。個人的に尋ねてあったり、あそこの施設に行ってみたなって言ったら、行ってみません、知りませんと正直にお答えをされたというお話も聞きました。

今のこの件なんて、本当に命のことがあるわけなんです。現場も知らない、現場にも行っていない。そして、今、担当課長の藤原課長も、どうなっているかわからない。じゃあ、課長はどうしてこの点数を、例えば平均的なところ、ほとんどの方が0.6か0.8です。平均的な内容であるって、管理体制がわからないのにこの点数をつけたというのは非常に疑問です。課長は担当課長だから、そこら辺はしっかりと自分なりに把握されていてつけられたと私たちは思っていたんですが、今そういうふうにして、把握をしておられない。なのに、どうして点数がつけられたかというのが本当に疑問であります。

町長、審査には町長は、私の一般質問もそうでしたけれども、審査にはかかわっておられないということで、審査の結果を真摯に受けとめて提案をしましたということでした。

しかし、こういうふうにし、いろいろお尋ねをしてみると、こういうことが明るみに出てきました。審査員に対する疑問が町長もおありではないかと思いますが、この質問1件にしてもですね。町長は上がってこられたのを真摯に受けとめられて提案されましたけれども、こういったこのことだけでも、内容はわからないのに点数をつけられた審査員方に対する思いが何かございましたら、お願いします。

○副議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 稷君） プレゼンテーションの中で、今あったようなことはなかったのかと思っておりますが、書類的には緊急連絡先等々の提示はあったんじゃないかなと思っております。私は見てもおりませんが、そのようなことだと思っております。

今ありますように、現場主義は大事だと思っております。私も言いました。全ての人がみんな行って、利用したことがあるかなという思いでおります。今の分については、私も具体的にわかりませんが、全ての施設を利用したことがあるかなと。私は通潤山荘のお風呂によく行きますが、ここにおられる議員さんも含め、余り職員の方々と私と副町長二人でございまして、余り来ていただいておらんという思いもあります。やっぱり現場主義が一番大事なことはないかなという思いでおります。

点数のつけ方等々については私が関与する部分じゃないと思っておりますが、今後、いろんな部分、今まで10年間、9年半ですか、指定管理者制度を導入しながら、いろんな施設の管理をお願いしている分でありまして、今後におきましては、今ありましたような御意見等も加味しながら、この分では、今、三つの決定をされた部分につきましても、また、今後、決定をしていただく分についても、十分管理を委託される事業者の方々に徹底をしていきたいと思っております。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 清和高原天文台の管理運営の事業計画書というところで、緊急時の対策、防犯、防災対応についてという項目がございまして、それを補足いたしたいというふうに思います。

夜間及び閉館時には業者に警備を委託するとともに、防犯カメラにて防犯に努めると。防災対策は、防火管理規程、緊急時対応マニュアルより、日常の点検、防火訓練等の実施により職員の防災意識を高めていきます。宿泊のある日は利用者に緊急連絡先を配付して周知を図りますと。施設または施設利用者に災害があった場合は、緊急対応マニュアルに基づき、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに町に報告し、指導を仰ぎますというところがございます。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 今までの一連の質問とちょっと内容が違ってくるんですけども、藤原議員の質問に関連してきますが、私もこの清和天文台は、山都町に戻ってきてすぐから子供を連れて星を観望しに行ったりしていました。そのときは非常に詳しい職員の方が、レーザーのポインターを使っていただいて、あの大きい望遠鏡で月面のクレーターを見せていただいたりとか、あとは、今、冬の時期ですと、オリオン座の真ん中にあります三連星の中に星が生まれてくる空間があるんですけども、そこを見せていただきながら説明していただいたりとか、あとは、隣の議員がアンドロメダ銀河、肉眼でも見えますと言われたんですが、私は目が悪いので見えないんですが、望遠鏡ではしっかり見せていただいたりとか、そういうことができる、非常に山都町としても住民の私としても誇りに思える施設だなというふうに思っています。ですので、この施設は何があってもしっかり維持しながら、子供たちの学習の場となればいいなというふう

に今でも思っています。

それで、先ほど藤原議員の質問の中で、天文に詳しい職員の方が今いらっしゃるという事ですか、今探していらっしゃるということで御答弁をいただいておりますけれども、ここは何としても早急にお手配いただきたいなと思っているのと、あと、それから、やはりこの施設というのは小学生や中学生あるいは高校生、大学生の天文学とか、そっちを目指されるような方々がしっかり活用していただけるとどうかなというのを常々思ったりしていたんですけども、どうなんでしょう。清和文楽の里協会さんのほうからは、そういった方面の活用に関するその御提案とか、そういったものはあったのかお伺いしたいのと、また、町として、そういう方面での活用というものも念頭に置いていらっしゃるのか、そのあたりをお聞かせ願えればと思います。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 事業計画書、提案書の中には、清和天文台のほうから、そういう詳しい職員を雇いたいという提案というか、文楽の里協会で雇いたいという提案はあっております。

どういった方を文楽館のほうで思われているかもちょっと、人選をされているんだろうと思いますが、確かに大学生とか、そういったところも入れて人選していただけるように、こちらからも働きかけていきたいと思っています。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 今のにちょっと関連しておりますが、フェスタに行きましたら、熊本県の天文の愛好会か同好会か、とても好きな人たちがたくさん来ておられました。そして、いろいろ話をしている中で、ここの施設なら一晩幾らで借んなつてですかと言ったら、10万とか、そぎゃん声が出てくつとですよ。雇うじゃなくて、金もらってきてもらうというような、ほかの施設と違って、観光じゃなくて、これは研究、学習の場という位置づけが違うと思いますので、そういう点でやったらどうかというふうに、そのときも地元の方に言いましたが、なかなかぴんと来ませんのでですね、よろしくお願いします。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号「清和高原天文台の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第76号 清和文楽館の指定管理者の指定について

○副議長（藤澤和生君） 日程第13、議案第76号「清和文楽館の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、議案第76号を説明させていただきます。

議案第76号、清和文楽館の指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

平成30年12月6日提出。山都町長。

施設の名称、清和文楽館（道の駅清和文楽邑内）。

指定管理者、所在地、山都町大平152番地。

名称及び代表者、一般財団法人清和文楽の里協会、理事長坂本美喜雄。

指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日まで。

提案理由。

山都町清和文楽邑条例第16条の規定に基づき、この公の施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があります。

これが議案を提出する理由です。

補足させていただきます。

清和文楽館については非公募としております。施設を管理する清和文楽の里協会は、平成9年4月に設立をされ、山都町清和地域に存在する貴重な伝統芸能、清和文楽と食文化を伝承、啓発し、自然景観を活用することで地域の発展に貢献し、豊かで快適な農村文化邑を創造するという設立目的を達成するために積極的に取り組みを行っていただいております。

あわせて清和文楽人形芝居保存会と密接な関係を構築されており、文楽の公演、文楽館の運営に当たっては保存会の役割は大変大きなものがあります。保存会と施設の管理者との間の継続的な信頼関係が重要となる施設であることと、法人等の設立目的とその設置目的等が密接不可分である施設であり、清和文楽の里協会が管理運営を行うことにより、安定的、効果的な施設運営が期待できますので、非公募としたところでございます。

また、本年3月24日には、清和文楽館において、熊本地震復興支援の清和文楽人形芝居共同公演が八代櫻間會様の御協力により実現いたしました。さらに、7月には、能・狂言・平曲・人形浄瑠璃芝居の共同公演が横浜能楽堂において、多くの観衆の中で公演が実現したところです。能、狂言ともすばらしい芸能で、全国に農村に伝わる清和文楽人形芝居を知らしめたのではないかと
いうふうに思います。

以上でございます。

○副議長（藤澤和生君） 議案第76号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） この職員さんが里協会の職員さんであったろうと思いますが、例えば、太夫だったり、人形遣いだったり、この方たちが隣の物産館に行ってお菓子づくりをされたり、天文台に行かれたりとされており。以前から、文楽の練習に専念をさせてほしいという意見も聞いたことがございます。そこらあたりの練習等々はどのようになっておるのか、お尋ねをいたします。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 太夫とか人形遣いとかの練習の時間というのは、確かに物産館に行っている職員もおりますし、天文台のほうに行っている職員もおりますので、ばらばらで、自分の時間があいた時間にしか練習ができていないというのが現状だと思います。あわせて、一緒に練習する時間等は話し合いながらできているのではないかとは思いますが、自分の技を磨く時間というのは限られている状況かなと思います。

以上です。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今、藤川議員が言われたことと同じことをお尋ねしようと思っていたんですけども、目的は貴重な伝統文化の継承のためということであるのならば、先ほどの御答弁は逆じゃないかなと思うんですよ。練習をしっかりと時間がちゃんと確保されていて、あいている時間があればお手伝いに行くというのが当然じゃないかなと。今の言われたことをそのまま聞きますと、物産館のほうに行ったり、そういう業務のあいた時間に練習をするというふうに言われたので、そういうことではいけないんじゃないかなというふうに思います。その辺はいかがですか。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 私のちょっと言い方が悪かったと思いますが、主は太夫であったり、人形遣いというのが主でありますので、そちらが主であって、あいた時間に物産館なり、天文台の支援に行くということだと思います。済みません、ちょっと物産館なり、天文台を主にしてしまったもんですから、そういう話になってしまいました。申しわけないと思います。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） じゃあ、今のことは訂正答弁ということでもいいんですね。最初のは間違いですよ。最初言われたのは、私が受けとったようにおっしゃったのは間違いでしたと、訂正をしますという答弁ということでもいいんですね。ぜひそのように、太夫さんたちがしっかり練習ができるようにサポートしていただきたいと思います。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 訂正をさせていただきます。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 私も何度か、先ほど吉川議員が言われましたように、あそこで夏の絵本カーニバル等にも携わってきまして、その間、何度も厨房を借りたりして、一緒にあそこを使用させていただいたときの感想なんですが、先ほど言いました女性の太夫の方があそこでお菓子づくりをされておりました。大変ですねと言って、そしたら、何か機械の、例えば梱包するときとか、プレスをしなくてはならないんですね。その女性太夫の方は三味線もされます。ですので、プレスしたりするときに指をちょっとしたら致命傷なんですね。ですから、そこ辺がしっかりと安全管理ができていのかというのがずっと心配でした。ですから、そこらあたりはしっかりと指導していただきたいと思います。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 加工所にいる女性の方はもともとそういうケーキづくりとかの仕事がされていたということで、多分そういうことでその職場に行かれているんだと思いますけれども、確かに指とかを痛めてしまえば三味線も弾けなくなりますので、そういったところには注意するように、こちらのほうからも協会のほうに伝えていきたいと思います。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号「清和文楽館の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後3時07分

12 月 13 日（木曜日）

平成30年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 平成30年12月6日午前10時0分招集
2. 平成30年12月13日午前10時0分開議
3. 平成30年12月13日午後1時16分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第8日）（第4号）
 - 日程第1 議案第77号 そよ風パークの指定管理者の指定について
 - 日程第2 議案第78号 服掛松キャンプ場の指定管理者の指定について
 - 日程第3 議案第79号 国民宿舎通潤山荘の指定管理者の指定について
 - 日程第4 選挙第1号 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
 - 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
 - 日程第6 委員会報告 請願及び陳情等付託報告について
 - 日程第7 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（13名）

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 栢 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生		

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（1名）

14番 工藤 文範

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副町長	岡本 哲夫
教育長	井手 文雄	総務課長	荒木 敏久
清和支所長	渡辺 八千代	蘇陽支所長	橋本 由紀夫
会計課長	藤島 精吾	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田中 耕治	健康ほけん課長	山本 祐一
福祉課長	坂口 広範	環境水道課長	増田 公憲
農林振興課長	山本 敏朗	建設課長	佐藤 三己
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	玉目 秀二

学校教育課長 渡 邊 尚 子 生涯学習課長 工 藤 宏 二
そよ病院事務長 小屋迫 厚 文 監 査 委 員 志 賀 美 枝 子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒 方 功 外 2 名

開議 午前10時0分

○副議長（藤澤和生君） おはようございます。本日も工藤議長が欠席のため、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が昨日に引き続き議長の職務をとらせていただきます。皆様方の御協力をお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第77号 そよ風パークの指定管理者の指定について

○副議長（藤澤和生君） 日程第1、議案第77号「そよ風パークの指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） おはようございます。

それでは、議案第77号を説明させていただきます。

議案第77号、そよ風パークの指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

平成30年12月6日提出。山都町長。

施設の名称、道の駅そよ風パーク。

指定管理者、所在地、山都町今297番地。

名称及び代表者、有限会社そよ風遊学協会、代表取締役宮原良一。

指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日まで。

提案理由。山都町そよ風パーク条例第16条の規定に基づき、この公の施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があります。これが、議案を提出する理由です。

そよ風遊学協会から提案のありました内容について、補足をさせていただきます。

そよ風パークにつきましては、公募において1社の応募でございました。本施設は農林業の振興を図るとともに、本町の雄大な自然を背景に、利用者が心身の健やかさを回復し、相互の交流を深めること、また、若者定住雇用促進研修施設として、都市と交流を目的として設置をされた施設であります。

まず、宿泊休養施設に関する事業につきましては、九州中央に位置する阿蘇、九重地域から高千穂九州縦貫道路へのアクセスが圧倒的で、阿蘇地域と高千穂地域を結ぶ観光の動脈線上にあり、

目的に応じた拠点としての利便性は高いところでございます。多目的スポーツ広場と組み合わせた宿泊日帰りプランを充実させ、他との差別化を図る計画であります。ファミリー層には、パン、ジャムづくり体験、田舎料理体験、外部のインストラクターや地域の方々の協力を仰ぎながら、自然や伝統文化、地域の人との触れ合い体験メニューを充実させる計画であります。その他、合宿、老人会等の誘致といたしまして、サッカー大会、武道、バレー、バスケットボールなどのインドアのスポーツの合宿、小中学生を中心としたものでございます。それと、体育会系サークル合宿ということで、大学生を中心とした、そういうサークル合宿等の誘致、それと、グラウンドゴルフ、これは老人会を中心としたグラウンドゴルフ大会の誘致で、宿泊、日帰りプランの充実を図るということでございます。地域の自然体験は、トレッキングやウォーキング、カヌー、川遊び、スキー等の季節ごとの体験プランも充実をさせるということでございます。その他、企業研修等も誘客を進めていくということです。

二つ目の集会のための会場の提供に関する事業につきましては、そよ風パークは、16ヘクタールの広大な敷地面積に、宿泊施設、レストラン、物産館、多目的グラウンドなどを有しており、さまざまな目的に応じて、多様に活用できる環境にあります。イベント会場など、さまざまな目的に応じて、多様に活用できる環境を生かします。これまでも、そよ風パークは、県のサッカー協会ですとか、各種団体の主催によりますサッカー大会、ラクロス、グラウンドゴルフ大会、収穫祭のイベント等、各種コンサート等が開催をされております。

三つ目に、特産物の展示販売及び食事の提供に関する事業でございます。まず、物産館です。農業の振興や地域の活性化、生産者の所得向上、地産地消の拠点としての役割を果たしています。新鮮、安心、安全、安さ、ストーリー性、生産者との対面販売により支持される直売所づくりを目指しております。レストランにつきましては、レストランの売り上げは施設全体の50%を占めており、そよ風パークの柱となっております。震災前にはまだ戻っておりませんが、旅行会社の利用もあり、現在は山菜バイキングをメインに、旅行プランを組み立てておられます。各種宴会についても、送迎を強化しながら、予算、料理内容など、目的に応じた臨機応変な対応が可能となっております。町内を初め、近隣町村からの利用が増加傾向にあるというところでございます。

四つ目、観光情報の収集及び発信に関する事業ということで、観光地の個々の魅力だけではなく、多様な魅力を持ったエリアとして集客力を高めていくと。道の駅スタンプラリーですとか、近郊の観光施設との共通スタンプラリーの開催、パンフレットの近隣施設同士の共同設置、物産展の出店、学園祭、エージェントとの連携、SNSの活用等で情報発信を図っていくということです。

五つ目に、道の駅としての道路情報の発信と休憩施設の提供に関する事業です。道の駅は休憩機能、地域連携機能、情報発信機能の三つの基本的な機能を持っております。道の駅そよ風パークは、広大な面積に宿泊施設など、多機能な施設を有しております。災害時における一時避難場所や、道路利用者への災害情報提供を担うことが可能であります。地域の防災拠点としての活用が期待をされているところです。

最後になりますが、これまで、そよ風パークの累積債務につきましては、議会でも議論がされてきたところがございます。債務の処理、不採算部門の対処について、早急に方向性を出していきたいというふうに考えております。集客についても、宮崎、福岡、長崎、大分の老人会を中心に営業をかけております。特に宮崎方面については、道路もよくなり、宮崎方面の老人会の会長さんを中心に、送迎つきの誘客によりまして、リピーターを含め、多くの方に足を運んでいただいております。

今月、九州中央自動車道が開通されますけれども、これも大きな好機ということで、熊本、福岡方面からの誘客に力を入れていくというところがございます。

以上でございます。

○副議長（藤澤和生君） 議案第77号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 4番、矢仁田です。今の説明を聞いてみますと、誰議員だったか、ちょっと忘れちゃったけれども、あそこのハウスと農場部分がありますけれども、あれは指定管理から外してやらんと厳しいんじゃないかという話が前にあったはずなんですよ。その辺が加味されていないような気がするんですが、もし加味されていたとしても、今回のプレゼンで、何かその辺の有効活用といいますか、そういうのが出たんでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） そよ風パーク内の農場については、あそこの土地、施設を利用して、野菜等の生産をしていただいていると。そこでできた野菜については、キッチンマアムのレストランのほうで利用させていただいているというところがございます。前回、6月でしたか、施設の不採算部門を切り分けてやったらどうかという御提案もいただいたところでございますけれども、まだそこまで協議が整っていない状況でございますので、その辺についても早急に、ちょっと現在、切り分けることは、今の時点ではできませんけれども、早急にそのあたりの対応も考えていきたいと思っております。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） ということは、今度、指定管理を受けられるそよ風遊学協会は、そこを有効活用していきたいというふうにおっしゃったんでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 農場部分については、現在活用しているような形で、野菜をつくっていく形で計画していると。それを今の状態と別に活用するという御提案ではなかったと思っております。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今のような疑問点がたくさんあるそよ風パークの指定なんですよ。

点数的には654点で、とても低いです。0.4の評価が10もあります。そういう中で、プレゼンの中身も出していただけない。通潤山荘と服掛松については、プレゼンの中身を出していただいていますけど、私がお願いしたのは、そよ風パークもというふうをお願いしております。そして、事業計画書も出してくださいとお願いしておりますが、私はきのう、あれだけの資料を出していただいたので、これだけ問題のあるそよ風パークの論議をするに当たっては、言わなくてもけさはは出してあると思っておりました。事業計画書、それから、プレゼンの中身について、せめて事業計画書ですね。これはすぐ出ると思います。そよ風パーク、服掛松キャンプ場、国民宿舎通潤山荘の事業計画書については、今すぐ出していただかないと、私たちは判断のしようがありません。お願いします。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。指定管理候補者の選定におきましては、各施設への応募者の事業計画書等を、課長職8名、それから、中小企業診断士2名を含めた選定委員会で資料等を確認しまして、それでお手元にお配りしております審査表ということでございます。それから、今、担当者のほうから、企業の状況なりを説明したということでございますので、それで判断をお願いしたいというふうに思います。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 赤字解消の具体的方策についてが一番の問題でもあると思うのに、早急に方向性を今から考えますというお答えでした。ずっと長年、このことで論議されてきたことが、なぜ出せないのでしょうか。その辺のプレゼンの中身とかも、なぜ出していただけないのでしょうか。事業計画書の中に書いてあると思います。だから、それを提示してくださいと、情報を公開してくださいとお願いしているんです。なぜできないのでしょうか。してください。お願いいたします。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 情報公開ということでございましたので、山都町の情報公開の条例もございますので、その手続に従って、対応をしていきたいというふうに思います。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） これまでも何度も、私たちも審査員がした審査の結果をもちろん認めていかなければなりません、大変、いろんなことで、議会の機能が果たしているかということで、通潤山荘の件では大きく熊日新聞に掲載されました。あれには議員全員が憤りを感じたところです。議会の機能が発揮してなかったというような、議会は何しとったのかということでございました。今から5年間、その計画がどうであるのか、計画に従って、本当に着実に遂行しているのかというのをやっぱり私たちは見ていかなければならない義務があると思います。なので、やはり今、2番議員がおっしゃいましたように、計画書というのは、やはり提示していただきたいと思います。中で、例えばプライバシーのこととか、そういうことは公表はしなくていいとい

うふうになっておりますので、そういうところは黒塗りにしてもらって結構です。

ですので、やはりこれからどういうふうにしていきたいというのは、私たちは、それは知る権利があると思いますので。今おっしゃいましたように、例えば、ここは1社しか手を挙げておられませんが、1社だから認めるということではなくて、やはりその中身は私たちもきちっと、ああ、ここはこういうふうには5年間されていかれるんだなというのを見てみたいと思います。

先ほど、矢仁田議員もおっしゃいました。不採算部門もいいのかと、これは何度もこれまでの議会でも、議員のほうから追及があったと思います。しかしながら、今から5年間するというのに、今の課長の答弁では、今のところ協議はしておりませんということでした。

これからまた、そういう不採算部門を背負っていかなければなりません、この会社が。私もいつもここを利用してあります。社長さんに、ことしの商工会の賀詞交換会のおきにお会いして、スタイルが変わっておられましたので、「社長さん、何かお痩せになられましたね。健康管理、何か大丈夫ですか」って言ったら、やはり、あのがっちりした体格の社長さんがスリムになっていらっしやいましたので、本当に、これはお正月早々、言ったら失礼だと思いましたが、私がすぐ直感で、体調を壊していらっしやるんじゃないかなと思ってお聞きしましたら、やはり不採算部門もあつたりして、社長みずから草刈りなんかに出ておられて、体調を壊されておられました。なので、聞くところによると、今回もこれに手を挙げられるのには、躊躇されたとお聞きいたしました。

やはりそういうことも、無理をされていらっしやるんですよ。そんな無理の中でもしていくためには、計画書を出さなくてはいけないということで出されたと思いますが、やはり私たちは計画に無理がないとか、私も一般質問で申しましたが、例えば、何でも受験とかするとき、面接とかするとき、自分をアピールしよう、通りたい人はアピールをしようということで、その面接をする会社に行って、何度も何度も面接をして、自分のアピールをどのようにするかというところで一生懸命アピールをします。

○副議長（藤澤和生君） 6番議員、簡潔にお願いします。

○6番（藤川多美君） はい。アピールした結果、その結果がどうかということです。

だから、計画をしたとおりに行くかということですよ。私は役場に入ったら、こうしたいと言うと、わあ、この職員はこういうふうな希望があるなら、これは先々、これは役場職員としていいな、採用しようかなと思われると思います。それと一緒にです。

だから計画がどうなのか。だから、この後の指定管理者のことについては、やはりこの計画書を、プライバシーの部分とか、公表できない部分はもちろん黒塗りにしてもらって結構です。

それから、プレゼンの内容も出していただきましたけれども、このプレゼンの内容は、計画書とプレゼンのときに質問されたのを基本に出してありますので、計画書を出したのも同然ですので、その文字を書いた計画書をやはり提示していただきたいと思います。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 先ほどもお答えいたしました、指定管理者候補者の選定に当たりましては、事業計画及びプレゼンテーションを受けながら、10名の審査員で慎重に審査をした

結果の点数ということの評価でございますので、議案につきましても、先ほど、課長のほうから事業計画におきましても説明をしておりますので、その点で議案の審査ということでお願いをしたいというふうに思います。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第77号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号「そよ風パークの指定管理者の指定について」は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第78号 服掛松キャンプ場の指定管理者の指定について

○副議長（藤澤和生君） 日程第2、議案第78号「服掛松キャンプ場の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、議案第78号を説明させていただきます。

議案第78号、服掛松キャンプ場の指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

平成30年12月6日提出。山都町長。

施設の名称、服掛松キャンプ場。

指定管理者、所在地、山都町菅尾1344番地1。

名称及び代表者、株式会社歌瀬アウトドアライフ、代表取締役興梶公治。

指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日まで。

提案理由。山都町服掛松キャンプ場条例第16条の規定に基づき、この公の施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

提案内容について、少し補足をさせていただきたいと思います。

服掛松キャンプ場につきましては、九州の真ん中に位置する服掛松キャンプ場です。開放感あふれる約6万8,000平米の敷地に、芝生のテントサイト、オートキャンプサイト、大小21のログハウス、ロッジを有しております。ソロキャンプからファミリーキャンプまで、スタイルに合ったアウトドアライフを楽しむことができる施設となっております。

服掛松キャンプ場については2社から応募がありましたが、株式会社歌瀬アウトドアライフを

選定したところです。

まず最初に、青少年及び成人の野外活動に関する事業というところでございますが、指定管理者には施設の管理者として、関係法令、条例の遵守を基礎とした適切な管理運営が求められていると認識をしています。法令遵守と平等利用確保のため、スタッフ全員に教育研修を施しますということです。迅速なサービスと、利用者から声がかかけやすい雰囲気づくりに努めますと。また、キャンプに精通したスタッフを配置し、ホスピタリティ、思いやりやおもてなしあふれる対応に努めますということです。利用者の利便性や快適性、安全性を重視したサイトへのリニューアルを図り、満足度の向上を図りますということです。危機管理研修や安全教育研修を通じて、スタッフ全員のスキルアップを図りますということです。施設の維持管理に当たっては、定期的な点検を実施し、適宜修繕を行い、安全、安心で快適な施設を提供しますと。施設の運営ではなくて、経営の視点を保持するというので、決められた費用の中から決められたことを行う運営というスタンスから、限られた費用の中で最大限のサービスを提供し、成果を上げるという経営というスタンスに転換することが必要であると、そういうことを念頭において、運営管理に当たりますということです。

二つ目の自然体験、自然保護、レクリエーション等に関する事業ですが、蘇陽峡や舟の口水源を生かしたウォーキングやイベント、カヌー体験、農業体験やコンニャクづくり、ジビエ料理などの郷土料理教室を開催して、リピート客の拡大と地域活性化に貢献しますということです。SNS等を利用したリアルタイムな情報を提供し、顧客満足度の高いサービスを打ち出し、新規の顧客の増加と既存の顧客のリピート、回数の拡大に努めていくという御提案でございました。

最後に、その他の部分で、山都町内のキャンプ場のネットワークを確立して、情報発信と管理人同士のスキルアップのための研修を実施したり、山都町キャンプ場というブランディングを図り、キャンプ場施設の付加価値を高める取り組みを行っていくという御提案でございました。

以上でございます。

○副議長（藤澤和生君） 議案第78号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） プレゼンの記録は、服掛松についてはいただいております。その中に、問題になっていました内容証明のことが触れられています。長崎地区の方と整備協力の話があったが、当然、同じ蘇陽地区なので、面識はあるのかという質問に対して、面識はあるし、先日のイベントでお向かい同士になり、取ったときはよろしくお願ひしますと挨拶はさせていただいたという文面があるんですね。プレゼンの記録は概略で結構ですと申し上げましたが、このことについては、内容証明で送られてきた疑問点と重なる場所ですので、この言葉ではない、きちんとしたものがあれば、どんなふうに言われたかというのと、そのとき、どのように審査員の方たちは受けとられたのかというのをお尋ねします。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、お答えいたします。発言の趣旨につきましては、お手

元に配付しているとおりでございます。

ただ、この発言を受けまして、じゃあ、この審査に影響したかということ、全く影響のない範囲での発言だというふうには私は捉えました。ただ、その他の委員さんにおかれましては、どういった感想というのは、私のほうでははかり知れるところではございません。総合的に判断して、審査表の点数にあらわれたということで、御理解をいただきたいと思います。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） この発言は、内容証明によれば11日にされていて、それを、この方は事前にもう決まっているような発言だったというふうには受け取られていて、13日に役場に問い合わせをされている。そのことが選定委員会に伝えられて、こういう疑義があるということ伝えられていたのかということ。もし、伝えられていたら、そのとき、その発言の真意を確認されたのかもしれないというふうにも思います。

まず、こういう選定については、まず、フェアでなくてはいけません。スタートラインが一緒でなくてはいけないということで、一般質問のときにも、やはり審査員の方を変えて、やり直しをするべきではないかと。やり直しが適当ではないかということをお申し上げしました。こういうふうには、そうすべきではないかと私は今でも思っています。スタートを間違われたというのが致命的だと思いますので、そのことについてはいかがですか。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 歌瀬さん、キャンプ場さんの発言につきましては、今、お手元にあります。それ以上でも、それ以下でもないと思いますし、この審査の事務につきましては、2団体の方から、事業計画なりをきちっとお示しいただきながら、我々10名の目で慎重に審査したところではございまして、その結果が点数としてあらわれたということでございまして、この選定委員会の部分につきましては、十分機能を果たしているとは私は思っております。

以上です。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

5番、興梠誠君。

○5番（興梠 誠君） 5番、興梠です。この選定委員会のあり方というのはわかっておりますが、この服掛松に関しましては、私たちも内容証明というのが来ておりました。そのいきさつをずっと今まで聞いておると、選定委員会の前に内容証明は来ております。それで、委員長である総務課長がその時点で、やはり両方の意見を確認する必要があったんじゃないかという思いがしております。例えば、入札する場合は、そういう話があれば、両方呼んで、誓約書等をいただいて、そういうことはありませんというふうなことで、スタートラインを確保する。そして、お互いの意見を、そういうことはありませんということでプレゼンに掛けていくというようなことがされたのか、されてないのか。誓約書の確認ができたのか、できてないかをちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） ありましたとおり、内容証明の文書は来ました。それは一般的な通知でございますので、それについて、詳細に確認するという手続につきましては、時間が必要かなというふうに思いますが、今回の場合には、2社のほうからもプレゼンを聞きながらやりましたので、特に事前に呼んで、聞くという手続は必要ないと私が判断いたしました。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

5番、興梠誠君。

○5番（興梠 誠君） 今、課長が答弁されたことはわかりますが、基本的に、そういった場合はやっぱり念には念を入れて、お互いの事実確認をされて、誓約書等をとっていただいて、選定委員会に凶るべきじゃなかったかというふうには私は思いますので、今後はそういうことを気をつけてやっていただきたいというふうをお願いしておきたいと思います。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 1番、眞原です。全員協議会するときでも、質問といいますか、発言させていただいたかと思えますけれども、この服掛松キャンプ場の選定におきましては、実は地元の方々のお声も、私も実際に聞いておまして、非常に不安に思っているようです。といいますのも、これまでの経緯で、今回の指定管理の以前で、地元の方々でつくられた団体と、それから、今やっというみずのとらベル隊、ここでの選定の競合になったときに、みずのとらベル隊が選定なされて、その後、なかなか地元とみずのとらベル隊の協力体制が得られず、4年間かけて、ようやく協力の体制が今とれている状況で、また新しい指定管理者が選定されたということで、うまくやっというのかというのは非常に地元の人たちは気になさっているようです。

それで、お伺いしたいのですけれども、歌瀬アウトドアライフさんが選定されておりますが、地元の方々との協力体制に関して、町、行政のほうが直接的に具体的に何かやるということは難しいかもしれませんが、うまい協力体制が地元と引けるような、そういう、バックアップといいますか、フォローアップの方策というか、考え方というのはお持ちかどうか。そのあたりをお伺いしたいと思います。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） ただいま御指摘があったように、指定管理者が交代するということは、地元にとっても不安があられることは当然だと思います。仮に決定をして、今後、新たに入られる業者さんと地元と一緒に外向いて、御挨拶をするなり、あと、行政としてサポートできることがあれば、極力サポートをしていきたいというふうに思います。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） このプレゼンの内容から質問で、現在、歌瀬キャンプ場を運営している中で、冬場の集落が一つの問題と思われるが、服掛松の冬場の集落ゾーンについて、案はあるのかという質問に対して、キャンピングカーサイト、ここは水道と電源も来ているので、ここを

使わないのはもったいない。道が大分狭い、サイトも狭いので、これを改善して、オートサイトの中にたき火ができるスペースを設置という回答がなされております。水道と電源も来ているのに、ここは使わないということは、使われてなかったということなのですが、なぜ、ここが使われてなかったのか。担当課にお尋ねします。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） キャンピングカーサイトのところのお尋ねですけれども、ここに水道と電源も来ているわけなのですが、平成18年に、今のキャンプ場のステージがある部分より下のほうのキャンプ場の改修工事をやっていたわけですけれども、18年にカントリーパークというのが下のほうにでき上がりました。今のキャンピングカーサイトのところは昔のつくりになっておりまして、現在は車両も大型化をしておりますし、テントのほかに、タープと言われる屋根つきだけのスペースをつくったりするキャンプのスタイルに変わっているということで、キャンピングカーサイトがちょっと手狭で、使い勝手が悪いということで、全て18年度以降は下のほうのカントリーパークのほうに利用が移っていったということでございます。確かに空いているスペースではございますので、それも十分使えるようにはしていけないといけないところの、このところが該当だったというふうに思います。

要は、平成18年度に下のほうにカントリーパークができたので、キャンピングカーサイトでの利用が少なくなって、下のほうでの利用になっていたということでございます。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） あそこは、水道は使われないように、蛇口というか、あれは取ってありますよね。だから、水道はそこまでは行っているけども、使われない状態だと思います。今お聞きしたら、平成18年からキャンプ場のほうは新たに整備したところのほうを主としてするというので、ここは町が、もうここは余り使わないというところで、町が水道のその、何といいますかね、がらんと言いますか、使えない状態にしたのかということをお尋ねしたいと思います。

ここは何度も私たちも行きましたし、課長も現場を踏まれました。ここは、そこに行く途中の道に段差があって、途中で何年か経過するうちに段差ができたと思いますが、おりられないようになっていました。そこはことしだったと思いますが、おりれるように、町のほうで整備をされたと思いますが、ここをですね、使われなかった部分を使うようにしますと、これが大きな評価になったと思います。

今されているみずのとらベル隊さんも、ことしの5月の連休ではお断りをしなくてはならないぐらいの集客でございました。本当に町道までずっと数珠つなぎで、多分、何組かはお断りされたと思いますが、それぐらいの集客があって、人気があったところのあらわれだと思いますけれども。そういうことで、私も地元の女性群で、ことし4月から発足したおもてなしクラブに加入しておりますが、そういうことで、キャンプ場に来られるお客様をお断りするのは非常に無念だということで、やはりこの使われていないところを整備して、とりあえず駐車場、キャンピングサイトですから、水は使えなくても、駐車場にでも開放して、便利が悪いけれども、そこにとめ

られて利用してもらおうということで、そこを整備しますと。ですから、御協力願えませんかということでしたので、たしか7月だったと思います。また、夏のキャンプの時期に合わせて、その前にとということのお願いがありましたので、当日は大雨が降りましたが、予定をしておりましたので、皆さんかっぱを着て、軽トラで何10台もあそこにたまった土砂を掃いて、作業をいたしましたので、ここは車をとめられる状態にはなりました。よくよく見てみますと、今後の人的配置はどうなのかというところ、人員を確保するのかというところのお尋ねに対しては、今働いている方が残りたいということであれば、残っていただくことも考えていると、責任者としてですね。ということをお返答されております。

なので、恐らく自分がこうしたい、もし、とつたらばということで、この管理されている方にいろいろお話をされて、今後のことを協議されたかなと思います。そうしたら、こういうふうにして、今こうしていますので、こういうふうにかこうしたいというところで今進めていますというのが、もしかしたら、情報が漏れたかもしれません。これは歌瀬さんが選定されましたけれども、今の事業者さんが、私たちがせつかくこういうふうにして、こうしようと思って、作業もしていたのに、しっかりこの管理料も使ってされたのに、ああ、残念だなと思われたんじゃないかなと思います。もうここは手を入れなくても、今度とられたときは、そこに管理料を費やさなくてよくなるわけなんです。

それと、先ほど、1番議員の眞原議員からお尋ねがありました、地域との関係性はどうかということで、ここは男性群で、3年か4年前ぐらいからだと思いますが、大字長崎地区の中から、蘇陽峡周辺整備委員会というのがつくってあって、このキャンプ場への協力体制というのを培ってこられておられます。

それでまた、指定管理料を将来的には少なくしていこうという考えがあるのかという質問に、改善点として上げているが、当社でやれることがかなり土木関係に近いところがあるので、そこはやっていきたい、自社でやっていきたいということなんです。では、この蘇陽峡周辺整備委員会という地元の人たちが、これまで木を切ったり、間伐したり、草を刈ったりしてされておりましたが、ここは自社でされるということですので、地域との関係性はなくなるかなというふうに思ったところです。

そこで、もう一度、その地域との関係性、やっていけるのかという、その審査方法ですね。そこらあたりがどうだったのかというのもお尋ねをしてみたいと思います。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 歌瀬キャンプ場さんは地域の方でもありますし、それから、地域の実情も御存じであるというふうに思います。グループの中に土木会社があるのでということで、それを最大限に生かしたいという提案だというふうに捉えております。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 歌瀬キャンプ場さんから御提案のあった、自前で整備もできるというお話ですけども、そのあたりについては、地元とも協議を行っていただいて、どういったところまで整備をするのか。そういった機会を持っていただくような形で進めていって

ただければというふうに思います。そこについては、指定管理者として決まった後には、協議をするということにしたいと思います。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） とても世論は厳しゅうございます。この選定結果が公表をされた後、住民の方々からも、いろいろ、ほかの同僚議員もおっしゃっておられましたけれども、不正したところは選定をされました。不正もしてなくて、黒字で運営している会社が選定されないというのはおかしいよねという、一般世論ですよ、そういうふうにして、私たちにも意見を言われましたので。本当に、普通に考えたらばおかしいなと思いますが、何度も、これまで審査委員会で、公平公正にという言葉をお聞きしましたので、私たちは、一般質問でも、おととい言いましたように、どちらの業者のひいきもすることはできません。審査の結果を真摯に受けとめて、決めていくのが私たち議員であります。

内容証明も来ました。いろいろお尋ねもいたしました。町長が、これを提案する前に見ておられなかったのが残念でございました。いろいろ考えていただくと、この案件について、やはり十分な精査をしていただけませんかということをお申し上げましたならば、そういうおつもりはないと、上げましたから、進めていきますということでしたので、同じ質問をしても、同じ回答だと思いますので、それはやめますが、ここの質問に、長崎地区の方と整備協力の話があったが、当然、同じ蘇陽地区なので面識はあるのかと西田議員もお尋ねがありました。言葉尻といたしますか、内容証明では、もうとったということをお言われたとして、個人の名前も出されて、この人がお一人になられるので、御協力よろしくお願ひしますねとおっしゃったと。

○副議長（藤澤和生君） 6番議員、簡潔にお願いします。

○6番（藤川多美君） 聞いていただかないと、わかりません。それで、この内容を見たら、回答では、とったときはよろしくお願ひしますと書いてありますので、もしかしたら、とったときはと、地区の方にもおっしゃったのかもしれませんが。私もそのとき、すぐ地元の方が言われたので。まだプレゼンもないのに、そういうことを言うはずはありませんよと言ったけど、いやいや、聞きましたよと。でも、よくよく見ると、ここにも書いてありますので。とったときはということがあったのかなとも。もちろん、そういうことも、地元の方にも言いましたけれども、恐らくこの歌瀬さんは、とったときはよろしくお願ひしますねとおっしゃったんだろうと。ずっと考えてみますと、この回答にも書いてありますので。これを信じて、今後、やはりこの文言で、内容証明も来ました。町も恐らくこれで迷惑を受けられたと思います。

なので、今後、こんな誤解を招くようなことは言ってもらいたくありませんので、今後、今は民間でキャンプ場をされていますけれども、今後は公園施設でやっていかれるわけでございますので、こういった誤解を招くようなことを発せられませんように、山都町の看板を背負っていかれるわけでございますので、そこは重々、町のほうから注意を促していただきたいと思ひます。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから議案第78号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号「服掛松キャンプ場の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時0分

○副議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 議案第79号 国民宿舎通潤山荘の指定管理者の指定について

○副議長（藤澤和生君） 日程第3、議案第79号「国民宿舎通潤山荘の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、議案第79号を説明させていただきます。議案第79号、国民宿舎通潤山荘の指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

平成30年12月6日提出。山都町長。

施設の名称、国民宿舎通潤山荘。

指定管理者、所在地、山都町長原192番地1。

名称及び代表者、有限会社虹の通潤館、代表取締役岡本哲夫。

指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日まで。

提案理由。山都町国民宿舎条例第16条の規定に基づき、この公の施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

提案内容について、少し説明させていただきます。

国民宿舎は4社から応募がございましたが、有限会社虹の通潤館を選定したところです。国民宿舎通潤山荘は、住民等の保養の場を与え、その福祉の向上と健康の増進を図るとともに、観光の振興に寄与することを目的として設置されました。まず、宿泊施設の提供に関する事業でございます。基本的な考え方として、山都町における中心的観光施設として、交流人口の拡大や町内の生産品、役務を調達することにより、町の農業、商工、観光業を中心に、地域経済の活性化の

一翼を担います。また、利用しやすい価格で、顧客満足度の高いサービスを提供することにより、本町観光のイメージアップを図っていきますというものです。

事業計画についてですが、協力関係にある登山コーディネーターとタイアップした九州脊梁トレッキングやフットパス、緑仙峡、青葉の瀬、蘇陽峡、スノーハイク等を組み込んだ自然体験型旅行プランを提供します。八朔祭、清和文楽や神楽など、山都町の伝統芸能鑑賞ツアーによる集客を行いますということです。

それと、資本参加予定の旅行業資格を持つ事業者に、山都町を組み込んだ観光ツアーを企画し、関西を中心に、西日本地域から誘客し、新たな顧客を開拓しますということです。当館を拠点として、近隣の観光地に目を向け、着地型の幅広い滞在型観光商品を造成しますということです。それと、教育旅行の受け入れとして、有機農業の学習や農業体験、阿蘇家や通潤かんがいの歴史学習、九州脊梁山地の自然生態系観察など、豊富な学習素材による教育旅行の開発、あと、インバウンドの誘致として、会話が可能な接客スタッフを採用し、外国人観光客に対応しているが、熊本県外国人観光客誘致連絡協議会と連携をして、外国人旅行客の受け入れ拡大を図るというものでございます。

二つ目に、入浴施設の提供に関する事業でございます。昼食付日帰り温泉プランや優待回数券、年間パス券の販売など、利用者にメリットのある商品を提供するというものです。それと、定期的な水質検査、浴室での事故防止対策、毎週火曜日には入念な清掃と危険箇所の点検を実施し、利用者の意見反映として、アンケートボックスの設置などを行いますということです。

三つ目に、集会のための会場の提供に関する事業でございます。町民の皆様の憩い、学習、研さん、趣味やサークルなどの日常行動の場として提供をしていく。各種セミナー、研修会、スポーツ合宿など、各種会合の誘致を図っていくということです。春夏秋冬の食材を利用した料理プランの提供、ジビエ工房やまとと連携した猪肉のコース料理、会食つきグラウンドゴルフプランの提供などでございます。

四つ目に、食事の提供に関する事業です。地域の農産物や加工品を使用した安全、安心の料理を提供することにより、地産地消の促進、地域産業の振興に寄与しますということです。有機農産物を中心に、鮮度の高い旬の食材を用いた季節感のある料理の提供を行います。このことにより、おいしく安全な農産物を生産する山都町のイメージをアピールし、山都町が目指す農産物のブランド化の一翼を担っていくということです。旬の食材の提供、ジビエ料理の提供、ランチバイキング、山の都の朝御飯等、食にこだわったメニューの提供を行っていくということです。

5番目に、その他の事業ということで、清和文楽館、そよ風パークと連携した旅行プランの提供、例えば、薪文楽鑑賞パックですとか、神楽鑑賞パック、星空鑑賞パックの造成を図っていくということです。

それと、女性活躍の場としての通潤山荘を目指していくということで、老舗旅館をイメージした、お客さんが来られたときに、老舗旅館とかではおかみさんが出てきて接客をされますけれども、そういったイメージの女性目線のサービス向上をお客様に発信していくということでございます。

以上でございます。

○副議長（藤澤和生君） 議案第79号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 一般質問でもお尋ねしましたことで、検討いたしますと言われたことについて、再度お尋ねをいたします。

指定の期間を、やはり5年ではなくて3年間ということにして、緊張感を持ってやっていくべきではないかということと、それから、監査については、税理士さんでしっかりやっていきますというのが出されていますが、それに加えて、外部監査も入れていく必要があるのではないかとこのことを申し上げました。それと、基本協定書の12条の納付金について、そのことについては削除すべきではないと。きちんとこれからも入れていくべきだし、この協定はほかの指定管理業者の協定にも入れていくべきだということをお知らせしております。

それと、赤字解消について、どのようにしていくのか。これはどこの指定管理者も一緒です。先ほど、そよ風パークの件については承認されましたが、そよ風パークの赤字についてのきちんとした見通しは示されませんでしたので、そよ風パークに限らず、全体としての赤字解消をどのように今からやっていくのかという方針、きちんとしたものを、これは町長にきちんとお答えいただきたいと思っております。

それから、支配人からの未払い分の回収見込みということについてもお尋ねします。

以上です。

○副議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） お答えします。支配人については、後で副町長のほうからあろうかと思っておりますが、先ほど、5カ年を3カ年というようなことが先般もありました。私もそのように考えております。まずは、3カ年でなくて、1年ごとにしようかなという思いでおります。確実に出していただき、また、皆さんにも報告をしながら、議論もしていただきたいという思いでおります。先ほど、選定委員会の話もずっとあっておりますが、やはりこうなれば、もう選定委員会が要るか要らんか。議会で一発でいいんじゃないかなという思いもありますが、これはうちの条例なり、いろんな部分がありますので、これはまた皆さんにお諮りをしたいという思いでおります。はっきり言いまして、1年ごとの決算を吟味しながら、2年目はどうするか、2年目は3年目になろうかと思っておりますが、1年目の決算が終わった後、その1年間で検討しながら、3年目をするかどうかは、今後検討していきたいという思いでおります。

これは全ての施設であります。通潤山荘の外部監査というような形でございますが、今も外部監査は一定、税理士の方はそういう形かという思いでおります。今回、一つの民間会社も入れるというようなことではございますが、今、商工会、JA、そして、税理士の方というようなことではございますが、今後、そういう分があれば、外部監査が要ると。しかしながら、役員の今の定数等々も考えたとき、それだけの数が要るかなと。先般もありましたが、今おられる方々は全て複式簿記も、いろんな部分をわかっておられる方が、今監査になっていただいておりますという思い

でおりますので、外部監査の答弁については、今後、これは取締役会等にお願いが必要な部分でありますので、そういう形の中で検討しながら、登用がベターであれば、やっていかなんなどという、これは取締役会のほうにお願いをしたいという思いでおります。

○副議長（藤澤和生君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） 裁判のことについてのお尋ねであります。先月の27日付で、損害賠償の民事訴訟を熊本地裁に提起したところでございます。裁判所で受理いただきまして、来月、口頭弁論が開かれる予定でございます。これはお互いの主張を行いまして、討議すると。それぞれの申し立てを裁判官がそこでまた聞いて、判断の材料にするという手続があるということになっております。

いずれにしても、損害賠償金については、きちんと全額支払ってもらうように、最大限の努力をしてまいります。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 協定書の第12条の件でございますが、今、議員のほうからは、指定管理を受けるところの全ての協定書についてということでもございましたので、適切に対処していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） 赤字解消については、昨日、改善計画ということで、議員の皆様にお配りしておりますが、まず、歳入をふやす、収入をふやすということで、これまで非常に廉価な価格での外国人旅行者の受け入れ、あるいは、安売りクーポン、半額でのランチ、入浴プランなどを出しておりました。これは前支配人のアイデアとして出されたわけなんですけど、精査してみると、ほとんど利益が出ておりません。確かに入り込み客はふえておりますし、売り上げには寄与しておりますが、収益はほとんど出ていないということで、きちんと原価計算しまして、お客さんに満足いただけるようなサービスを適切な価格で提供するというので、収益の改善を図っていききたいと思っております。

また、これまで、インターネットでの集客が主でした。ほとんど出向いての営業というのがありませんでしたので、例えば、老人会、各種団体、そういったところにしっかり回って、新たな顧客を対面で開拓していきたいと思っております。

それから、歳出面では、これは前から指摘されておりましたが、一般管理費、人件費等の比率が非常に高いと、収益の悪い会社でありました。社員も類似の団体等に比べると多いという指摘を、これは3年前になりましたら、中小企業診断士の診断を受けた中でも、御指摘がございました。しかしながら、社員の解雇というのはなかなか難しゅうございますので、現在、退職された職員、社員をパート等で補うという形で、人件費の削減を行っております。

また、これまでインバウンド対策ということで海外出張、海外での営業が行われておりましたが、これはほとんど効果が出ていない。東南アジア等に出かけて営業活動をやっていたのであり

ますが、非常に費用対効果がないと考えておりますので、こういったものについては、今、取りやめておるところであります。

こういった歳入増と歳出の削減で、経営改善を図っていきたいと思います。ちなみに、本年度は年度後半からそういった取り組みをやっておりまして、30年度は若干の黒字が出るの見込んでおります。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 有限会社虹の通潤館については、町も出資している会社というようなことになれば、町民の会社でもあるというふうに思っておりますし、商工会員、JA組合員も重複して関係する会社だというふうに思っております。虹の通潤館は、そういった会社でございまして、ほかの第三セクターにつきましても、私が議員になりまして5年目でございますが、本当に議会の中でいろいろと議論がされてきました。

今の副町長の話の中で、中小企業診断士の診断を仰いだというような話もありましたが、そういった指摘を受けながら、町として、虹の通潤館にかかわらず、最後の議題ですでお尋ねしますが、どういった指導、監督をされてきたのか。今後、どういった考え方で、町として関与していかれるというお考えなのか。総務課長で結構でございます。答弁をお願いしたい。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。御指摘がありましたとおり、町が出資しております第三セクターの会社は多々あります。議員がおっしゃるとおり、町民の財産というのは、十分、我々職員も認識しておりますので、この管理運営責任者、出資者の責任者としてでもございますが、やはり町民の皆さんの信頼を得る我々の仕事でございますので、その責任の重さを感じながら、適切に対応していきたいというふうに思います。

○副議長（藤澤和生君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 気持ちは伝わったわけですが、今の答弁で。適切にしたいということになれば、余りにも言葉が曖昧かなというふうに思います。どういった指導、監督をしてきたかというようなことでお尋ねしましたので、わかる範囲で結構ですので、もう少し具体的に申し述べていただきたいというふうに思います。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 失礼いたしました。公の施設、それぞれの特徴があるかなというふうに思います。都市住民の交流ですとか、あるいは、住民福祉の向上、それから、学習の場、それぞれございますので、それぞれに応じて、この施設の設立目的、それから、利用の目的、最終的には町民の皆さんに十分利用いただくような施設になります。それからまた、今後の九州中央道の開通を見据えた中で、町外の皆さんにも楽しく利用いただく施設でございますので、その分の経営のやり方ですとか、あるいは、企画イベントにつきましても、商工観光の部分もありますし、農業振興の部分もございますので、全ての課を投入しながら進めていくのが、我々の仕事だというふうに思っております。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 山の都創造課で、第三セクター、指定管理施設とのかかわりといいますか、施設からは毎月1回、収支と事業の報告をいただいております。前年と比べて、収入が落ちているとか、上がっていれば、特に指導といいますか、連絡をしませんか、収入が落ちているときは、どうしてかというようなところの理由も何うような形で指導をしているところですか。

それと、第三セクターについては、取締役会がございまして、そちらに出向いたりとか、あと、その前の役員会ですとか、そういったところで、その施設の事業計画、次の事業に向けての報告なりございまして、そのあたりで指導といいますか、意見を述べさせていただいているというところがございます。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 大変、先ほど、町長の口からびっくりな発言が出たので、私は本当にどっきりしたんです。これは5年間の指定の契約ということで、債務負担行為等々、私たちは議決をしまりました。なのに、ここで急に1年で見直していくということを今述べられましたでしょう。それはとても私たちの判断材料として、重要なポイントです。本当にきょう、本当この大事な大事な議案に対して、多分、皆さんが責任を持って、きのう渡された書類を読み、どのように判断するかというのは、本当、個人個人で、一生懸命考えてきた、私も本当に考えてきました。

しかし、今の、5年じゃなくて3年、いや、1年間で見直していくつもりなんだということを今、御発言なさったということは、非常に私はびっくりしまして、それって、本当にきょう、それを採決したところで、それが事実になるのか、そうでないのか。全く今の御発言がどういうふうに作用するのかわからないと思いましたが、それから、今、赤字経営、赤字の改善の問題で答弁されたのが岡本副町長でした。これは社長としての御答弁だったのか何だか、本当にこれも曖昧です。

先ほどから、こういったことを決めるときに、フェアでなければならないというふうに申し上げておりますが、ここで社長たる岡本副町長がそこで答弁されるということは、ほかの手を挙げられた会社に対しては、大変失礼な話じゃないでしょうか。

これはやはり担当課である総務課長、あるいは、山の都創造課長から御指摘をいただきましたかっかなというふうに思っていますし、何か全てが性善説で動いているというか、いろいろ改善計画もあります。それを信じて、じゃあ、やらせましょうと。やらせましょうが、5年間なら、やっぱり大変重たいですよ。5年間、またこれを見ていけなくていけないのかと。しかし、1年で、また考えるよということになれば、それは判断材料が全然違うわけなんです。

だから、そこら辺をもう一度はつきりおっしゃっていただきたいし、ほかのプレゼンのきのう資料を見させていただいても、かなり数十社のグループ会社から投資をして、頑張っていくという意見もございましたし、また、今、雇用されている方々の雇用は守りますよということを、そ

のほかの会社も述べられているようです。

なので、何を判断材料に、その5年間の指定というのは、すごく私は重たい判断材料なんです
が、そここのところをもう一回お聞かせください。

○副議長（藤澤和生君） しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時29分

○副議長（藤澤和生君） 引き続き、会議を行います。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） お答えします。先ほどの1年で判断するというのは、先ほど藤原議員
からもありましたが、やはり今まで毎年のチェック機能が我々行政側としてはなかった分があり
ますし、今回、七つの指定管理をお願いするわけでございますが、全てのお願いしている、また、
ほかの部分もですが、毎年、我々がチェック機能を果たしながら、議会ではありません。我々は
議会に報告をしますので、我々執行部が山の都を中心に、各施設の状況等も勘案をしながら、毎
年審査をしながら、指導もする部分、100%の第三セクターもあるわけでございますので、そう
いう分もするという思いです。

また、契約書の中にも何かあったらという部分もありますので、そういう部分、各管理をされ
ておる、受けていただく事業所の方々にはっきり目的意識と自覚を持ってしていただくような思
いで言った部分でありまして、舌足らずで誤解を招いたかなという思いでおりますが、今後5年
間はずっとお願いをする部分でございますので、その間で皆さんにも報告をしながら、我々がチ
ェックをした分をいろんな協議してまいりたいという思いでおります。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 1番、眞原です。通潤山荘は、今さら申し上げるまでもなく、ここに
いらっしゃる皆様も十分御存じのとおり、また、先ほどの藤原課長からの御説明にもありました
とおり、町にとって非常に重要な施設だということで、町民の福祉でしたり、あとは観光、それ
から商業にとって本当に大切な施設です。

ですからこそ、私もさきの全員協議会でも、非常に具体的といいますか、厳しい質問をさせて
いただきました。そのときの御回答、御答弁では、なかなかうなずけるような御回答をいただ
けていないと私も思っているのですけれども、本日、提案理由説明の後、補足いただいた中で、
虹の通潤館が今後5年間やっていこうと思っていらっしゃる運営内容、コンテンツにつきまして
は、私もきょうこの場で初めて聞きまして、非常に頼もしいといいますか、何というんでしょう、
期待が持てるなというふうに思ったことがあります。教育旅行の受け入れとか、このあたりなん
かは私も発想が全くなかったですし、山都町が持っているいろんな施設の宿泊をまぜながら活用
していく、おもしろい提案だなというふうに非常に思いました。あとは、集会会場の提供とか、

そういったところも、実際どのあたりを提供なさるのか、ちょっとぴんとは来ていませんけれども、そういう御発案があるということも非常におもしろいなと思って聞かせていただいています。

通潤山荘は、非常に建物としてはポテンシャルがあると私も思っております。利用もしていました。お風呂のほうは私は議員になってから余り利用していないんですけども、なぜかという、私、目がとても悪いんで、お風呂に入ると皆さんの顔が見えなくなって、町の皆さんから無視したとか思われちゃうとまずいですよね。それで余り入ってないんです。なんですけれども、ただ、それだけポテンシャルのある施設なんですけど、過去5年間において、いただいた資料を拝見しますと、赤字が25、26、赤字赤字、27年は400万ほどの黒字が出てますけれども、その後、地震もあったとはいえ、28、29と赤字赤字と続いています。とどめで不祥事もございまして、直近の実績というのが非常にマイナスになっていることは、これはまぎれもない事実だろうと思っています。

これを起点にして、有限会社虹の通潤館が生まれ変わる、そういったものが恐らくプレゼンの中であっているはずだと私も思っておりますが、そのあたりを最後に、最後にといいますか、いま一度、選定委員、執行部の皆様のほうから、私たちがわかるように御説明いただけたらと思っています。

世界は今、物すごいスピードで変化しています。これに対応して観光の先端を通潤山荘が走るような、そういう宿泊施設であってほしいと思っています。これは浜町商店街を初め、町の皆さん、観光産業に携わっている皆さん、同様に思ってもらっちゃると思うんですよね。なので、そういった期待感が持てる施設が虹の通潤館であったということが、私たちに理解できるような御説明がいただけたらと思っています。これが1点目です。

もう一つございます。もう一つは、もうちょっと具体的です。連携の話なんですけれども、各三セクとの連携というのがございました。ただ、そこも重要なんですが、さらに重要なのは、通潤山荘の近隣、いわゆる浜町商店街の商業施設、観光関係の施設、こことの連携をどう図っていくのかというのは、非常に大事じゃないかなと思っています。ランドデザイン構想もございません。

そういったものを浜町周辺が一丸となって推し進めたランドデザインは、実は浜町周辺だけの話じゃないと思っていますが、今回提案されているのは、浜町周辺が中心になっていますので、そういったものを力強く推し進めていくためにも、浜町の商店街の皆さんと連携した運営というのは非常に重要だと感じていますので、そのあたりの方策も具体的な御提案があれば、ぜひお示しいただきたいと思います。

以上、2点、ぜひよろしく申し上げます。

○副議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 今、浜町商店街と三セクとの連携も必要であるが、浜町商店街との連携もということでございます。御指摘のとおり、まちの中に通潤山荘はございますし、地元の経済浮揚のために建てられた施設でもございますので、三セクの連携をやり始めながら、地元商店街との連携も密接につくっていかねばならないと思います。

ただ、仕入れとか、そういったものだけにとどまらず、お互いに利用していくというか、商店街の方も山荘のほうを利用していただくし、山荘のほうも地元を利用するという、お互いもちつもたれつというような関係をつくっていったらというふうに思います。

失礼しました。赤字が続いているということで、それを払拭するような提案があったかということだと思いますけれども、7月に不祥事が発覚して以降、職員の皆さんがそれぞれ自主的に自分たちがやるべき仕事の役割を再認識していただいて、それぞれ職場で動いていただいているというのが大きく変わったところではないかというふうに思います。今までは支配人におんぶにだっこという部分があったけれども、直接、目に見えるような形ではございませんが、今、山荘の職員方の意識というのが変わってきていることを間違いなく感じる場所でございます。

そういったところの積み上げが、お客様一人一人に対するサービスの向上であったり、宿泊者の増加ですとか、そういったサービス面の向上につながっていくのではないかとこのように思います。

私を感じたところですが、以上でございます。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 私の質問、少し言葉が足りなかったかもしれません。説明が余り長いといけないなと思って質問していました。

お伺いしたかったのは、有限会社虹の通潤館の経営陣の皆様が、過去の実績であり、今回の、今の状況を、このマイナスの状況をどうお捉えになって、そして、これから先の5年間に向けて、どうあの施設を山都町が望む目標に向かって運営しようと決意なさっているのか、そのあたりが何か見える形で、御発言、お示しが有限会社虹の通潤館から出ていないか、そういうところを問わせていただいております。

あとは、町の皆さんとの連携というお話に関しましても、やはり一緒になって観光を引っ張っていく、盛り上げていく。通潤橋の修復はまだ数年かかりますけれども、高速道路が開通するですとか、山都町の観光に向かっては今追い風が吹きつつある状況ですので、世界を取り巻く、日本を取り巻くその観光産業の状況の変化に本当に敏感に反応しながら、町を挙げて観光を進めていく、そういう旗振り役といいますか、そういう役割を担っていただかなければならないというふうに思っていますので、そういうことが感じ取れるような御提案をなさっているはずだというふうに信じていたんですよね。なので、そういうことがわかるような御説明をいただければと思っております、先ほど2点聞かせていただきました。

今の説明で、もし、もう少し補足をいただけるようなところがあれば、よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（藤澤和生君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 質問が曖昧だったんで御答弁しにくいのかなと今思いましたので、もう少し具体的に質問させていただきます。

経営陣の皆さんの心境の変化といいますか、心境の変化というところとちょっと言い方が変なんです

けれども、これまでのことで、経営側として何かを反省になっている点があれば、そういったもののお示しがあれば、それを御提示ください。

それともう1点、町の商店街の皆さん、浜町商店街との連携ということに関しましては、もう少し具体例を出してもらえればというふうに思っております。

その2点です。よろしくをお願いします。

○副議長（藤澤和生君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） 議案に上げられている会社の代表ということで、副町長であります。少し、経営陣ということですので私のほうからお答えさせていただきます。

まず、今回の不祥事、それから赤字が続いているということについては、一義的にはやはり役員員の責任が最も大きいと考えております。そうした反省に立って、現在、不祥事発生以降、毎月、役員会を開いております。

また、出資者としては、町、それから農協、JA、商工会の代表であります。役員は代表でありますが、それぞれの立場で、今までと違う、目の色が変わった形での真摯な討議、意見も出ております。また、具体的な協力としましては、それぞれの団体で通潤山荘の利用を促進するというので、農協さんですとか、町もそうなんですけれども、忘年会、新年会をたくさん入れてもらっています。

総括しますと、今後、役員一同、しっかり気を引き締めて、経営を担っているという、本当にその覚悟を持って経営に当たっていきたいと思います。それから、町と地元商店街との連携についてはもっともなことでありまして、例えば、今、アイデアとして考えておりますのは、観光朝市、それから、一次会を通潤山荘にしてもらって、二次会は町に出てもらおうということで、浜町商店街の二次会ガイドマップをつくるというような計画もしておるところであります。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありますか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 11番、後藤です。今回の指定管理者につきましては、5年前と違いまして、膨大な資料をいただきました。読むのも大変なぐらいの資料で、採点の結果まで提示していただいたわけですね。私もきのうから、その前からこれをずっと、ほとんど読んでおります。読んでみて、11時ごろまで読みました。朝も5時からまた起きてと。住民の方からも電話がありますし、またそれも答えます。本当に、立場的に針のむしろですよ、これは。それは、虹の通潤館の取締役の方々も針のむしろだと思います、当然ながら。

これは不祥事が発覚したわけですね。それは支配人が不祥事を起こしまして、職員まで巻き込んだ不祥事があったわけです。本来ならば、内部告発、日産でも同じですよ、内部告発した中でこんなことがあるので、職員の給与も下がるし、こぎゃんことを私たちはしているのかというのを取締役は報告するのが普通の会社なんです。一般の会社はそうなんです。それを、発覚がありました、事件がありました。それで、それまで経営報告はあっているわけですよ。監査もあつとるわけでしょう。債務超過も起こしておるわけです。それを気づかなくて、初めから、支配人になった当初から不正があつとるわけです。それを気づかず、4年、5年と続いた中で、内部告

発もない。不祥事はあっている。これはとんでもない会社なんです、私から言わすれば。

その中で、指定管理者に選ばれました。それを何とか採択せいと言われても、これは本当にですね。地域の住民からは電話があります。それはだめだろうがって。つい先日も会議がありました、竹原地区、私の地区で。新聞でこれしこ書かれたら、それはにやあどたいと。私は、矢仁田議員から話がありましたように、執行部の方々が決められたことは決められたでいいという、それなら議員は要らないわけです。真摯に町民の意見を反映していきながら私は判断すべきだというふうに。

本当に針のむしろで、胃炎を起こすぐらい悩んでいますよ、本当に。どうしたもんかって。これは、地元からがが言われる。執行部には知った者ばかりおる、副町長も知つとる、課長たちは一生懸命選んだ、それにしても納得できないという状況に置かれているんです。その気持ちはぜひわかっていただきたいし、なかなか一概に「はい、そうですか」と言うことはできません、私は。それは新聞にも書かれたように、職員が決めた、指定管理者委員会で決まったから認めると言われても、なかなか一概にそうですかと言えないんです、私は。

○副議長（藤澤和生君） 11番、質疑を行ってください。

○11番（後藤壽廣君） そういう中で、今までそういうことがあったわけですね。そういう中で、ぜひ、今後の取り組みを私たちも考えるべきだなと思いますし、私はこの提案につきましてちょっと不安があります。本当にいいのだろうか。そしてまた、今後、一遍ぐらい、民間に渡した中で、町が出資しているわけですので、民間に渡した中で、もう一遍、自分たちを見直す、町が出資している会社を見直すということも大事だろうと思います。答えは結構ですので、私は自分の意見として言わせていただきたいと思います。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 確認ですけど、一つは、先ほどの町長の御発言で3年間の指定にしたいと言われたのは、まずは5年が終わった後はそういうふうにしたいということですか。今回の提案はこれだからですね。その確認と、それと、藤原議員もおっしゃいましたけど、最後のところですので、全体の三セクのあり方についてということでお尋ねをします。

赤字解消についてはどこの指定管理施設についても一緒ということで、毎年6,000万近い委託料を税金で投入しながら、累積赤字が大きいところでは、そよ風パークが1億3,000万ぐらいある中で、指定のあり方ですね。赤字を抱えたままの指定のあり方をどういうふうに今後されていこうと思ってるのか、もう一度、町長のお考えをお尋ねしたいです。

○副議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 先ほど申しましたように、指定管理者制度、指定管理、100%お願いしている部分等いろいろあるわけですが、これにつきましては、今回お願いした部分については、今までの5年間の中で余りこういう検討してこなかったのも事実でありますので、この後の5年間につきましては、先ほど言いましたように、毎年報告をしながら検証しますが、5年後についてはどういう形ですか、これは皆さんとも協議をせななと思っています。これは我々

執行部ばかりでなく、また、選定委員会だけでする問題じゃないと、大変大きな問題だと、今、西田議員からもあったような部分も含めながら、これは本当にけんけんがくがくの意見があろうと思っております。これを整理するには大変な労力と費用と時間がかかるんじゃないかなという思いでおり、せつかくここにおられる皆さんの意見を聞きながら進めてまいりたいと。そのためには、どういう形の委員会であつたり何かをつくったがいいかと。これはまた後で議会の皆さんとも協議をしながら進めていきたいと思ひます。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 赤字を出してしまったところについては、一般質問でも協定書にちゃんと書いてほしいと言ひましたが、それぞれの出資者、それから経営陣に責任があるということで、そこできちんと清算しろというような考え方だつてあるわけですよ。それをずっとしてこなかった。何となく続けて累積赤字を残したまま、5年間5年間と来てしまったところに問題があるのではないかといいことでお尋ねをしているんです。その辺の明確な方針が立ててあるか。私は明確な方針をきちんと持たれて、この5年間、その次というふうにしていくべきだと思ひて、お尋ねをしています。どうでしょうか。

○副議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 先ほど申しましたように、今回お願いした部分につきましては、会社としての明確な、先ほどありましたように、事業計画等々を提示をした中での今回の提案で、通潤館は別ですが、今までの分についてはそういう決定がなされたという思いでおります。

町として、今、そよ風パークの問題が出ましたが、その累積赤字をどうこうする部分についてまで踏み込んだ議論はしていない中での今度の指定管理者の選定だという思いでおりますので、そういう部分も含めた、全ての部分を含めた中で、どのような形であるかは皆さんにもお諮りをしながらと、今申したとおりであります。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありますか。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 根本的に、この指定管理者が全部黒字で行けば大した影響がないというのが本当なんです。私は思うんですけども、蘇陽の職員の皆さんは、できるだけそよ風パークを使おうとなさるんです。ところが、矢部に来ると、私も矢部の一人で悲しんですが、矢部の町民の皆さんは、通潤山荘は接待が悪いとか、料理がおいしくないとか、そういう話をされてなかなか使おうとされない。これは多分役場の職員さんをあそこで見たことって余りないんで、その辺もあると思うんですけども、そういうば、きのうも出てましたよね。例えば、服掛松に行かれたことがありますかとか、天文台に行かれたことがありますかとかいう話が出てましたけれども、実際、ここにおる人たちもそういうところを使おうとしない。だから、やっぱりこのみんなが模範となるというか、そういう感じに変えていく必要があるんじゃないか。山都町の建物、施設、そういったのを使っていこうという気持ちに変えていく必要があるんじゃないか。それを身をもって知らしめて、町民の皆さんにも役場の職員の皆さんにも使っていただく、そうい

うふうに変わっていく必要が根本にあるのではないかと思います。

そういった部分と、今後も含めて、町長は大分お話をされましたけれども、この一連の問題提起、新聞沙汰からいろんな問題提起、この辺を含めまして何か町長からもう一步、気持ち的にありましたら、聞きたいというところがあります。なかったら結構です。

○副議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 指定管理者の施設のみならず、全ての施設をやはり町民の方々が使っていただけるような施設にするのがまず先決だという思いでおります。現場という話も幾つもあっておりますが、みんなで育てていくことによって、にぎわうことによって、町外からのお客さんもたくさん来ていただけるんじゃないかなという思いでおります。

指定管理者につきましては、先ほどから何回も同じようなことを言いますが、私も通潤山荘の経営にも携わった男の一人でございますが、なかなかそういう部分の切羽詰まった緊張感のある経営ができなくて、今回のあのような不祥事が発生したという思いでおります。

先ほど言いましたように、毎年の決算書のみならず、日ごろの事業内容を関係課のみならず、また、皆さんにもお願いをしたいなど。やはりチェック機能という部分が、全てが役場職員ばかりのチェック機能じゃない、町民の方々もチェック機能の一人として、いろんな指定管理者施設、今後の運営をやってもらうわけでございますので、ぜひそのような形の中で、みんなでチェックできる体制づくりをしていきたいと思っております。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 町長に随分御答弁いただきましたので、上級課長であります総務課長にお尋ねいたします。

先ほどから、何回もでございます、覚悟を持ってということですが。私たちも、本当に5年目になって、最初の指定管理の承認のときには余り状況もわからないような次第で、本当申しわけなかったかなというふうに思っておりますが、町長が、1年ごとについておっしゃる中でもあります。もちろん私たち、毎年決算の資料を見せていただいております。そんな中でも、やっぱり私たちというか、私は本当に数字に疎く、赤字が出て「地震があったよね」とかっていうふうなぐらゐの理解で、深く勉強しなかったのは私も反省点ではあります。ただ、今後の見直しとか、皆さんが覚悟を持って。今、こちらから見ていると、町長席と2段目の席の皆さん、課長が頭を寄せ合って、苦慮して答弁をなさっています。

でも、今、矢仁田議員もおっしゃったように、みんなでこのことは考えていくべきことだと思っておりますし、総務課長においては、そこら辺の目配りも、そして、5年たって、ことしはかけかえだけんというふうなことじゃなくて、先ほどからいろいろありますが、分割してはどうかというアイデアも私は随分言ってきてるんですよ。そのことはやらないまま、また、同じ条件でいくと。こういったことについての、本当に皆さん方、役場職員も少ない中で大変だと思いますが、そういった担当者を専任で、山の都ではございませうが、何かそういった体制をつくっていくということも必要ではないかというふうに思っておりますが、課長のほうから一言お願いいた

します。

○副議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 御指摘いただいた分につきましては、職員の適材適所なり、あるいは職員の意識改革の大切さかなというふうに承知をいたしましたので、その辺も含めまして職員教育なりに万全を尽くしていきたいというふうに思います。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第79号採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） 異議がありますので起立によって採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（藤澤和生君） 起立多数です。

したがって、議案第79号「国民宿舍通潤山荘の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後0時01分

再開 午後0時58分

○副議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 選挙第1号 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○副議長（藤澤和生君） 日程第4、選挙第1号「熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

よって、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、副議長において指名することにしたいと思います。御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定しました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に、14番、工藤文範君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました14番、工藤文範君を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました14番、工藤文範君が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定しました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選人に当選の旨の告知を行います。ここでしばらく休憩します。

休憩 午後0時59分

再開 午後1時02分

○副議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、電話により、14番、工藤文範君に当選の旨を告知したところ、承諾する旨の意思が確認されましたので、報告します。

以上で、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終わります。

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○副議長（藤澤和生君） 日程第5、諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○副議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成30年12月6日提出。山都町長、梅田穰。

意見を求める者。住所、熊本県上益城郡山都町尾野尻700番地。氏名、下田敏郎。生年月日、昭和33年8月10日。

諮問理由。人権擁護委員の1名が、平成31年3月31日を持って任期満了となりますので、委員

の候補者を推薦する必要があります。これが、この諮問を行う理由です。

よろしくをお願いします。

○副議長（藤澤和生君） 諮問第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） どのような方が存じ上げませんので、少し御紹介をいただければありがたいです。

○副議長（藤澤和生君） 福祉課長、坂口広範君。

○福祉課長（坂口広範君） 済みません、私も詳細までは存じ上げておりませんが、先ほど町長からもありましたように、消防職員として長くにわたって勤めておられまして、非常に行政事務にも大変明るく、それから、人柄についても、住民の信頼等々、いろんな役職等にもつかれているというふう聞いておられて、人権擁護についての理解も深いということで、今回、推薦を行ったものでございます。

手続的には、議会の議決を経て法務局へ推薦するという形になりますので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は原案に同意する旨、答申したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、原案に同意する旨、答申することに決定しました。

日程第6 委員会報告 請願及び陳情等付託報告について

○副議長（藤澤和生君） 日程第6、「請願及び陳情等付託報告について」を議題とします。

請願第1号「山都町浄化槽設置面的整備事業の申請条件見直しについて」の報告を求めます。

厚生常任委員長、後藤壽廣君。

○厚生常任委員長（後藤壽廣君） 厚生常任委員会に付託されました浄化槽面的整備の条件につきまして、報告いたします。

平成30年12月13日。山都町議会議長、工藤文範様。厚生常任委員長、後藤壽廣。

厚生常任委員会審査報告書。

本常任委員会に付託されました請願を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。事件の番号、請願第1号。

付託年月日、平成30年12月6日。

件名、請願書、山都町浄化槽設置面的整備事業の申請条件見直しについて。

請願者、山都町川野1316番地、川内地区区長藤本勇治。

紹介議員、飯開政俊、甲斐重昭様。

審査結果、継続審査。

審査の意見。浄化槽設置面的整備事業につきましては、事業をさらに推進するため、平成21年度に補助金交付要件が緩和されたものの、平成23年から事業申請がないのが現状である。今回、申請条件の見直しについて提案があったところだが、町全体の衛生環境を考慮しつつ、より設置が進むよう要綱の見直しが必要だと考える。いずれにしても時間をかけて調査を進めるべきという結論に達したので、よって本請願を継続審査とする。

以上です。

○副議長（藤澤和生君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 審査の結果を今伺いまして、本当に慎重に審査をされたと思ひまして、感謝を申し上げます。

ただ、今の80%という数字が今の現状に合わないということで、面的を申請するところがもう数年ないと。緩和してほしい、それがあれば、取り組めるけれどもということで請願を出したわけでございますけれども、いろいろなことを考慮して、やはり面的ができないのであれば、今の補助の額を個別の部分の上げるとか、いろんな考えがあるかと思ひますけれども、時間をかけてとありますので、できましたらば、来年度の予算に組み込む前に結論を出して、来年度の事業に取り組めるように取り計らっていただきたいというふうに思ひますけれども。

○副議長（藤澤和生君） 厚生常任委員長、後藤壽廣君。

○厚生常任委員長（後藤壽廣君） 今、8番、飯開議員から質問がありましたとおり、面的整備においては80%という条件は非常に厳しいのが現状であります。これにつきましては、単独浄化槽も従来あったわけですね。それがなくなったわけですので、今からは浄化槽整備という形になっていくわけでございます。

今後、山都町全体を考えた場合に、面的整備の80%をクリアするとかいう話はもうないだろうというふうな結論に達しました。委員会の中ではですね。よって、個別の整備の補助要件を見直していく必要があるだろうというふうな結論に達したわけです。額面につきましては、各関係課、町長あたりと十分協議しながら、地域の皆さん方がより利用しやすいような方向で検討してもらうように執行部と話したところでございます。

○副議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は継続審査です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号「山都町浄化槽設置面的整備事業の申請条件見直しについて」は、継続審査とすることに決定しました。

陳情第3号「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情について」、報告を求めます。

厚生常任委員長、後藤壽廣君。

○厚生常任委員長（後藤壽廣君） 続きまして、本件に付託されました看護師の全国適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情につきまして、御報告いたします。

平成30年12月13日。山都町議会議長、工藤文範様。厚生常任委員会委員長、後藤壽廣。

厚生常任委員会審査報告書。

本常任委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。事件の番号、陳情第3号。

2、付託年月日、平成30年12月6日。

件名、看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情。

4、陳情者、熊本市中央区神水1-20-15。熊本県医療介護福祉労働組合連合会執行委員長、田中直光。

審査結果、採択。

6番、審査の意見。看護師の賃金の底上げを図ることは、看護師の人手不足の改善となり、安心、安全な医療・看護体制を図ることとなる。全国を適用対象とした看護師の最低賃金を新設することを必要と認め、よって、本陳情を採択とする。

○副議長（藤澤和生君） 報告が終わりました。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから陳情第3号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情」は採択とすることに決定しました。

陳情第4号、介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情について、報告

を求めます。

厚生常任委員長、後藤壽廣君。

○厚生常任委員長（後藤壽廣君） 報告いたします。介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情について、御報告いたします。

平成30年12月13日。山都町議会議長、工藤文範様。厚生常任委員会委員長、後藤壽廣。

厚生常任委員会審査報告書。

本常任委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。事件の番号、陳情第4号。

付託年月日、平成30年12月6日。

件名、介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情。

4、陳情者、熊本市中央区神水1-20-15。熊本県医療介護福祉労働組合連合会執行委員長、田中直光。

審査結果、採択。

6番、審査の意見。介護従事者の賃金の底上げを図ることは、介護従事者の人手不足の改善を図り、安心安全な介護体制を確保することとなる。全国を適用対象とした介護従事者の最低賃金を新設することを必要と認め、よって、本陳情を採択とする。

以上です。

○副議長（藤澤和生君） 報告が終わりました。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから、陳情第4号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情」は、採択とすることに決定しました。

日程第7 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

○副議長（藤澤和生君） 日程第7、「各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について」を議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各委員長から所管事務について閉会中の継続調査の申し出がありました。当該申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。
お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によ
って、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。
これで、本日の会議を閉じます。

平成30年第4回山都町議会定例会を閉会します。

閉会 午後1時16分

平成30年12月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

報告第11号	平成28年度山都町一般会計継続費精算報告書について	12月6日	報告	済
議案第62号	熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について	12月6日	原案	可決
議案第63号	工事請負契約の締結について	12月6日	原案	可決
議案第64号	工事請負変更契約の締結について	12月6日	原案	可決
議案第65号	山都町特別会計条例の一部改正について	12月12日	原案	可決
議案第66号	山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につ いて	12月12日	原案	可決
議案第67号	山都町職員等の旅費に関する条例及び山都町議会議員の議員 報酬等に関する条例の一部改正について	12月12日	原案	可決
議案第68号	山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	12月12日	原案	可決
議案第69号	山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につ いて	12月12日	原案	可決
議案第70号	平成30年度山都町一般会計補正予算（第4号）について	12月12日	原案	可決
議案第71号	平成30年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 （第1号）について	12月12日	原案	可決
議案第72号	平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）につ いて	12月12日	原案	可決
議案第73号	清和物産館の指定管理者の指定について	12月12日	原案	可決
議案第74号	通潤橋史料館及び虹の通潤館の指定管理者の指定について	12月12日	原案	可決
議案第75号	清和高原天文台の指定管理者の指定について	12月12日	原案	可決

議案第76号	清和文楽館の指定管理者の指定について	12月12日	原案可決
議案第77号	そよ風パークの指定管理者の指定について	12月13日	原案可決
議案第78号	服掛松キャンプ場の指定管理者の指定について	12月13日	原案可決
議案第79号	国民宿舍通潤山荘の指定管理者の指定について	12月13日	原案可決
選挙第1号	熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	12月13日	
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	12月13日	原案答申
委員会報告	請願及び陳情等付託報告について	12月13日	報告済
議長報告	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について	12月13日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町副議長

山都町議員

山都町議員
